

グローバル化

ENSG 第8号

ナショナリズム

多様性

読み解くために

II

アイデンティティ

移動

多文化共生

記憶

コロンブス交換

マイノリティ共感

複数言語社会

多様性

読み解くために

II

グローバル化

SF

ナショナリズム

アイデンティティ

移動

多文化共生

記憶

コロンブス交換

マイノリティ共感

複数言語社会

まえがき

EMS 研究会編『多様性を読み解くために II』が EMS 研究会の電子雑誌 ENSG (Ethnicity, Nation, State and the Globe) の特別号としてようやく刊行に至りました。本編の前に少しでもお時間を頂戴し、本誌が当初の予定よりも大幅に遅れた上に異なる形式で刊行されるに至った事情をご説明します。ご関心をお寄せ頂いている方はどうぞ一読ください。

本誌の構想自体は、前企画『多様性を読み解くために』(東京外国語大学・海外事情研究所、2020 年)の企画段階からすでに EMS 研究会メンバーの間で共有されており、同書出版後の 2021 年 7 月から作業が進められてきました。当初は 2022 年末の刊行を目指していましたが、執筆者の原稿集約や企画進行に遅れを生じたことから、校了は当初の目標から半年以上経過した 2023 年 7 月にずれ込みました。また、前企画からの継続として東京外国語大学海外事情研究所から刊行することを目指してきましたが、出版契約をめぐる双方の認識に隔たりが生じたため、2024 年 4 月に EMS 研究会の電子雑誌の特別号としての刊行を決断し、同年 6 月に海外事情研究所との出版交渉を終了しました。

以上のような事情により、『多様性を読み解くために II』は、企画の始動からは約 3 年、予定より 1 年半遅れての刊行となりました。本誌の公開を心待ちにしていた方々、および、執筆・デザイン等を通じて本誌完成にご尽力いただいた方々に、この場をお借りして深くお詫び申し上げます。

また、こうした経緯を受けて、本誌に収録された論考は、2021 年 7 月の企画開始時点での社会や世界の状況や課題を考慮した内容になっています。執筆開始から公開に至るまで当初の予想以上に月日が流れた結果、取り上げた事例をめぐる状況が変化した章、あるいはより注目を集めるようになった事例を扱った章もあります。編集委員会では ENSG 特別号として本誌を公開することが決まった際に各章の再考や加筆も検討しましたが、企画段階で検討された我々の問題意識は情勢が変化していても 2020 年代前半のアクチュアリティを示すものとして引き続き有効であると考え、各章の執筆当時の息づかいのままでできるだけ速やかにそのまま読者にお届けした方が良いと判断しました。

公開に至るまで多くの時間を要しましたが、本誌のねらい、各章が扱った事例やテーマ、議論がいまなお色褪せていないことを、ぜひお手に取ってご確認いただきたいと思います。

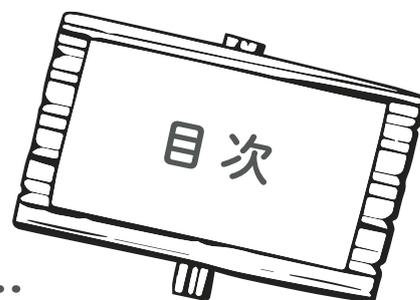
2024 年 6 月 23 日

編者一同

多様性を読み解くために II

身近な視点からとらえなおす

.....



まえがき

序章 2020年代初めに多様性を考えること

第 I 部

人の移動について考える

.....

第 1 章

SF が私たちの世界について教えてくれること / JA 日下 …11

第 2 章

東西冷戦と「人の移動」 / 森下 嘉之 …19

第 3 章

華僑華人の近現代史 :

法的地位、アイデンティティ、ナショナリズム / 鶴園 裕基 …27

第 4 章

朝鮮民族の抵抗詩人 : 尹東柱と金時鐘を中心に / 金 雪梅 …35

第 II 部

名付けと名乗りについて考える

.....

第 5 章

名前の不思議と身分登録の歴史 / 松岡 格 …46

第 6 章

同性愛者という「エスニック集団」? / 森山 至貴 …54

第 7 章

ネイションとエスニシティとは何か? :

「江戸っ子」を手がかりに / 小島 望 …62

第Ⅲ部

コミュニティづくりについて考える

第8章

「多文化社会」日本で、
「政治参加」について考えてみる／栗林 大 …71

第9章

新国家の建設について考える：
フランス革命の事例から／水野 延之 …81

第10章

国際刑事裁判について考える：
旧ユーゴスラヴィア国際刑事裁判所（ICTY）と
国際刑事裁判所（ICC）を中心に／遠藤 嘉広 …92

第11章

言語集団の共生のゆくえ：
南チロルでの自治制度と民族クォータ制を中心に／鈴木 珠美 …100

第Ⅳ部

モノと場所について考える

第12章

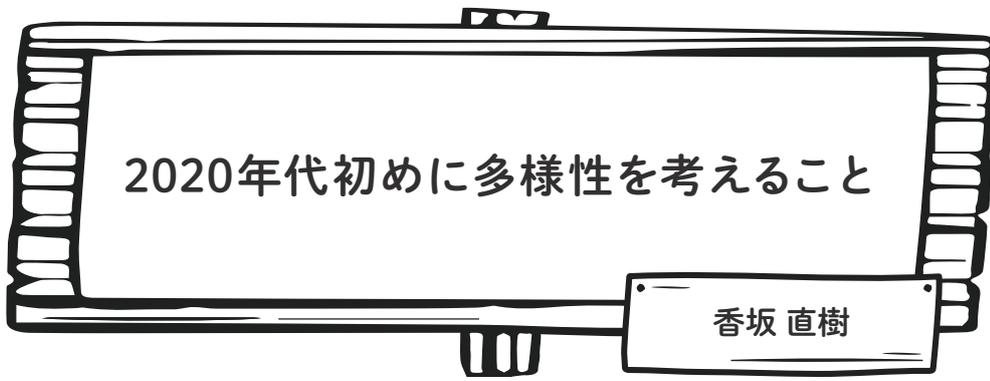
トルティーヤかパンか：
メキシコ伝統食の危機と食の多様性／佐藤 勲治 …112

第13章

プレスブルク／ポジョニ／ブラチスラヴァ：
複数言語の都市がスロヴァキア人の街になるまで／香坂 直樹 …120

第14章

記録の保全・継承の意義：多様性との関わりから／辻河 典子 …130



目次

1. 2020年代初めに改めて「多様性」を考える意味
2. 本書の構成：それぞれの部と章で考えたいこと
3. 繰り返し登場する三つの考え
 - 3-1. 国民国家
 - 3-2. 人間集団の区分・分類
 - 3-3. グローバリゼーション

1 2020年代初めに改めて「多様性」を考える意味

本書『多様性を読み解くためにII：身近な視点からとらえなおす』は、エスニック・マイノリティ研究会が編集した二冊目の電子書籍です。前作『多様性を読み解くために』の発行は2020年11月ですので、それから約二年半が経過しました。

その間にも世界や日本では様々な出来事がありました。

まず、2020年初め以降の新型コロナ・ウイルス感染症 (Covid-19) の全世界的な拡大です。この感染症が世界に及ぼした影響は多いのですが、ここでは一つ指摘します。

ウイルスの自国への流入を阻止する目的から各国が出入国管理を厳しくしたことです。これにより物や人の移動が世界的に抑止され、経済にも影響を及ぼしました。2023年1月の時点では新型コロナに起因する移動制限の多くは解除されています。ビジネス客の往来も回復し、日本への観光客や留学生の受け入れも再開しつつあります。しかし、世界的な移動制限が経済活動の混乱を導いた事実は、現在の世界が全地球規模での物や人の移動に依存する状況を浮き彫りにしました。

もう一つの大きな出来事は、2022年2月に始まったロシアによるウクライナ侵攻です。新型コロナの影響から回復しつつあった世界における大規模な軍事衝突としてメディアや専門家が注目しました。名目はどうあれ、ある国が統治していると国際的に認められていた領土と住民を別の国が奪おうとした戦争であり、ロシアは厳しい非難を受けました¹。

また、戦争とは、国家が人々の生活を破壊し、ときに命を奪う行為であると

1. 2022年3月2日には、ロシアによる軍事侵攻を非難し、ロシア軍の即時撤退を求める決議が国連総会の賛成多数で可決されました（出席193か国中、141か国が賛成、5か国が反対、35か国が棄権）。（UN News, 2022.3.2）

改めて突き付けました。戦火を逃れるため女性や子どもを中心に多くの人々がウクライナ国内外に避難し、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）によると2023年1月半ばの時点でも約800万人がヨーロッパ諸国に滞在しています。ロシア軍将兵がウクライナの民間人に暴力を振るい虐殺した疑いもあり、この行為を誰がどのように裁くのかにも注目が集まっています。

ウクライナでの戦争は日本国内にも影響を及ぼしました。2022年3月以降は避難民の受け入れも始まり²、各地で好意的な対応を受けています。

ただ、この事例をもって日本社会が外国人に寛容であり、好意的であるとは言いきれません。そもそも、ウクライナ「避難民」は、長期の日本滞在が可能な「難民」とは扱われず、法的には「特定活動」の資格で一年間の滞在許可を得ている状況です（出入国在留管理庁2022b）。また、日本政府は「難民」認定に対して厳しい態度で臨み、他の先進国に比べて認定率が低いと支援団体から指摘されています³。国内でも在日コリアンに対する差別的な扱いやヘイトスピーチ、ヘイトクライムが発生しています⁴。外国人へのこのような対応の他にも、例えば、ジェンダーの問題に関して、日本ではまだ収入などの面で男女間の差異が存在し、あるいは同性婚が法制化されていない状況です。

このような日本と世界の現状を念頭に置きながら、本書は多様性とは何か、つまり世の中に様々な集団がいるとはどのような状況なのかを考えます。今の世界で多様性を考える意義は前作の序章でJA 日下が簡潔に示したため、ここでは繰り返しません。ただ一つ書くとすれば、前作と同じく、現在も「様々な信条、価値観、文化、身体的特徴を持つことが尊重される時代となりつつある」（日下, 2020: 2、強調は原文）状況ですが、様々な場所で生じている課題への解が見つからないことです。

現実の世界はどの切り口から見ても本来複雑です。一人一人の人間も複数の属性を備えています。ときには対立も生まれます。ですので、複雑さに向き合うことも求められますが、それも容易ではありません。その結果、それぞれの立場を尊重しあうという意味で多様性を備えた社会は実現できていないと言わざるをえません。

本書を通じて、皆さんが現実にある多様性を読み解き、向き合い方を考えるための手掛かりを見いだせればと考えています。

2 本書の構成：それぞれの部と章で考えたいこと

では、本書はどのような視点から多様性を考えるのでしょうか？

そのヒントが「身近」というキーワードです。前作では世界旅行をモチーフに、世界各地の多様性を紹介しました。その反面で日本に関わる話が少なくなり、読者が日本に生きる自分たちには関係がない他人事として多様性を捉えてしまうのではないかと、という反省も出ました。

2. 出入国在留管理庁によれば、日本には2,256人が避難しています（2023年1月18日時点、出入国在留管理庁2022a）。

3. 2021年の日本への難民申請者数は2,413人、難民認定者数は74人でした（出入国在留管理庁2022c）。また、2001年以降の日本への難民申請者数と難民認定者数の推移は「難民支援協会」のウェブページに詳しく紹介されています（難民支援協会2022）。

4. 例えば2021年7～8月には在日コリアンが多く居住する京都府のウトロ地区などが放火される事件が発生しました。（NHK Newsweb（2022年8月30日）「京都ウトロ地区放火事件 被告に懲役4年の判決 京都地裁」）。

そこで本書では「身近な視点から多様性をとらえる」、コミュニティの日常にすでに存在しているがその存在に気が付かないままのものとして多様性を考える、というコンセプトを採用しました。多様性につなげる動詞を「見つける」にも「探す」にもしなかったのは、多様性を見るために無理な視角を設定しない、他の多様性を無視した解釈をしないという意図を込めています。

このコンセプトに基づき、エスニック・マイノリティ研究会を中心に14人の研究者が集まり、各自の専門分野や問題関心から多様性に迫る切り口を提示しました。それが本書の14の章です。

そして、この14の章を次の四部に分類しました。

- 第I部：人の移動について考える（第1章～第4章）
- 第II部：名付けと名乗りについて考える（第5章～第7章）
- 第III部：コミュニティづくりについて考える（第8章～第11章）
- 第IV部：モノと場所について考える（第12章～第14章）

第I部「人の移動について考える」のはじめ、本書の最初の話は、第1章「SFが私たちの世界について教えてくれること」（JA 日下）です。SF作品を題材に現代社会における移民問題や受入国の恣意的な選択を問います。移民を受け入れる国が誰を受け入れる／受け入れないかを定める力を持つことを指摘しながら、移民排除の比喩として作品を分析しました。また、主人公はある障害を抱える人物です。障害という視点から社会を考える手掛かりにもなるでしょうか。

第2章「東西冷戦と「人の移動」」（森下 嘉之）はヨーロッパの小国チェコと東南アジアのヴェトナムとの間にある意外な歴史的関係を紹介します。20世紀後半の冷戦期（1940年代後半～1980年代末）の国際的な労働力移動としては、西ヨーロッパのイギリスやフランス、西ドイツへの外国人労働者の流入や、アメリカ・メキシコ間の事例がよく引き合いに出されます。しかし、第2章は、「鉄のカーテン」の東側でも類似の例があったことを示しています。また、1990年代以降のいわゆるグローバリゼーションの時期に進んだ人の移動にも話は及びます。

第3章「華僑華人の近現代史：法的地位、アイデンティティ、ナショナリズム」（鶴園 裕基）は19世紀以降に日本や世界各地に移住した華僑華人の例を通じて、集団的アイデンティティと法的地位の問題を考えます。次の第4章とあわせ、近代以降の、そして今の日本に存在するエスニックな多様性を考える手がかりになるでしょう。一方で日本社会のマジョリティの側から彼ら（華僑華人や在日コリアン、外国人一般）に投げかける視線の問題、あるいはどの集団をどの程度まで受け入れるのかという包摂と排除の問題に関しては第III部の第8章が参考になります。ぜひセットで読んでください。

第4章「朝鮮民族の抵抗詩人：尹東柱と金鍾時を中心に」（金 雪梅）は、20

世紀に活動した朝鮮人詩人の軌跡を辿りながら、20世紀前半の日本による朝鮮半島や東アジアの支配が、植民地化された地域に住む個々人に及ぼした影響を考えます。詩人たちの軌跡からは、一まとめにされがちな植民地経験や脱植民地経験もまた個々人で異なることが見えてきます。

第I部からは、人の移動が社会に多様性を生み出す一因になると同時に、自らがどの集団に組み入れられるのかという軋みが個々人の行動にも大きく影響していることも把握できるでしょう。

第II部「名付けと名乗りについて考える」は、第5章「名前の不思議と身分登録の歴史」(松岡 格)から始めましょう。第5章では、私たちが当たり前と感じる名前のシステムに疑問を投げかけます。つまり個々人の名前が「姓」と「名」という二つの構成要素から成り立つこと、それが世界的な標準として受容されていることへの疑問です。名前の形がある型にはめられていく過程を辿ることで、国が個々の住民を把握しようとする努力や、あるいは各国の主要言語への同化といった問題が明らかになります。

第6章「同性愛者という「エスニック集団」？」(森山 至貴)は、1970年代のアメリカ合衆国における同性愛者の運動を扱います。その際、同性愛者を黒人の苦境になぞらえることで同性愛者の苦勞を異性愛者に理解させようとする「エスニック・モデル」という発想を取り上げます。マジョリティとマイノリティとの間にある深い溝を克服し、相互の理解をどのように築くか、そのためのコツを考えさせられる章です。

第7章「ネーションとエスニシティとは何か? : 「江戸っ子」を手がかりに」(小島 望)は、人間集団を示す概念であり、ときに混同して用いられがちなネーションとエスニシティ、そして「人種」という用語について重なる点と異なる点を考えます。思考実験的に「江戸っ子」や沖縄の事例を取り上げつつ、「人種」という用語を考えずに使うことの危うさを指摘し、またネーションとエスニシティという概念の境も実はあいまいで流動的であることを示しています。

第II部からは、人々が「自分は何者であるか」と名乗ること、あるいは他の人々から「あなた方はこのような集団なのだ」と名付けられること、ないし分類されることは、単に現実を描写する行為ではなく、現実の複雑さをそぎ落とし、より単純でわかりやすい形に切り詰めて把握する方法なのだわかります。同時に、どのように現実を単純化するのか、そして、「誰」が集団を名付ける／名乗るのかという課題もあることも見えてきます。

第III部「コミュニティづくりについて考える」の最初は、第8章「「多文化社会」日本で、「政治参加」について考えてみる」(栗林 大)です。21世紀前半現在の日本がすでに多文化社会であり、多様なルーツを持つ人が多く住んでいることを前提にして、常設型住民投票制度への参加資格を軸に多文化共生の制度づくりを取り扱います(章末コラムでは外国人地方参政権にも触れま

す)。現在進行中の課題でもあり、自分事として多様性を考える手がかりです。

第9章「新国家の建設について考える：フランス革命の事例から」(水野 延之)が扱う事例は18世紀末に発生したフランス革命です。歴史的にはフランス革命は「近代」の入り口と評価されていますが、当事者たちが新しい国家制度をどのように築こうとし、どのような苦難に直面したのかを具体的に考察します。第9章で注目する国民国家という政治と社会の制度は今の私たちにも関わるため、今の社会の成り立ちを考える機会にもなります。

第10章「国際刑事裁判について考える：旧ユーゴスラヴィア国際刑事裁判所(ICTY)と国際刑事裁判所(ICC)を中心に」(遠藤 嘉広)は、戦争犯罪を裁く国際的な制度の展開に注目します。国家同士の戦争や内戦は対立の究極の形です。そして、終息後も個人や集団の記憶に留まり、次の対立の火種になる事例も多く見られます。そのため、戦時の行為や暴力に対する「正当」かつ「公正」な裁きは、紛争当事国間の、内戦の場合は国内の人間集団同士の融和と関係再建にとって重要な課題です。しかし、そのような裁きは様々な困難にも直面することも示されます。

第11章「言語集団の共生のゆくえ：南チロールでの自治制度と民族クォータ制を中心に」(鈴木 珠美)は、イタリア語とドイツ語の言語境界地域であり、現在はイタリアに所属する南チロール地域におけるコミュニティ形成を扱います。領土紛争(境界線の移動)から住民交換(人の移動)の計画を経て、複数の言語を併用する制度が導入されたものの、課題も残ることを示します。

第III部のテーマはコミュニティづくり、あるいは複数の人間集団間での関係構築でした。しかし、単に地域コミュニティ内の関係だけが問われるのではなく、国家や国際社会の影も見え隠れします。その意味はこの序章の後半でもう一度考えます。

第IV部「モノと場所について考える」は、第12章「トルティーヤかパンか：メキシコ伝統食の危機と食の多様性」(佐藤 勘治)からです。生活に不可欠な食を切り口に考える文章です。私たちが何気なく「〇〇料理」や「△△の伝統食」とレッテルを貼りがちな食文化も全世界的な人々の交流を通じて成立したものであること、また「伝統」という言葉そのものが危うさを抱えていることを示します。さらには、グローバリゼーションは多様化と同時に画一化ももたらすのだという視点も提示しています。

第13章「プレスブルク／ポジョニ／ブラチスラヴァ：複数言語の都市がスロヴァキア人の街になるまで」(香坂 直樹)は中央ヨーロッパにある国スロヴァキアの首都ブラチスラヴァの過去をたどります。この街はかつて三つの名前と呼ばれ、ドイツ語とハンガリー語が優位を占めていた多言語空間でしたが、1918～19年を境にスロヴァキア人の街へと変化していきます。その過程を都市名の変化を手がかりにして考えます。

本書の最終章、第14章「記録の保全・継承の意義：多様性との関わりから」

(辻河 典子) は過去の人々や組織、団体の営みを後世に伝える「史料」に注目します。史料はただ自然に今の世の中にあるものではありません。戦争や国家の活動を通じて隠され、別の国に持ち出されることもあります。そして、移動の過程で散り散りになる可能性、あるいは自然災害で失われる可能性もあります。一方、史料を残すための様々な活動が今でも営まれています。そして、人の手を介して過去から今へとリレーされてきた史料は歴史研究の基礎になるだけでなく、個々人や集団のアイデンティティ・記憶の回復にも寄与すること、あるいは社会の多様性に気付く手掛かりにもなることを示します。

第IV部では食文化や地名、史料といったモノや場所が持つ背景を通して、身の回りに存在する／存在した多様性を考えます。

本書の構成、そして14つの章を四つの部へと分けた私たちの意図は以上のとおりです。

3 繰り返し登場する三つの考え

ただ、14の章を別の形で振り分け、別の構成に組み立て直すこともできるでしょう。

それは各章の内容が互いに重なるためです。例えば、第I部第1章や第2章は人の移動のみを扱う文章ではありません。移民先における移民集団（マイノリティ）と社会の多数派（マジョリティ）との関係という視点では、第III部のコミュニティづくりにも関わる内容です。

では、なぜこのような重なりが生まれるのでしょうか？ それは、現在の社会を考える際に良く用いられる幾つかの重要な考え——国民国家、人間集団の区分・分類、グローバリゼーション——が繰り返し登場するためです。以下で紹介しましょう。

3-1 国民国家

一つ目は国民国家です。関連して国家ないし主権国家の考えも紹介します。国民国家は第9章が扱うテーマですが、第5章や第8章など社会制度を通じて多様性を考える章、そしてその他の章にもたびたび顔を出します。

ここでいう国家とは、国土全体と住民全員を把握・記録し、統治しようとする大きな権力を持つ存在ですが、そのルーツは17世紀半ばのヨーロッパで生まれた「主権国家」の考えにまで遡れます。主権とは、各国は自国の領土と住民に対する排他的な権利を持ち、一方で別の国の領土や内政には干渉しない／できないという理念です。そして、主権の考えに基づき、各国の政府は国土全域を均一的に統治する努力、そして住民を把握する努力を始めます。

次いで、18世紀末のフランス革命やアメリカ独立革命などを通じて「ある国をその国の国民のもの」と考える「国民国家」の理念が生まれます。そして、

国民（ネーション）の考え方、つまりナショナリズムとともに国民国家の理念と実践は20世紀半ばまでに世界各地に拡散します（第7章、第9章）。こうして主権国家は国民国家としても認識されるようになったのです。

そして、国家間の境として国境が生まれ、国境は理論的には支配や統治の仕組み、さらには「誰の国か？」という理解が切り替わる場所となります。そのため、「ここは誰の／どの国民のものか？」をめぐる対立も生み出しました（第11章、第13章）。また、国境は移民が越えるべき線、あるいは越境できる人／できない人を受入国が選ぶ場所として機能することが第1章に示されます。

3-2 人間集団の区分・分類

上に記した国民国家や国民の考え方の登場を一つの契機として、人々をマジョリティ（主流派・多数派）とマイノリティ（非主流派・少数派）とに区分する考え方も強まります。この区分も本書に繰り返し現れます（第3章、第6章、第8章など）。

この区分は各地に住み、行き交う人々が決して画一的ではないことを示しますが、注意も必要です。マジョリティとマイノリティの区分に限らず、個人を様々な集団へと区分・分類する際の線引きの仕方です。

個人は個別の属性や背景を備えています。例えば「都市に住むスロヴァキア語話者で、仏教徒の男性で、足に障害を持ち異性愛者で未婚の自営業者であるAさん」という具合です。ここに食の好みや政治や社会に対する考え、好きなスポーツ、家族・親族のルーツなどを加えると属性の要素はさらに増え、その重なり方やそれぞれの人が大事に思う点もますます個別化します。

しかし、統計調査や報道など、外からの目線で個人をある集団へと分類する際は個人が備える様々な属性のうちの一部だけに注意が集まりがちです。例えば言語や宗教です。さらに、分類基準が独り歩きし、その基準は個人の他の属性に関する評価を含む包括的で絶対的な指標なのだという認識が生まれることもあります。つまり、「日本人だから～～だ」、「イスラム教徒だから～～に違いない」という思い込みです。こうしてある基準に従って分類された人間集団に属する人々を画一的に眺める視点や、他集団への偏見も生み出されます。そもそも個人が備えるその他の属性が無視されます。分類は大きな力を持つのです。

3-3 グローバリゼーション

三つ目はグローバリゼーションです。

第12章にも登場した16世紀の「世界の一体化」以降、地球上の多くの場所が継続的に接触し、世界規模での物や人の動きが始まります。大西洋三角貿易などがその例です。そして、18世紀後半に始まる産業革命を経て、19世紀

半ばの蒸気船や鉄道の開発により移動速度は向上し、輸送量も増加しました。同時期には電信の開発と電信網の整備もあり情報の伝達速度も飛躍的に高まります。こうして、20世紀初めには西洋諸国が優位に立って地球上の多くの地域が一つにつながる状況が成立しました。その後も輸送手段や情報伝達手段の改良は進み、1990年代以降の冷戦後にはいわゆるグローバリゼーションの時期が始まります。

ただ、地域間の関係は決して対等ではなく、人の移動も全てが自由意思に基づくものではありません。19世紀後半の列強による植民地獲得やそれに伴う人の移動を見ればそのことがわかるでしょうか（第3章、第4章）。様々な人間集団の間に「支配する―支配される」という関係が形作られながら地域が結ばれ、その関係の中で物や人が動いているのが、近代以降、現在に至るまでの世界です。

これらの三つの考えが本書を通じて繰り返し登場するため、各章の内容も互いに重なっています。この重なりに注目すると、各章の様々なつながりを見つけることもできます。

最後に一つお願いがあります。この本は、現実の世界の多様性をよりわかりやすい形で伝えたいと考えています。ただ、どうしても皆さんに知ってほしい内容を本文だけに収めることができませんでした。そのため、この本には入門書なのに多くの注がついています。面倒だな、と思う人もいるかもしれませんが、それだけ世界は複雑なのだ、そう簡単に単純化できないのだと思いながら、ぜひ注にも目を通して下さい。

序章はこの位にしましょう。本書が目指すのは世の中の多様性を読み解くための手がかりを皆さんに示すことです。執筆者が見過ごした多様性もあるでしょう。また、序章で示してきた内容も本書を読む複数の視点のうちの一つかもしれません。それでも、本書には世の中の見方が変わる手がかりが多く含まれています。ぜひ興味を持った話から読み始めてください！

参考文献

エスニック・マイノリティ研究会編（2020）『多様性を読み解くために』、東京外国語大学海外事情研究所。

JA日下(2020)「多様性について考えることの意義」、エスニック・マイノリティ研究会編『多様性を読み解くために』、東京外国語大学海外事情研究所、2020年、pp.1-8.

出入国在留管理庁（2022a）、「ウクライナ避難民に関する情報」『出入国在留管理庁ウェブページ』、2023年1月22日最終確認

<https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/01_00234.html>

出入国在留管理庁(2022b)、「ウクライナ避難民であることの証明書」『出入国在留管理庁ウェブページ』、2023年1月22日最終確認

<https://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/01_00249.html>

出入国在留管理庁(2022c)「令和3年における難民認定者等について」『出入国在留管理庁ウェブページ』、2023年1月22日最終確認

<https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/07_00027.html>

著者名不明(2022年8月30日)「京都 ウトロ地区放火事件 被告に懲役4年の判決 京都地裁」NHK Newsweb, 2023年1月22日最終確認

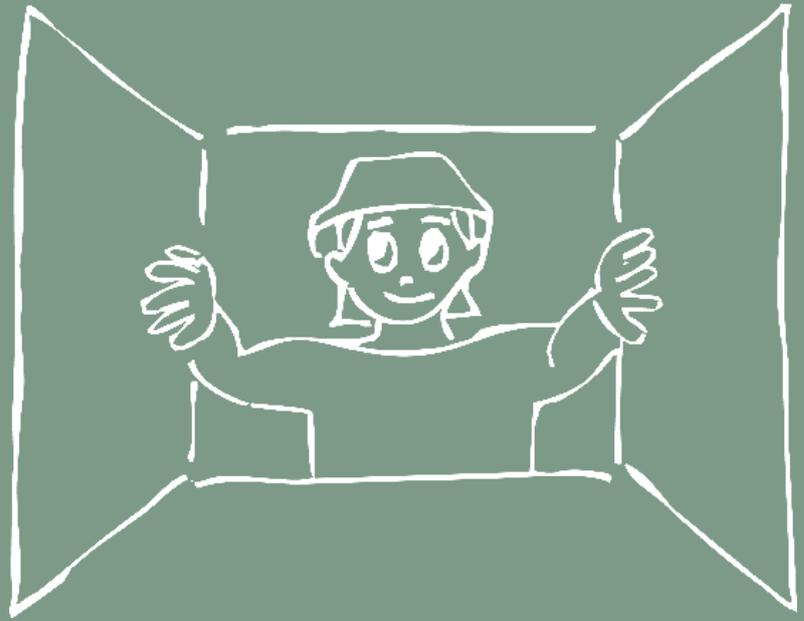
<<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220830/k10013794281000.html>>

難民支援協会(2022年5月18日)「2021年度の難民認定者数などの発表を受けて」『難民支援協会ウェブページ』、2023年1月22日最終確認

<<https://www.refugee.or.jp/report/refugee/2022/05/recog21/>>

UNHCR, Operational Data Portal, *Ukraine Refugee Situation*, Retrieved on January 22, 2023, from <https://data.unhcr.org/en/situations/ukraine>

UN News (2022, March 2) General Assembly resolution demands end to Russian offensive in Ukraine, *UN News*, Retrieved on September 18, 2022, from <https://news.un.org/en/story/2022/03/1113152>



I

人の移動について 考える

第1章

SFが私たちの世界について教えてくれること / JA 日下・・・11

第2章

東西冷戦と「人の移動」 / 森下 嘉之・・・19

第3章

華僑華人の近現代史：法的地位、アイデンティティ、ナショナリズム / 鶴園 裕基・・・27

第4章

朝鮮民族の抵抗詩人：尹東柱と金鐘時を中心に / 金 雪梅・・・35

SF が私たちの世界について 教えてくれること

JA 日下

移民の受け入れをめぐる、国によっては、「良い移民」と「悪い移民」に事実上選別する制度があります。ここでの「良い移民」とは、移民を受け入れる国にとって有益とみなされる人々で、反対に「悪い移民」とは、利益をもたらさない、それどころかむしろ不利益につながるとみなされる人々を指します。

近未来の世界を舞台にした SF 小説に、「電腦空間のディアスポラ（原題“Diaspora Electronica”）」という作品があります。この作品では、失読症という症状をかかえた少年が電腦空間への移住を許可されないことが描かれています。本章では、この作品が入国をめぐる差別を描いた寓話として理解できることを一緒にみていながら、私たちの現実世界に存在する移民政策について理解を深めましょう。

キーワード

移民 / SF / ディストピア小説 / 失読症(ディスレクシア)

目次

1. はじめに
2. ポイント制という移民政策
3. ディアスポラとは
4. 「電腦空間のディアスポラ」をめぐる解釈
5. おわりに

1 はじめに

近年、日本で生活する海外出身の人が以前よりも増えたように思われます。新型コロナウイルスの感染拡大による入国制限の影響はたしかにあり、また地域差もありますが、日本語以外の言葉で会話をしている人達を見かける機会が増えました。

本章のテーマは、日本でも日常風景の一部になりつつある移民です。とくにイギリスの移民政策と南アフリカの文学作品を取り上げます。両者は一見する

と関連性を想像しにくいかもしれませんが、これら二つの事柄を切り口としながら考えることで、移民についていくつかのことを学ぶことができます。世界各国の移民政策の事例を一つ取り上げつつ、文学の解釈についてもふれ、それらを通じて身の回りの移民問題についてより深く考えていけるようになることを目指していきましょう。

2 ポイント制という移民政策

移民の受け入れに関する政策は世界各国で異なります。カナダやシンガポールのように比較的積極的に移民を受け入れてきた国もあれば、日本のように移民受け入れに慎重な姿勢をとってきた国もあります。移民の受け入れをめぐることは、国内の労働力不足を補うための働き手としての役割を期待して移民を歓迎することもあれば、人道的な理由で移民を受け入れる場合もあります。とはいえ、一つ目の理由、国内の労働力不足を補うために移民を受け入れることについては、必ずしも来る人来る人を無条件で受け入れるわけではありません。犯罪歴がある者が入国を断られるというのは容易に想像できると思いますが、移民申請を受理するにあたり、犯罪歴以外にも様々な条件を課している国があります。そして、それらの条件付けの背景には往々にして、移民を受け入れる国にとって「有益」な人物かどうか選別する力が働いています。選別の方針をみてとれる例として、ここではイギリスの移民政策を取り上げていきましょう。

現在イギリスは「ポイント制 (points-based immigration system)」と呼ばれる移民制度により、海外からの移民受け入れに関する条件付けをおこなっています。ポイント制は2000年代に導入され、いくつかの改正を経て現在に至っています。2022年現在、基本的に「イギリスに移住したい、あるいは長期滞在したいと考えている人は、求められるポイントを十分獲得すれば、許可が下りる」という制度です（難民、スポーツのコーチ、芸術家などの特別な場合はこれに当てはまりません）。その人の最終学歴や過去一年間の年収、英語能力などを基準に、ポイントが決まります。

具体例を使って考えてみましょう。ある人が、科学者や起業家などに当てはまる「高度技術者」としてイギリスで働きたいとします。その場合、申請が認められるためには合計70ポイント以上獲得しなければならないと定められています。基準は以下の通りです。

<以下の合計50ポイントが必須>

内容	ポイント
国が認可した企業や団体から仕事のオファーがある	20
十分な英会話能力がある	10
高度技術を要すると認められた職種である	20

用語解説

【難民】

国連難民高等弁務官事務所の定義では、「難民 (refugee)」は故郷を追われ、国境を越えて避難する人を指します。国境を越えず、国内の別の地域に避難する人については「国内避難民 (internally displaced person)」という別の言葉が用いられます。

<残りの20ポイントは、以下の内から合計で満たせばよい>

内容	ポイント
内定している仕事は年収25,600ポンド(約400万円)以上である	20
内定している仕事は、イギリス国内で労働力不足となっている職種である	20
申請者にとって、人生で初めての就職となる	20
科学・技術・工学・数学のいずれかの分野で博士号を持つ	20
上記以外の分野で博士号を持つ	10

この例の「高度技術者」というカテゴリー以外にも、「学生(=学位習得を目指す留学生)」や「海外に本社がある企業内での、イギリス支社への移転(もしくは、海外支社からイギリス本社への移転)」などのいくつかのカテゴリーがあり、それぞれに満たさなければならない条件やポイント数が異なります。参考に、「学生」の例もみてみましょう。こちらでも70ポイント以上が必要になります。条件は以下のようになります。

<以下の条件をすべて満たして、50ポイント獲得>

受け入れ先の教育機関から入学許可が下りている
学科のコースが、国で定めたカテゴリーに該当する
入学に必要な学位や学歴がある
高等教育・中等教育などの教育レベルが、国で定めたカテゴリーに該当する
受け入れ先の教育機関が、国が認可した機関に該当する

<残りの20ポイントは、以下の条件(各10ポイント)を満すことで得られる>

生活や学費のための十分な経済力がある
必要な英語能力を有する

(Bloom, 2020 : 著者訳)

上記の例からうかがえるポイント制の特徴として、①高度なスキルを必要とする者が求められている；②理系分野に従事する者がとくに必要とされている；③すでにイギリスに住んでいる人々が、移民によって職を奪われると不安にならないように設計されている；④経済的に十分な蓄えがある者が歓迎される；⑤十分な英語能力が必要となる、といった点を指摘できるでしょう。そして、これらの特徴の背後に潜む方針が以下の二点です。

1. よりスキルの高い優秀な者を招くために考えられた制度ではなく、低スキルしか持たない者をあらかじめ排除することを目的としている
2. 経済力や英語能力の観点から、イギリスで生活する上で社会的に負担となることが予想される者をあらかじめ排除することがねらいである。

一言で言えば、ポイント制は排除の原理で成り立っている制度です。十分な学力・英語能力・専門的スキル・経済力を持つ者は、イギリス社会に恩恵をもたらす者とみなされ、受け入れられます。反対に、それらが十分でない者は潜在的にイギリス社会に不利益となる存在として、申請が認められません。ここでは例としてイギリスを取り上げましたが、その他の国の移民制度、例えばみなさんが暮らす国の移民制度はどうなっているのか、これを機会に調べてみると色々興味深いことが分かることでしょう。

3 ディアスポラとは

冒頭で紹介したように、本章で取り上げる文学作品には「**電腦空間のディアスポラ**」というタイトルがついています。「ディアスポラ (diaspora)」という言葉は、多くの読者にとって馴染みのない言葉かもしれません。タイトルの意味を理解するために、そして移民に関する理解を深めるためにも、ここで簡単にディアスポラの意味にふれておきたいと思います。

ディアスポラという言葉は「**離散**」を意味します。ある集団が祖国を離れて、世界中に散らばって住んでいる様子、あるいはそうした人々を指します。ディアスポラはとくに、故郷を離れて様々な土地で暮らすユダヤ人について用いられてきた言葉です。そのほかにも、アイルランドから世界中に移民していった人々や、中国南部から東南アジア各地に移り住んだ華僑など、同様に故郷を離れて暮らす人々についても用いられます。例えばアイルランドからの移民については、19世紀中頃に起こった食糧難が原因で、多くのアイルランド人がカナダやアメリカ合衆国などに移住しました。この食糧難は、主食であったジャガイモに病気が広がったことが発端となった飢饉で、「**ジャガイモ飢饉 (Potato Famine)**」と呼ばれています。

アイルランド人のディアスポラは「**アイリッシュ・ディアスポラ (Irish diaspora)**」と呼ばれますが、アイルランド人以外にも歴史的に様々なディアスポラがありました。先述の華僑もその一例ですし、他にも、黒海とカスピ海に挟まれたコーカサス地方のアルメニア人のディアスポラや、奴隷貿易の結果生じたアフリカの人々のディアスポラなどがあります。

ディアスポラの特徴の一つは、特定の期間にある地域から別の地域への大量の移民が発生することです。それはしばしば、奴隷貿易のように強制的におこなわれることもあります。先程例として取り上げたアイリッシュ・ディアスポラでは、その結果、現在約4,000万人のアイルランド系の子孫がアイルランド国外で暮らしています。現在のアイルランド国内の人口は約500万人ですから、それと比べてはるかに多くのアイルランドにルーツを持つ人々がアイルランド国外で暮らしていることになります。

ディアスポラのもう一つの特徴は、同じルーツを持つ人々が世界中で互いに離れて暮らしていても、しばしばネットワークを築いて同族意識を持つことで

す。同じルーツを持つ者同士協力し、助け合いながら、故郷から離れた土地で暮らしていこうという精神的な結びつきがあり、実生活の面でもお金の貸し借りやコネの利用などの相互扶助的關係も、ときにみられます。

4 「電腦空間のディアスポラ」をめぐる解釈

これから一緒にみていく短編小説「電腦空間のディアスポラ」は、ブレイズ・ケイ (Blaise Kaye) という南アフリカの現代作家が2017年に発表した作品です。近未来の地球を描いたSF作品です。この作品は、短編集『移民—アフリカの新作短編集 (原題 *Migrations: New Short Fiction from Africa*)』に収録されていて、このアンソロジーには人の移動や移住を描いた作品が数多く収められています。

「電腦空間のディアスポラ」では、人口が増えすぎてしまったため、人類は電腦空間に集団移住することを決定します。その方法は、精神だけをバーチャル空間に飛ばすのです。電腦空間では精神のみが保存され、人類はそれによって思考し、芸術やその他の活動をおこないます。もはや肉体を持ちませんから、人口爆発による食糧危機を回避可能というわけです。また、電腦空間では人類は、これまでのように家族や友人らと交流し、快適な生活を送っているように描かれており、さらには、まだ電腦空間に精神を飛ばされていない人とも、コミュニケーションをとることができます。仮想空間に自分のアバターを作り、<もう一人の自分>として暮らすという設定は、近年流行のメタバースと呼ばれるものです。著者ケイは作家であると同時に、コンピュータープログラマーの仕事もしている、ちょっと異色な小説家です。「電腦空間のディアスポラ」は、そんな彼の仕事の関心から着想を得た作品といえるでしょう。

「電腦空間のディアスポラ」の主人公は、作中では名前が明かされていない青年です。父親も母親も、そして恋人のサラも、電腦空間への移住を完了します。事実、現実世界に住む人々の大半はすでに電腦世界に移住してしまっているため、現実世界にはほとんど人が残っていない様子が描かれています。先程ディアスポラの用語説明の際に取り上げたアイルランドの例のように、この小説でも、元居た世界で暮らす人よりもはるかに多くの人が電腦世界で暮らしています。事実、主人公が都会のビルに入っても、そこで働いているのは無人ドローンなどの機械ばかりで、滅多に人に会うことはありません。

手のひらサイズの小型ドローンがぼくに向かって飛んできた。機体の大きさに似合わない声で、ドローンは「ついてきてください。社会適性検査をおこないます」と告げた。ぼくが頷くと、ドローンは向きを変え、エレベーター機能を持つ開けた足場の一つに向かって動き出した。(Kaye, 2017: 60: 以下著者訳)

「今日インスティテュートで会った人間はあなたが初めてです」とぼくは言った。

医者は微笑み、「そうだろうね。ここ数年で、勤務表に書いてある人の数も本当に少なくなったものだ。常勤の者達はほぼ全員向こうの世界に行ってしまったよ」と答えた。(Kaye, 2017: 63)

しかし、主人公には移住の許可が下りません。どうしてでしょうか？それは彼が失読症（別名、ディスレクシア [dyslexia]）という学習障害を抱えているからです。失読症を抱えていると、文字の読み書きに困難を覚えることがあります。主人公は電腦空間への移住許可を得るために、たびたびインスティテュートで検査を受けます。しかし、毎回結果は不許可になります。失読症のため、電腦世界に精神を飛ばす際に何らかのコード変換のミスが発生してしまう可能性を懸念して、当局は主人公に許可を与えないのです。

ぼくは神経関連の検査で不合格になった。

「わかんない。ただの失読症でしょうに」とサラは言った。

おかしなもんだ。ぼくの人生の半分の長さも付き合ってきた相手が、そんな風言うなんて。いつだって、ただの失読症ってやつが問題になるのに。たぶんぼくがあとちょっと頑張りさえすれば、神経の検査で適性になるってのかい？たぶんぼくが、小さな活字が読めさえすれば大丈夫ってこと？サラはときどきそんな風に、本当は難しいことを、さも何でもないように言う。(Kaye, 2017: 61)

学習障害を抱える主人公が移住を認められないことに、私たちが暮らす現実で各国が導入している移民政策の、一部の人々を事前に排除する方針を重ね合わせる解釈が可能です。イギリスのポイント制では、申請のための書類に、一定水準の教育を受けたことや英語能力、過去の年収などを尋ねる問いが含まれていることを確認しました。各ポイントの合計が一定値に達しない場合、許可が下りません。学力や教育水準が基準に到達していない者は、入国後に仕事に就くことが出来ず、社会的負担になるかもしれない、犯罪に手を染めるかもしれないなどの予想のもと、自国に不利益をもたらしかねないと判断され、申請しても許可されないのです。

前述のように、「電腦空間のディアスポラ」では、学習障害を抱える主人公は移住を認められません。現実の移民政策に照らし合わせると、主人公の失読症は、申請者の学力や教育水準が基準に達していないことの比喩になっていると理解することができますでしょう。「電腦空間のディアスポラ」を読むと、読者である私たちは、主人公の悩む姿に共感し、電腦空間に移住できないことを理不尽だとさえ感じます。

興味深いことに、その一方で、作品自体は電腦空間への移住を必ずしも肯定的に描いていてわけではないことも読み取れます。たしかに主人公は電腦空間への移住を強く望み、電腦空間を理想的な場所、つまりユートピアとして思い描きます。ですが、作品のエンディングで検査を終えた主人公が一夜の仮宿と

して向かうシェルターの様子に着目すると、現実世界での暮らしには人と人が実際にふれ合う心の温かさがあり、それが肯定的に描かれていることがわかります。

サラはぼくを残して旅立った。ぼくはこの先数か月ごとに、インスティテュートを訪問することになるのだろう。何度も何度もインスティテュートまでの道を往復して、それで最後には「おめでとう。そしてようこそ」って言ってもらえる。でもそれで？そこから先のことはぼくには想像できない。

前方にシェルターが見えてきた。通りに面したガラス製のドアから黄色い光がうっすらと漏れている。会話が聞こえてくるような気がする。そして音楽も。
(Kaye, 2017: 65)

このシェルターは、人類の大半が電腦空間に移住した結果、現実世界にほとんど人類が残っていないため、都市で生活する人用に政府によって各地に用意された施設です。エンディングでは、主人公が向かうシェルターから、先客が楽しそうに語り、歌い合う音が聞こえてくる様子の描写で物語が終わっています。電腦空間でのバーチャルな人の交流が描かれるのに対して、現実世界では生の交流が残っています。この対比は、私たちの生活がコロナの感染拡大で授業や会議など、オンライン化が進んでいることを考えると、実感できることも多いのではないのでしょうか。

「電腦空間のディアスポラ」は、私たちが生きる世界が抱える問題をたとえ話という形で読者に提示し、主人公に感情移入させることで、移民について深く考えるきっかけを与えてくれる作品です。このように文学作品には、社会問題をフィクションという形で示すことで、読者に対して訴えかけるものが少なくありません。有名な例として、イギリス人作家ジョージ・オーウェルの小説『1984年』では、ビッグ・ブラザーという謎の存在によって監視されている国が描かれています。作中では、民衆が洗脳され、支配される様子が近未来SF作品として示されています。今回取り上げた「電腦空間のディアスポラ」も、同じく近未来SF作品です。SFと聞くと、『ドラえもん』に登場する未来の世界のような、ワープやタイムトラベルなどの高度に発達したテクノロジーが日常的になった、何だか現実離れした世界が描かれているという印象を持っているかもしれません。しかし、じつは多くのSF作品に現実への批判を読み込むことは決して難しいことではありません。じつは、物語だからこそ、人々の心情や生き様を鮮明に描き出すことで、ときにノンフィクション以上に読者の心に強く訴えかける力があるのです。

5 おわりに

今回は移民政策とSFの文学的解釈の両方を一度に学ぶという、一石二鳥を

体験しました。補足として、ここで紹介した作品の読み方はあくまでも一つの解釈であると述べておきたいと思います。例えば、もしかしたらみなさんの中に、「この作品は、障害を抱える人々が社会でどのように扱われているかを描いた作品としても読むことができるのではないか」と考えた方もいるかもしれませんが。それは鋭い意見ですので、できれば原作を読み、具体的にどの場面やどの描写がその意見の裏付けとなるのかを考えてみると、より深い考察ができ、意見に説得力が生まれます。

みなさんも、知っている SF 作品あるいは文学作品があれば、読み返してみてください。映画やアニメーション作品でもよいです。その作品が、移民に関わる問題、国際問題あるいは環境問題など、私たちの現実世界にある問題を描き出していることに気が付くことができるかもしれません。きっとそれは、様々な国際問題や社会問題について深く考えるきっかけになることでしょう。

参考文献

- Bloom, D. (2020, 13 July). New UK immigration rules from 2021 explained: How points-based system will work. *Mirror*. <https://www.mirror.co.uk/news/politics/new-uk-immigration-rules-2021-22348334>.
- Kaye, B. (2017). Diaspora electronica. In E. Chela, et al (Eds.), *Migrations: New Short Fiction from Africa* (pp.55-65). New Internationalist.

読者のためのおすすめブックリスト

- ・ 森博嗣. 『リアルの私はどこにいるの?』 WWシリーズ. 講談社, 2022年.
--- メタヴァースを題材にしたSF作品は世界中で沢山書かれてきました。その中でも同書は、日本語で書かれた新しめの作品です。
- ・ ロビン・コーエン. 『移民の世界史』 小巻靖子訳. 東京書籍, 2020年.
--- 図や写真、グラフ等をふんだんに用いて、移民とは何かを時代・地域・種類毎にわかりやすく解説している、おすすめの一冊です。

ディスカッション・トピック

1. 人が他の国に移り住む理由としてどのようなものが挙げられるか、考えてみましょう。
2. あなたが暮らす地域で海外からやって来た難民が生活するようになったら、その人達が不自由なく暮らせるように、あなたは何かができるか考えてみましょう。

東西冷戦と「人の移動」

森下 嘉之

本章では、現代社会における「人の移動」というテーマの重要性を提起したうえで、東西冷戦期における人の移動というテーマについて考えます。ベルリンの壁に代表されるように移動制限のイメージの強い旧共産諸国における、もう一つの人の移動、具体的には冷戦期チェコスロヴァキアにおけるベトナム移民の歴史を紹介します。東西冷戦の時期における様々な形の人の移動に焦点を当てることで、戦後史の新しい見方を提示するとともに、私たちの身近な生活とのつながりについても思考をめぐらします。

キーワード

東西冷戦 / 西側・東側

目次

1. はじめに
2. チェコ共和国の首都プラハの「ベトナム市場」
3. 東西冷戦の「東側」世界
4. チェコスロヴァキアとベトナム、その意外な関係（1950年代～21世紀）
5. おわりに

1 はじめに

21世紀に生きる私たちの世界は、「グローバル化」の世界としばしばいわれてきました。労働、学業、旅行、親類縁者との交流など、人類の歴史と人の移動は切っても切り離せない関係にあると言えます。特に近代以降、大量交通機関の発達や経済状況の変化によって、人の移動の範囲と機会は大きく拡大しました。「多文化共生／交流」といった言葉も、現在の日本の大学の科目名でよく目にするでしょう。

その一方で私たちは21世紀の一時期に、感染症の拡大防止を念頭に置いた人の移動の制限という経験もしました。歴史を振り返れば、国際的な人の移動のコントロールが世界に影響を与えた時代としては、第二次世界大戦後からの

約40年にわたる東西冷戦が挙げられるでしょう。もちろん、感染防止対策と冷戦下での人の移動の制限を同列に論じることはできません。本章では、東西冷戦の時代に、別の形で新しい人の移動が呼び起こされた事例に着目したいと思います。具体的には、20世紀における人の移動の歴史を、冷戦期の「東側」世界に属していた国々、チェコスロヴァキアにおけるベトナム移民の歴史から考えてみることにします。

2 チェコ共和国の首都プラハの「ベトナム市場」

チェコ共和国の首都プラハは、中世ヨーロッパの街並みが残る世界遺産の街として、世界中から多くの観光客を引き寄せています。プラハの見所は街の中心部に固まっており、ほぼ徒歩で見て回ることができます。

その一方で、この街の様子にもう少し目を凝らしてみると、ベトナム料理「フォー」の看板を掲げた飲食店が多いことに気づきます。フォーという料理を食べたことのある読者の方もいると思いますが、米粉を原料とした麺料理（ヌードル）です。さっぱりとした味のスープで、パクチー（コリアンダー）と添えられたレモンがアクセントになっています。チェコの料理はドイツとよく似ていて、濃厚な味の肉料理が多いのですが、フォーの味は旅先で少々疲れた胃を休めてくれます。また、他のレストランに比して、リーズナブルな値段で利用できる点も大きな魅力といえます。ベトナム料理には様々な種類がありますが、チェコでは多くの店で、フォーがベトナム料理の代名詞的な扱いになっているような印象を受けます。

プラハの中心部から地下鉄に乗り換えて南方向に15分ほど進んで下車した後、バスに乗り換えてさらに進むと、東洋風の門構えと巨大な市場が目飛び込みます。中に入ると、食料品店、衣料品、雑貨、日用品店などがずらりと並んでおり、理髪店や医療機関、旅行会社、弁護士事務所まで入居しています。ベトナム料理店も多く、種類もヴァリエーション豊かで本格的です。この巨大な空間は、ベトナム北西部の町の名前をとって「サパ Sapa」、通称ベトナム市場と呼ばれています。町はずれの立地ということも相まって、かつては「知る人ぞ知る」といった趣きでしたが、現在では観光ガイドブックで紹介されることもあるようで、時代の移り変わりを感じます（Sayer, 2018: 211-217）。この市場のパワーを感じれば、プラハの街中にベトナム料理の店が多い理由も頷けます。

プラハは観光都市であると同時に、人口百万人を超える一国の首都・大都市としての顔も有しています。2010年代のプラハ住民における外国人比率は13%に達しており（Krase, Uherek, 2017: 80）、彼ら・彼女らの存在は特に珍しいものではありません。もちろん、こうした事例はプラハに限られたことではありません。ドイツやフランス、イギリスなどの西欧諸国における同様の事例は日本でもしばしば紹介されます。日本でも見かけることが多くなったトル

コ料理のドネルケバブは、冷戦期のドイツ（当時は西ドイツ）で定着しました。その背景には、トルコから（西）ドイツに多くの人々が働きに出て、移住した歴史があります。フランスでは20世紀末から21世紀にかけて、主にイスラーム系の女性が公共空間でスカーフを着用することの是非をめぐる「スカーフ問題」が報道されました。2010年代半ばには、内戦を逃れた「シリア難民」がヨーロッパに多く流入するといった出来事も生じました。ドイツやフランスなどヨーロッパ主要国の「移民問題」について分析した書籍¹は、書店で多く目にします。それではなぜ、本章であえて冷戦期、かつてチェコスロヴァキアと呼ばれていた国の事例を取り上げるのか、その鍵は東西冷戦の「東側」世界にあります。以下、見ていきましょう。



（左）ベトナムの麺料理「フォー」（筆者撮影）

（右）プラハのベトナム市場「サパSapa」

https://www.sapa-praha.cz/?fbclid=IwAR1P5dXpaxatSoQs4G4A7zWl0CpgR9_6Dhga_5-jZ2x9jSO8001f25dp-tl
（2022年2月10日閲覧）

3 東西冷戦の「東側」世界

1945年5月、ナチス・ドイツの降伏により、ヨーロッパでの第二次世界大戦が終結しました。敗戦国ドイツは、アメリカ、イギリス、フランス、ソ連の四か国によって分割占領されました。このとき、ドイツを破った社会主義国・ソ連は、ポーランドやチェコスロヴァキア、ハンガリー、ルーマニア、ブルガリアなどヨーロッパ東部の国々を事実上、自国の勢力圏に置いていました。その後、ヨーロッパ内の勢力争いがアメリカとソ連の間で激化し、戦後数年で、ヨーロッパの東西分断は避けられない状態となりました。このことを象徴するのが、1946年3月にイギリス元首相チャーチルが行った演説です。「バルト海のシチェン（ポーランド）からアドリア海のトリエステ（イタリア）²まで、鉄のカーテンがおろされている」という比喻（14頁の地図参照）には、国境を越えた人の移動に厳しい制約が課せられる未来が暗示されています。1949年には、イギリス、フランス、アメリカのドイツ占領地区がドイツ連邦共和国（西ドイツ）として、ソ連の占領地区がドイツ民主共和国（東ドイツ）として建国を宣言します。

1. 「読者のための文献案内」を参照。

2. 後にイタリアとユーゴスラヴィアの間で分割され、現在、トリエステ市域はイタリア領。

このように、1940年代末から本格化したヨーロッパの冷戦体制において、「東側」世界と呼びうる社会体制が出現しました。前述したヨーロッパ東部諸国(東欧)では、スターリン主導のソ連共産党を模範に、社会主義政権が続々と樹立されました(ユーゴスラヴィア、アルバニアも社会主義政権ですが、ソ連との関係は他の東欧諸国と異なります)。事実上の一党独裁体制のもと、国によって違いはありますが、農業集団化や企業の国有化、計画経済の実施、言論統制などの施策が打ち出されてきました。

これに対して、アメリカと同盟関係にあったイギリスやフランス、西ドイツなどヨーロッパ諸国は戦後、「西側」世界と呼ばれるようになります。1950年代から60年代にかけて、西側諸国では高度経済成長が始まりますが、西ドイツはトルコと協定を結んで労働力の受け入れを開始します。こうした経緯から、前述のように現在ではトルコにルーツを持つ人びとが多くドイツに暮らしています。トルコは、1950年代に西側諸国の軍事同盟である北大西洋条約機構(NATO)の加盟国となり、西側の一員とみなされました。その一方で、同じ時期の東側諸国では、社会主義に基づく計画経済が徐々に行き詰まるようになり、東西の経済格差は明らかなものになりつつある中で、東側諸国から西側への人口流出が増加していきます。1961年に東ドイツの社会主義統一党政権は、西ドイツへの人口流出を防ぐため、東ベルリンと西ベルリンの間に「ベルリンの壁」を建設しました。東側世界から西側世界への移動は容易ではなくなります。

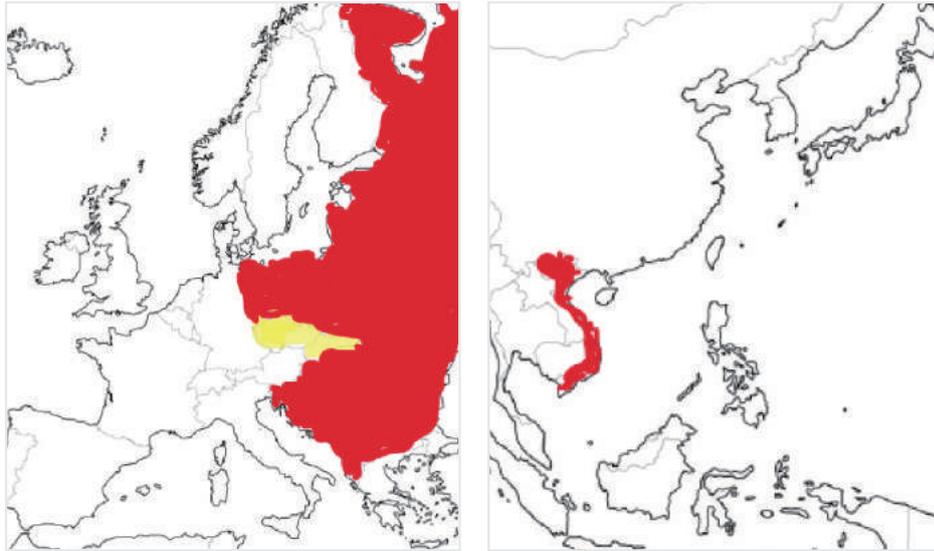
東西冷戦の影響はヨーロッパにとどまりませんでした。日本の敗戦に伴う東アジア植民地支配の解体の結果、1948年に朝鮮半島はアメリカとソ連の勢力圏の境目、北緯38度線に沿って、大韓民国(韓国)と朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)に分断されました。中国大陸では国共内戦を経て、1949年に共産党が中華人民共和国(以下、中国)の成立を宣言する一方、国民党は台湾に中華民国政府を構えました(第3章参照)。第二次世界大戦前にフランスの植民地下にあったインドシナでは、大戦終結後の1945年9月にホーチミンによってベトナム民主共和国の建国が宣言されました。これに対してフランスは、自国の勢力下にベトナム国(後にベトナム共和国/南ベトナム)を樹立させ、ベトナム民主共和国との間に第一次インドシナ戦争が勃発します。1954年のジュネーヴ協定を経て、フランスはベトナムから撤退しますが、ベトナムは北緯17度線を境に南北に分断されました。1960年にベトナム民族解放戦線(解放戦線)が南ベトナム内に設立され、ベトナム民主共和国(北ベトナム)は分断状態の克服を目指す中、南北間の武力衝突が起こります。1965年には、南ベトナムを支援するアメリカが軍事介入に踏み切り、いわゆる「ベトナム戦争」が本格化します。中国・ソ連の支援を受けた北ベトナムと解放戦線の反撃によって、1973年には米軍が撤退し、1975年にベトナム戦争は終結します。南北ベトナムの再統一によって、翌1976年にはベトナム社会主義共和国が誕生します。

用語解説

【冷戦】

第二次世界大戦後のアメリカ、ソ連両国の対立関係が決定的となった1947年頃(トルーマン大統領の宣言、マーシャル・プラン)から、1989年の東欧諸国の体制転換、マルタでの冷戦終結宣言、1990年の東西ドイツ統一までの時期が対象となります。アメリカのジャーナリストが米ソ間の緊張を「冷たい戦争」と呼んだことで広く知られるようになりました。

第二次世界大戦後のアジアやアフリカ、中南米では、多くの国々が欧米の植民地支配からの脱却を図り、後に「第三世界」と呼ばれる勢力を形成します。その過程で、第三世界諸国の中でも、一部の国では社会主義勢力が政権を担っており、ソ連・東欧諸国と結びつきを深めることで、「社会主義陣営」を形成していきます。ソ連・東欧諸国を中心に結成された経済相互援助会議(コメコン)に、キューバやモンゴル、ベトナムが参加したことは、その象徴的な例といえるでしょう。コメコンは、東欧諸国の間で経済活動の分業を定めており、チェコスロヴァキアに割り振られた工業製品として、路面電車(トラム)がありました。チェコ製トラムは、遠く北朝鮮の平壤にも輸出されています。



左：東西冷戦時のヨーロッパの「東側」世界（黄色がチェコスロヴァキア、赤がソヴィエト連邦をはじめとする社会主義政権の諸国家）

<https://www.freemap.jp/itemFreeDlPage.php?b=europe&s=europe>

より筆者作成

右：現在のベトナム社会主義共和国

<https://www.freemap.jp/item/asia/kouiki2.html>

より筆者作成

4 チェコスロヴァキアとベトナム、その意外な関係 (1950年代～21世紀)

ここからは、近年の研究成果を参考に、チェコスロヴァキアの事例をみていきましょう。1918年、第一次世界大戦の敗北に伴うオーストリア＝ハンガリー(ハプスブルク帝国)の崩壊によって、新国家チェコスロヴァキアが独立しました(第13章参照)。第二次世界大戦を経て、1948年に同国では共産党政権が成立し、ソ連を中心とする東側・社会主義陣営の一員となります。チェコスロヴァキア共産党政権が直面した課題は、大戦からの復興と重工業化、そのための労働力の確保でした。しかし、前述のようにヨーロッパでは東西冷戦の進行に伴い、人々の移動が難しくなりました。労働力不足に直面したチェコスロ

用語解説

【社会主義陣営】

冷戦当時、ソ連を中心とする「社会主義陣営」に対して、アメリカと結びつきを深めた「西側」を中心とする国々は、「自由主義陣営」と呼ばれました。

ヴァキア政府は、同じく社会主義陣営の北ベトナムと政府間協定を締結し、ここに、ベトナムから東欧への移民受け入れの歴史が始まります。ベトナム再統一前の1974年には、ベトナムで7年間の教育を受けた17歳から25歳の職業訓練・実習生のチェコスロヴァキアへの受け入れ協定が締結されました。

一方、ベトナム戦争が激化した時期に、アジアの社会主義陣営の間には対立関係が生じていました。1950年代末以降、中国とソ連の関係が悪化する一方（中ソ対立）、1972年にはアメリカのニクソン大統領が中国を訪問し、両国の和解が進みます（1979年に国交正常化）。アメリカと戦っていたベトナムは、中国と対立関係に入る中で、ソ連と同盟関係を構築し、1979年には中国と戦闘状態に突入します（中越戦争）。この戦争は短期間で終了しますが、ベトナム戦争終結後の社会的混乱に加えて、国際的援助が減少したことによって、ベトナムは深刻な社会的・経済的危機に追い込まれます。1970年代末からベトナムでは農業などの改革が着手されるようになり、1986年には共産党支配を維持しながら経済の対外開放を打ち出す、ドイモイ（刷新）と呼ばれる方針が提唱されます（和田ほか、2011年）。西側諸国から孤立していたベトナムは、チェコスロヴァキアの他に、東ドイツやブルガリアなど広く東欧諸国と協定を締結することで、1990年までに20万人以上の労働者を東欧諸国に送り出しました（Bryant, 2021: 215）。冷戦終結直前の1989年には、チェコスロヴァキア国内のベトナム人移住者は3万5千人に達しました。彼ら・彼女らの多くは、製造業や被服産業、農業など多様な職種に携わっており、留学生なども含めると、その数はさらに多いものでした。こうして、冷戦末期のチェコスロヴァキア経済において、ベトナム人労働者は不可欠な存在になっていました。他方で、東欧諸国からの家族への送金は、ベトナム経済においても重要な位置づけを占めることになりました。経済援助や移民送り出しといった諸施策には、冷戦下での国際関係が影響していたと言えるでしょう（Alamgir, Schwenkel, 2020: 103-106, 112）。

5 おわりに

これまで見てきたように、チェコにおけるベトナム出身の人びとの歴史はそれほど古いものではありません。2010年代のチェコにおける「外国人」住民の中で、ベトナム人の占める比率は12%に及んでいますが、それでも「外国人」の大多数は近隣の欧州諸国の出身者によって占められています（2015年チェコ統計局）。地域を超えた人の移動は、「グローバル化」によって自然と生まれるものではなく、送り出し国と受入国の事情に加え、冷戦など国際情勢の変化などの要因が複合的に絡み合って引き起こされるといえるでしょう。

参考までに、外国人労働者の数字だけを取り上げてみると、例えば筆者が居住する茨城県における2020年の外国人労働者数は約3万9千人、都道府県別では11位に入ります。彼ら・彼女ら外国人労働者の約3分の1は、農林業や

製造業に従事しており、その多くは中国、フィリピン、ベトナムの出身です（茨城県労働局）。現代日本の地方都市においても、外国系コミュニティの形成はそれほど珍しいものではないでしょう。もちろん、両国の外国人政策については、歴史的・制度的な違いのために単純な比較はできません。「人の移動」というテーマを通して、日本から東欧諸国の歴史に目を向ける契機になれば幸いです。

参考文献

Alamgir, Alena K., Schwenkel, Christina (2020) “From Socialist Assistance to National Self-Interest: Vietnamese Labor Migration into CMEA Countries”, in: Mark, James, Kalinovsky, Artemy M., Marung, Steffi (eds.), *Alternative globalizations: Eastern Europe and the postcolonial world*, Indiana University Press, pp. 100-124.

Bryant, Chad (2021) *Prague: belonging in the modern city*, Harvard University Press.

Krase, Jerome, Uherek, Zdeněk (ed.) (2017) *Diversity and local contexts: urban space, borders, and migration*, Palgrave Macmillan.

Sayer, Derek (2018) *Prague: crossroads of Europe*, Reaktion Books.

和田春樹ほか（2011）『東アジア近現代通史9 経済発展と民主革命1975-1990年』岩波書店。

チェコ国内の外国籍居住者の国別内訳についての、2015年チェコ統計局からの抜粋記事

<https://domaci.hn.cz/c1-65584900-v-roce-2015-pobyvalo-v-cesku-rekordnich-464-700-cizincu-nejvice-jich-je-z-ukrajiny-a-slovenska>
(2022年7月15日閲覧)

1985-2021年のチェコ国内外国籍者数の推移（2022年チェコ統計局）

https://www.czso.cz/documents/11292/27320905/c01R03_2021.pdf/7dedd28b-05d6-4847-955e-fdf4d2cc3dae?version=1.0
(2022年7月15日閲覧)

茨城県労働局

<https://www.pref.ibaraki.jp/bugai/kokusai/tabunka/jpn/data/documents/r2foreignworkers.pdf>（2022年2月10日閲覧）

読者のためのおすすめブックリスト

ヨーロッパ「東側」の歴史については

- ・ 木戸蒔(1990)『激動の東欧史—戦後政権崩壊の背景』中公新書。
- ・ 河合信晴(2020)『物語東ドイツの歴史—分断国家の挑戦と挫折』中公新書。

東西冷戦の歴史については

- ・ 佐々木卓也(2011)『冷戦—アメリカの民主主義的生活様式を守る戦い』有斐閣。
- ・ O.A.ウェスタッド(山本健、小川浩之訳)(2020)『冷戦—ワールド・ヒストリー』上下巻、岩波書店。

グローバル化と人の移動については

- ・ ビルギット・ヴァイエ(山口侑紀訳)(2017)『マッドジャーマンズ—ドイツ移民物語』花伝社。
- ・ 伊豫谷登士翁(2021)『グローバリゼーション—移動から現代を読みとく』ちくま新書。

ディスカッション・トピック

東西冷戦の終結は、人の移動の自由化と「グローバル化」をもたらしたと考えられていますが、本当にそうだったのでしょうか。また、人の移動が国際情勢によって制限された事例について考えてみましょう。

華僑華人の近代史： 法的地位、アイデンティティ、ナショナリズム

鶴園 裕基

グローバル化した現在、私たちはさまざまな形で中国出身あるいは中国に文化的ルーツを持つ人びとと出会う機会があります。私たちが出会うかれらは、自分自身のことを「中国人」、「華僑」、「華人」といったさまざまな呼称で自認しているかもしれません。では、中華文化を共有する人びとは、なぜ異なるアイデンティティを持っているのでしょうか。そこにはどのような歴史的背景が存在するのでしょうか。本章ではこの問題について、「法的地位」と「ナショナリズム」という二つのキーワードを軸に考えていきます。

キーワード

移民 / 法的地位 / ナショナリズム / 国民国家

目次

1. はじめに：華僑華人とは誰か？
2. 中国系移民の歴史的背景
3. 近代国家形成と華僑華人の関係
4. 日本の開国と華僑華人の法的地位
5. 戦前日本の華僑ナショナリズムとその限界
6. おわりにかえて：戦後における華僑華人の苦難

1 はじめに：華僑華人とは誰か？

華僑または華人という言葉聞いて、みなさんはどのようなイメージを持つでしょうか。たとえば横浜や神戸、長崎の中華街とそこで暮らす人びとを思い浮かべたり、インドネシアやマレーシア、シンガポールなど、東南アジアに暮らす中国系の人びとを連想するかもしれません。人によっては中国人留学生なら会ったことはあるけど、かれらが華僑（華人）なのかは分からない、という場合もあるでしょう。

一般的には華僑とは、中国籍——これは中華人民共和国籍または中華民国籍（台湾）のいずれかでありうるのですが——を持ち、中国の国外で定住する人であるとされています（ただし、このなかには留学生や商社員、大使館員など

特定の目的をもって一定期間外国に滞在している人は含みません)。それに対して華人とは、かつて中国籍を持っていたが現在は外国籍に帰化した人びと、およびその子孫であるとされています。しかしながら、この定義は中国という近代国家の国籍という制度を通じて「華僑華人であり得る範囲」を捉えているだけであり、当事者の自己認識とはしばしば異なっています。

では視点を変えて、当事者と他者との関係からは華僑華人はどのように捉えることができるのでしょうか。たとえばある当事者 A さんからすれば、中国以外の地域で暮らしている自分が華僑華人である証拠は、自分はチャイニーズであるという自己認識のみで事足ります（日本人が、戸籍謄本やパスポートを持ち出すまでもなく自分は日本人だと思うのと同じです）。その自己認識が、現地華僑華人コミュニティや現地社会といった、A さんにとっての直接的な他者に肯定的に認識されているのであれば、それは社会的事実でもあります。そしてかれらを取りまく第三者が、A さんの自認と社会的な事実の双方を確認できるのならば、A さんは華僑華人であると言えるでしょう¹。

他方、父母とともに中国から外国に移住した一・五世の B さんが、親族知人の多くが中国本土に在住しているために、「自分は中国籍を持つ在外中国人だが、自分を華僑だと思ったことはない」としても、それはごく自然なことです。このような捉え方からすれば、国籍の有無は、華僑華人のアイデンティティにとって決定的ではないということになります。

上に挙げた二つはあくまでも例に過ぎませんが、ここからは、中国国家が枠付ける「かれら」の範囲と、華僑華人の当事者が思い描く「われわれ」の範囲が一致していないことがわかるでしょう。ではこのようなズレは、なぜ生じたのでしょうか。日本人が日本という国に住むことを「自然」に感じられる感覚からすれば、理解しがたいかもしれません。しかし、日本人という集合意識が近代日本の歴史を通じて形成されてきたように、華僑華人という集合意識もまた、中国とかれらが住む諸国の近現代史のかかわりのなかで形作られてきたものです。そこで本章では、19 世紀末から 20 世紀前半にかけての中国系移民のアイデンティティにかかわる近代史を、とりわけ法的地位とナショナリズムを中心に検討し、「華僑華人」をめぐる国家の定義と当事者の認識のすれ違いを考える手がかりを探していきます。

2 中国系移民の歴史的背景

まずは中国系移民の歴史的な全体像を概観していきましょう。歴史記録の上では、中国大陸から海外に移民して定着した例は唐代にさかのぼることができると言われています。18 世紀までは海外に渡航するのは商人（華商）が中心でしたが、19 世紀に入ると労働者（華工）の大量出国が始まります。当時の中国国内では人口が爆発的に増大し、新たな移住先が求められていたこと、その上、太平天国の乱（1850-64）によって生活のすべを失った困窮者が増えて

1. 本章では、さしあたり「中国系移民」という言葉を、過去から現在にわたって「中国から中国の外に移住した人びととその子孫」を指し示す言葉として用いています。それに対して、「華僑華人」は、「チャイニーズである」という自認を基盤として歴史的に成立したアイデンティティを表す自称・他称として用いています。そのため、国籍の有無を基準とした「華僑」と「華人」の区別は重視せず、これらの語と「華僑華人」はおおむね同じ意味で用いています。

用語解説

【ナショナリズム】

ナショナリズムは極めて多様な意味を持つ概念ですが、ソ連研究者の塩川伸明は、これを「政治的単位（端的には国家）とナショナルな単位とを一致させようという考え方および運動」と最大公約数的に表現しています。ここでいう「ナショナルな単位」はエスニックな共通性を持った民族を指します。華僑華人のナショナリズムは、典型的には、自らをチャイニーズという「想像の共同体」（B. アンダーソン）の一員であると認識した個々の人びとが、近代中国国家の建設に参与したり、あるいは海外における中国国民の一員としての地位を追求する、といった形で表出しました。ネイションとエスニシティとの関係については第 II 部第 7 章もあわせて参照してください。

いたことなどが背景にありました。他方で西欧列強による植民地開発が進んでいた東南アジアや、19世紀初頭以降に奴隷貿易が禁止された南北アメリカでは、低廉な労働力が求められていました。19世紀における中国系移民の大規模な移動は、この中国内から移民を押し出す要因と、世界各地の植民地の側から移民を引き寄せる要因の双方が組み合わさることで生じた現象といえるでしょう。かれらは華南地域（福建省、広東省、江西省、海南省などからなる中国南部のエリア）でリクルートされ、移住仲介業者を通じて労働契約を（場合によっては騙されて）結び、世界各地の植民地へと旅立っていったのです。

ただし、この時期における中国系移民の「人の移動」の様態は、現代のそれとは大きく異なっていました。最も重要な点として、当時の中国系移民は清朝政府が発行したパスポートや、あるいは植民地政府が発行したビザを手にして国際移動したわけではないということです。当時はこんにち使われているようなパスポートは世界的にみても未だ存在していませんでした。主要な受け入れ側である東南アジアの各植民地では、19世紀を通じて「違法な労働契約」は取締りの対象となっても、人の移動それ自体が禁止されることはまれでした。アメリカ合衆国においても、華人労働者の移民が禁止されるのは**排華移民法**が制定された1882年以降のことです。

他方、送り出し側である中国の側は、そもそも人の移動を国家的な管理の下におくことができていませんでした。中国はアヘン戦争（1840-42）以降、不平等条約を通じて欧米諸国に条約港における治外法権を認めていたため、外国人に対して自国の法を適用して処罰したり、かれらの移動を管理することができなかつたのです。清朝は法令の上では自国臣民の海外への渡航を禁止していたものの、実際には前述した条約港や英国の植民地である香港を経由して出国する人びとを規制することは不可能でした。このような「人の移動を自国の権限によって管理できない」状態は、こんにちの近代国家にとっては主権に関わる重大問題ですが、清朝はただちにこれを問題視したというよりは、自身の近代化のあゆみとともに、段階的に認識していったと考えられます。

以上のように、19世紀において中国系移民は国家的な管理を受けずに国際移動していたわけですが、かれら自身もこんにちとは異なったアイデンティティを持っていました。端的に言えば、かれらは「チャイニーズ」であるという自己認識が希薄であり、出身地ごとにまとまる傾向があつたのです。このことは、多くの華僑華人の出身地である華南地域の文化的特徴と関係しています。華南では相互に意思疎通ができないほど異なる、極めて多様な方言が話されており、その上当時は全国標準の「国語」が存在していませんでした（持田：18-19）。また華南では宗族ごとに「単姓村」²を形成する傾向があり、異なる村落とはしばしば敵対関係にありました。このような地縁と血縁が結びついた共同体は海外に移民した先にも持ち込まれ、方言グループごとに「幫」（バン）と呼ばれる互助組織を形成したのです（たとえば、広東幫、福建幫、潮州幫など）。それぞれの幫は得意とするビジネスを持つ一方、他の幫との関係では利権をめ

用語解説

【排華移民法】

1882年にアメリカ合衆国において成立した移民法。米国政府はそれまで自由移民の原則を堅持してきましたが、この法律によって初めて特定の国籍の労働者に対して門戸を閉ざすこととなりました。同法は既に米国内に住む中国人の米国籍への帰化を不可能とするとともに（「帰化不能外国人」）、米国境を跨いで移動する全ての中国人に対して公的機関が発給する身分証明書を保持することを義務付けました。

2. 一つの宗族、すなわち父系の出自を共有する集団によって成立している村のこと。

ぐる縄張り争いを行い、流血の抗争にまで発展することもしばしばでした。それゆえ、かれらは出身地にひもづいた幫ごとの帰属意識を持っていたとしても、幫を超えて団結するための同胞意識は持ち得なかったといえるでしょう。

3 近代国家形成と華僑華人の関係

総じて言えば、中国は近代的な「国家」ではなく、海外の中国系移民もまた近代的な「国民」ではなかったのですが、この両者の関係性は19世紀後半以降に大きく変化していきます。中国系移民の側では、たとえばシンガポールやサンフランシスコでは経済的に成功を取めた富裕層を中心に、幫派を超えた協力関係が模索されはじめていました。他方で1860年代以降、各地に清朝の領事館が設立されていきますが、その領事館を通じて本国に中国系移民の実情が伝えられると、朝廷ではかれらを同胞として包摂しようとする発想が出てきます。それはたとえば、植民地において虐待されている移民を保護するべきであるとか、あるいは経済的な実力を持つ移民に国家建設への貢献を期待するといった形をとりました。このような移民と清朝の双方の思惑が組み合わさった結果として、世界の中国系移民居住地では「中華会館」とよばれる組織が結成されていきました。これは中国系移民が幫を超えて互助を行うための社会的な基盤であり、かつその設立にあたっては領事館を通じて清朝の官僚が関わったことから、半官半民の性格をもつものでもありました。また、この頃から各地で中華学校が設立され、華人子弟向けの「国語」教育が行われるようになります。冒頭の議論を踏まえるならば、中華会館や中華学校を組織し得た人びとは「われわれはチャイニーズである」という社会的事実を作り上げることに成功したといえるでしょう。「華僑」という言葉が広く用いられるようになったのは19世紀末以降であるといわれていますが、これは従来の幫派對立を超えた、ナショナルな含意を持った自称・他称であったわけです。

他方で、19世紀末から20世紀にかけての時期は、世界的に「誰が国民であり、誰が国民でないか」の区別が次第に明確化されていく時代でもありました。そして、国民でないのであれば、その人は「何人であるのか」が特定されていくことをも意味しました。その意味で中国系移民のアイデンティティ形成は、現地社会における国民国家形成や、反植民地ナショナリズムの出現と深い関係にあったと考えられます。移民国家であるアメリカが、先述した排華移民法を通じて中国系移民を「帰化不能外国人」と位置付けたことは、その代表的な例であると言えるでしょう（貴堂：144-147）。

20世紀に入ると、華僑華人の集合的な力は居住地域を超えて連動し、中国本国や居住国の政治に大きな影響をあたえるまでになります。1904年、アメリカで排華移民法が延長されたことに抗議する華僑華人のボイコット運動は世界中に拡大していきました。また1911年に清朝を打倒する辛亥革命を主導した孫文はハワイ華僑であったことはよく知られています。この時期に華僑華人

が展開したさまざまな政治的・社会的運動は、近代的な国民であるべきことを主張し、近代中国の建設を追求する、いわゆるナショナリズム運動であったといえます。

ナショナリズム運動は、一般的には「のちに国家となるべき領域」のなかで発展するのに対し（e.g. 日本における明治維新）、華僑華人のそれは中国の領域外において、国境を超えた形で展開したことが大きな特徴の一つとなっています³。しかしこのことは同時に、華僑華人のナショナル・アイデンティティやナショナリズム運動が、かれらの居住する地域の国家制度や政治変動から大きく影響を受けることをも意味しました。この点について、以下では近代日本の中国系移民の歴史を例に見ていきましょう。

4 日本の開国と華僑華人の法的地位

日本には、江戸時代から少数ながら中国系移民が居住していました。当時は鎖国によって外国船の来航が厳しく制限されており、華人商船の場合は長崎が貿易港に指定されていました。長崎に来航した中国系移民は、唐人屋敷と呼ばれるエリアに逗留していたのです。このように、日本の場合、同時期の東南アジアや北米のような旺盛な労働力需要もなく、前述のような鎖国による移住制限が行われていたことから、中国系移民の人口は少数にとどまっていた。

この状況は黒船が来航して以降、大きく変わっていきます。1858年、江戸幕府は西洋諸国（米、英、蘭、仏、露）と安政五カ国条約を結び、函館、新潟、横浜、神戸、長崎の五港を貿易港として開港しました。この五港にはそれぞれ居留地あるいは雑居地が指定され、外国人はこの地域にのみ居住してよいとされたのです⁴。以後、西洋の商社が開港地に進出しますが、これにともなって西洋人と日本人との仲介をする商人（買弁）、あるいは西洋人の使用人のかたちで多くの中国系移民が来日し、なかには事実上独立してビジネスを営む者も多くなりました（伊藤：26-46）。1860年代以降、日本の各地では中華会館が設立されていきますが、これは他の地域の華僑華人と同じく、異なる出身地の人びとが幫派を超えた協力関係を築き上げていたことを示しています。

開国以後の中国系移民（＝在日中国人）は、領事裁判権など条約上の特権を持っていた西洋人とは異なり、「無条約国民」として遇されました。その後の1871年に締結した日清修好条規では、在日中国人は中国における日本人と同等の地位を有する外国人とされましたが、日清戦争の結果として結ばれた1895年の下関条約では、かれらの地位は中国側が一方向的に領事裁判権を持たない不平等条約によって規定されることになりました。この間日本では1868年に明治維新が起き、さらに中国では1911年の辛亥革命によって清朝が打倒され中華民国が成立するなど政治体制は大きく変動していますが、在日中国人は一貫して外国人として位置づけられていました⁵。これは東南アジアなど植民地に移住した華僑華人が、宗主国から臣民と見做されたのとは大きく異なっ

3. 越境した人びとが祖国にネイション意識を抱くことは、華僑華人に限られるわけではありません。満州や日本に渡った朝鮮人詩人のネイション観について論じた第1部第4章もあわせて参照してください。

4. 居留地・雑居地は、平等条約である日英通商航海条約の発効（1899）と共に解消され、外国人は日本国内のどの地域に居住してもよいとする「内地雑居」へと移行しました。しかし移行に際して発令された内務省令第352号では、商業、家事労働、料理業などの限られた業種を除いて、中国人労働者は旧居留地・雑居地外での就労が禁止されました。

5. 日本の場合、在日中国人の外国人としての法的地位は、移民一世の子ども以降の世代が日本で生まれ育ったとしても継受される法制となっています。これは日本と中国の両国が血統主義と呼ばれる原則に基づく国籍法を持っているため、「中国人／日本人を父（母）に持つ子は中国／日本国籍を持つ」ことから、本人の意思で日本に帰化しない限り、第二世代以降の華僑華人もまた中国籍を保持することになります。これに対してアメリカ合衆国のように、領土内で出生した人に国籍を与える法制（出生地主義と呼ばれます）のもとでは、移民二世以降は中国籍と同時に現地国籍を取得することになります。

ています。

5 戦前日本の華僑ナショナリズムとその限界

では、上に見てきたような近代日本の環境において、華僑華人のナショナリズム運動はどのように展開していったのでしょうか。日本華僑の最初期のナショナリズム運動としては、孫文らが1905年に東京で設立した中国同盟会がまず挙げられます。清朝の打倒を目指したかれら革命派の運動は、日本やハワイ、東南アジアの華僑華人を巻き込みながら進展し、のちの辛亥革命による中華民国の樹立へと結びついていきました。他方で清朝の打倒ではなく、体制の改革を志向した人びと（保皇派）もまた日本にやってきました。中国での改革運動に失敗して弾圧された梁啓超は日本に亡命した後、新聞メディアを創刊して啓蒙活動をすすめたほか、横浜や神戸の中華学校の設立にも尽力しています（安井：161-165）。このように20世紀初頭の日本華僑社会では、中国の未来をめぐる複数の路線のナショナリズム運動が並行して展開していました。これは日本に限らず、他の地域の華僑華人社会においても生じた現象でした。両派の運動は世界中の華僑華人からの支持によって成り立つ、国境を超える性質を持ったナショナリズム運動であったといえます。

外国人としての地位を確立していた日本華僑は、植民地独立期の東南アジア華僑のように、居住国政府から同化の圧力を強く受けることはありませんでした。しかし他方で本国政府の立場が日本に対して劣り、それゆえ法的に脆弱な少数派外国人であったということも事実です。これは日本華僑のナショナリズム運動にとって大きい制約であるのみならず、政治的に緊張した状況においては華僑の日本における居住や営業、ひいては生命までも脅かす事態につながりました。たとえば日清戦争が勃発した当初、華僑の多くが敵国民扱いを避けるために帰国することを余儀なくされました（伊藤：145-158）。また第一次世界大戦後の不況のさなかに発生した関東大震災においては、華僑は在日朝鮮人と同じく虐殺のターゲットになっています。

このような日本華僑の法的な脆弱性は、華僑華人世界のなかで抗日ナショナリズムが高まった1930年代にとりわけ顕著に現れました。1931年の満州事変後、および1937年の日中戦争勃発後に華僑の大量帰国が起きています。さらに日中戦争期においては、日本政府は傀儡政権である汪精衛政権を通じて日本に留まる華僑を管理しました。さらに国内の華僑の抗日ナショナリズムの芽を摘むため、中国国民党との関係が深いと見なした華僑を逮捕し弾圧を加えました（菊池：25-70）。それゆえ、当時の日本華僑は帰国して抗日運動に加わるか、さもなければ傀儡政権のもとで対日協力に関わるかの二者択一を迫られていたのです。このような戦時下の困難な状況は、日本が第二次世界大戦に敗北するまで続くこととなりました。

6 おわりにかえて：戦後における華僑華人の苦難

1945年8月、日本政府はポツダム宣言を受諾し、その後日本は連合国によって占領されました。他方、中華民国は英米等とともに戦勝国の一員となり、日本に統治されていた台湾を接收しました。これによって占領期の日本華僑は在日台湾人を新たな一員に加えつつ、「連合国民」としてその法的地位を大いに高めることとなったのです。

仮にもし、戦後の中国が統一された国家として国際社会の中で大国としての地位を占めることができたならば、「近代中国の建設」という中国国家と華僑華人が共有した目標は実現したことでしょう。その際には冒頭で述べたような「すれ違い」は解消され、多くの華僑華人が「在外中国公民」としての十全な地位を享受し得る可能性もあったかもしれません。

しかしながら、実際の歴史はこの通りにはなりません。戦後間もなく勃発した国共内戦によって中国は分裂し、1949年以降は中国大陸で新たに建国された中華人民共和国（共産党）と、台湾に撤退した中華民国（国民党）が台湾海峡を挟んで対峙することになったのです。これによって華僑華人のナショナリズムはそれぞれを支持する二派に再び分裂することになりました。その上、東南アジア地域においては現地の反植民地ナショナリズムと競合し、「中国」にアイデンティティを持つ華僑華人はいずれの党派であれ、排斥あるいは同化の対象となっていったのです。

中国の分裂以後、日本においても華僑の法的地位は再び不安定なものになっていきました。日本華僑は法的には外国人として扱われながらも、日本政府の政治的判断によっていずれの「中国」に属するのかがあいまいにされ、かれらと本国政府との制度的結びつきが弱められていったのです（鶴園：59-61）。

以上述べてきた華僑華人の近代史の捉え方は、あくまでも華僑華人のアイデンティティのあり方を、ナショナリズムと居住国における法的地位の関連において説明するものです。これらは、中国国家から見える「かれら」の範囲と、華僑華人の当事者が思い描く「われわれ」の範囲がずれているのはなぜなのか、という冒頭の問いへの十分な答えとはなっていません。それゆえ、この問題は引き続きさまざまな形で探求されていく必要があるのです。

参考文献

- 伊藤泉美（2018）『横浜華僑社会の形成と発展——幕末開港期から関東大震災復興期まで』山河出版社。
- 可児弘明編（1996）『僑郷華南——華僑・華人研究の現在』行路社。
- 菊池一隆（2011）『戦争と華僑——日本・国民政府公館・傀儡政権・華僑間

用語解説

【国共内戦】

1937年に始まる二度目の国共合作のもと、中国は対日戦争を勝利しましたが、1946年には再び国民党と共産党との内戦が勃発します。米国の仲介も甲斐なく全面衝突へと至った戦後の国共内戦は、1948年までには国民党の敗色が明らかとなり、1949年10月に共産党は中華人民共和国の樹立を宣言、対する国民党は同年末までに中華民国中央政府ごと台湾へ撤退するに至りました。以後、両政府は台湾海峡を挟んで軍事的に対峙しつつ、国際社会のなかで自らを「正統な中国政府」と主張していました。これに対し東側諸国は北京政府を、西側諸国は台北政府を承認し、中国の分裂は世界的な冷戦体制のなかに組み込まれることとなりました。

の政治力学』汲古書院。

貴堂嘉之（2012）『アメリカ合衆国と中国人移民』名古屋大学出版会。

園田節子（2009）『南北アメリカ華民と近代中国——19世紀トランスナショナル・マイグレーション』東京大学出版会。

中華会館編（2000）『落地生根——神戸華僑と神阪中華会館の百年』研文出版。

鶴園裕基（2020）「日華平和条約と日本華僑：五二年体制下における「中国人」の国籍帰属問題(1951-1952)」『日本台湾学会報』第22号。

持田洋平（2012）「シンガポール華人社会の「近代」の始まりに関する一考察：林文慶と辮髪切除活動を中心に」『華僑華人研究』第9号。

安井三吉（2005）『帝国日本と華僑——日本・台湾・朝鮮』青木書店

読者のためのおすすめブックリスト

- ・ 可児弘明・游仲勲（編）『華僑華人——ボーダーレスの世紀へ』東方書店、1995年／やや古いテキストだが、華僑華人に関する幅広いトピックをカバーしつつ、一般向けに読みやすく書かれている。
- ・ 華僑華人の事典編集委員会（編）『華僑華人の事典』丸善出版、2017年／トピックごとに専門家によって執筆された事典。概ね見開き2ページでまとまっており、関連する文献も紹介されている。
- ・ 貴堂嘉之『移民国家アメリカの歴史』岩波書店、2018年／19世紀以降のアメリカ華人の、グローバルな移民潮流のなかでの位置付けを知る上で、日本語で読める最良の入門書。

ディスカッション・トピック

1. 現在日本にいる中国系・台湾系のひとびとは、どのような法的地位（資格）にもとづいて、どれくらい的人数が住んでいるのでしょうか。調べてみましょう。
2. 日本のナショナリズムと中国のナショナリズムは、東アジアの近代史のなかでどのような関係にあったのでしょうか。高校までに学んだ歴史を振り返りつつ整理してみましょう。
3. グローバル化された現代の人の移動の形態は、これまでとは異なった新しいアイデンティティを生み出すのでしょうか。自身の経験を踏まえて考えてみましょう。

朝鮮民族の「抵抗」詩人： 尹東柱と金時鐘を中心に

金雪梅

序詩

死ぬ日まで天を仰ぎ
 一点の恥じ入ることもないことを、
 葉あいにおきる風にさえ
 私は思い煩った。
 星を歌う心で
 すべての絶え入るものをいとおしまねば
 そして私に与えられた道を
 歩いていかねば。

今夜も星が 風にかすれて泣いている。

一九四一・一一・二〇

(金時鐘訳、2017)

この詩は韓国人なら誰もが知っている詩人尹東柱（1917~1945）の最も代表的な詩です。日本では在日朝鮮人の詩人金時鐘（1929~）によって翻訳され、出版されています。尹東柱と金時鐘は、ともに日本の植民地支配下で生まれ育った朝鮮民族の詩人です。しかし、尹東柱は朝鮮語のみで詩を書き、金時鐘は今も日本語で詩を書き続けています。彼らが生きた時代と人生には、植民地主義の痕跡が深く刻印されています。本章では、植民地期に東アジアに跨って生きた詩人尹東柱と、植民地期とそれ以降の朝鮮半島の戦争と分断、冷戦を経験した在日朝鮮人の詩人金時鐘の生と作品とを通して、「間島」と日本へ移住した朝鮮民族について考えていきましょう。

キーワード

民族詩人 / 移動 / 植民地主義 / 在日朝鮮人 / 抵抗

目次

1. 植民地期に生きた民族詩人・ユンドンジュ尹東柱
2. 「朝鮮」と日本を生きる詩人・キムシジョン金時鐘
3. 終わりに：詩人としての抵抗

1 植民地期に生きた民族詩人・尹東柱^{ユンドンジュ}

尹東柱^{ユンドンジュ}は1917年に中華民国時の北間島の明東村（現在の中国吉林省龍井市）に生まれました。1938年に朝鮮の「延禧^{エンキ}専門学校」（現在の延世大学の前身）に入り、1942年に日本の立教大学と同志社大学に留学しますが、同志社大学在学中に治安維持法違反の容疑で逮捕され、1945年2月に福岡刑務所で没した詩人です。27歳という若さで亡くなりましたが、彼の詩は国境を越えて東アジアの各地で愛読されています。

尹一家の間島移住は、彼の曾祖父の代から始まります。最初は故郷朝鮮¹の咸鏡北道に近い北間島の子洞に移住しましたが、1900年に龍井の明東に移住しました。尹東柱は1917年に明東で生まれます。明東は間島に住む朝鮮人によって作られた村で、政治的には中華民国の管轄にあったため、日本の支配が比較的緩い地域でした。そのため、特に1910年の「日韓併合」以後、多くの朝鮮人、中でも民族意識が強い人々が多く移住し、民族教育に力を入れました。尹東柱が通った明東小学校は朝鮮から亡命してきた民族独立を願う人士が多く、徹底的な民族教育を実施していました。そのため、幼少期の尹東柱はこのような雰囲気から影響を受け、祖国朝鮮について学びました。

1. 本章では豆満江より南、現在の朝鮮民主主義人民共和国（以下「北朝鮮」）と大韓民国（以下「韓国」）とを合わせた領域を「朝鮮」と言いません。



本章に登場する主な地名（※点線で示した国境線は現在のもの）

中野（2019：10）によりますと、1910年の「満州」地方の朝鮮人人口は15万8千人でした。しかし、1932年の「満洲国」成立後の「満洲」にいた朝鮮人人口は65万4千人に増加し、1945年の終戦時には216万人の朝鮮人が「満洲」にいました。このように「満洲国」成立後に朝鮮人人口が急増した背景には、彼らの「満洲」への集団移民という事実があります。

尹一家の移住時期と、多数の朝鮮人が満洲移民になった時期は30年程異なりますが、1930年代「故郷」を離れなければならなかった「満州」移民の悲

哀と重苦しさを、尹東柱は次のように詩にしました。

故郷の家

— 「満洲」でうたう

古い藁靴を引きずり

ここへはなぜ来たか

豆満江を渡り

さびしいこの地に

南の空のあのしたに

ぬくい ふるさと

母のいるところ

なつかしい故郷の家

一九三六・一・六

(伊吹郷訳、1984)

1935年9月に、尹東柱は初めて朝鮮の地に踏み入れ、平壤の崇実中学校に進学します。この詩は尹東柱が崇実中学校在学中に書いた詩です。この詩の語り手は「満洲」で南の空の下にある故郷（朝鮮）を懐かしみつつ歌っています。古い藁靴を引きずって、豆満江を渡って、寂しい地に入るとは、豆満江を渡り中国（満洲）に入ることを意味します。懐かしい故郷は「母のいるところ」ですが、尹東柱自身の母は当時「満洲」にいたので、この詩の語り手は尹東柱ではないとわかります。この詩は豆満江を渡った祖先や同胞たち、あるいは当時の満洲移民たち、あるいは長い歴史の中で移動してきた朝鮮半島の人々が故郷に対して抱いた懐かしみに詩人が憑依する形で代弁しているのです。

崇実中学校入学から6ヶ月後、神社参拝問題のために尹東柱は自ら退学し、再び故郷龍井に戻り、(日本人が経営する)光明中学校に進学しましたが、この時期にもまた間島の地政学的な現実、中国と日本の間に生きるしかない間島移民の立場と関連する詩が目立ちます。

このような日

正門の 仲良い双つの石柱の先端で

五色旗と太陽旗が踊る日、

線を引いた地域の児らが嬉しがっている。

児らには一日のひからびた学課で

もの憂い倦怠がみなぎり

「矛盾」の二字を理解できぬほど

頭が単純だったのか。

このような日には

今は亡い頑固だった兄を
呼びたい。

一九三六・六・一〇
(伊吹郷訳、1984)

「満洲国」が成立し、上辺には「民族協和」のスローガンを掲げながらも、実際には日本の統治下にあると尹東柱が認識していたと判る作品です。五色旗と太陽旗（旭日旗）が掲げられ、子どもたちが喜ぶ光景を見て、詩人は、日本が背後から「満洲」を支配下に置こうとするさま、そして、その地の住民・子どもの単純さと無力さ、さらに日本と中国の勢力争いの挟間で左右されて生きるしかない間島の満洲移民の立場を歌いました。親と家族がいない「祖国」、植民地下にある朝鮮について学び、文学表現となる故郷間島（満洲）の社会を目の当たりにしたのです。

光明中学校卒業後、尹東柱は「京城」（現在のソウル）にある「延禧専門学校」に留学しますが、ソウルにいた約4年間（1938年3月～1941年12月）は日本の統治がもっとも厳しい時期でした。

1938年から1941年にかけて**皇国臣民化政策**を進めた日本は、朝鮮語教育を事実上廃止する形で教育令を改正し（1938）、さらに創氏改名（1940）や、『朝鮮日報』、『東亜日報』などの朝鮮語新聞の廃刊（1940）など、朝鮮語使用に対する規制を強めました。尹東柱は言語や歴史、文化のすべてが失われるかもしれないという朝鮮民族の危機感を悲しみつつ、冒頭でも紹介した「序詩」や「悲しい族属」「星を数える夜」「自画像」などの有名な詩をこの延禧専門学校で書きました。

そして、1941年の卒業を前に、東京にある立教大学への進学を決めましたが、日本へ行くために、尹東柱は「平沼東柱」と名前を変えざるをえませんでした。その時の心境は、日本留学前に書いた最後の詩「懺悔録」から読み取れます。

懺悔録

青い錆がふいている銅の鏡のなかに
ぼくの顔が遺されているのは
どの王朝の遺物であるので
このようにも辱められるのか

ぼくはぼくの懺悔を一行にちぢめよう、
—— 満二十四年一か月を
 なんの喜びを希って 生きてきたのか

明日かあさってか とある楽しい日に
ぼくはまたも一行の懺悔録を書かねばならない。
—— その時 その若いぼくに

用語解説

【皇国臣民化政策】

「皇国臣民化政策」とは「忠良な皇国臣民」としての精神的一体化を求め、植民地にされた地域の人々に「日本人化」を求める政策を指す。具体的な政策としては「創氏改名」や「皇民化教育」などが行われた。

なぜ そのような恥ずかしい告白をしたのか。
〔後略〕－引用者〕

一九四二・一・二四
(金時鐘訳、2017)

伊東柱の名前の呼び方も「ユンドンジュ」から「ひらぬまとうじゅ」に変わりました。「明日かあさってか／…懺悔録を書かねばならない」、「その時 その若いぼくに／なぜ そのような恥ずかしい告白をしたのか」という詩句からは「平沼東柱」の名で生きる限り、自ら改名したことに恥を感じ、彼の懺悔な気持ち伝わります。

そして、この「恥ずかしい」心情には日本留学を通じてさらに多様な意味が含まれることになります。

たやすく書かれた詩

窓の外で夜の雨がささやき
六畳の部屋は よその国、

詩人とは悲しい天命だと知りつつも
一行の詩でも記してみるか、
〔中略－引用者〕

人生は生きがたいものだということに
詩がこれほどもたやすく書けるのは
恥ずかしいことだ。

六畳の部屋は よその国
窓の外で 夜の雨がささやいているが、
〔後略－引用者〕

一九四二・六・三
(金時鐘訳、2017)

日本式の名前に変えたものの、彼は日本を「よその国」と考えました。なにより、この時期の伊東柱は家族や友達と離れた孤独の中、植民地統治がもっとも厳しかった時代に、詩だけを書いている自分が恥ずかしいと告白しています。「恥」や「恥ずかしい」は彼の詩のモチーフの一つですが、それ程までに伊東柱は死ぬ日までまっすぐに自分と世界の純粹と恥を凝視し続けた詩人でした。「たやすく書かれた詩」を含め、立教大学で書かれた5篇の詩は彼の残された詩の中の最後の詩です。

1942年10月、尹東柱は京都の同志社大学に編入しましたが、翌年の夏休みを前に、治安維持法違反で逮捕され、懲役2年の判決を受けます。しかし、懲役期間を満たさぬまま1945年の2月16日に、福岡刑務所で獄死しました。死因は不明です。

尹東柱は朝鮮民族の1人として、そして詩人として、自分にできる最大限のこと、何より「ハングルで詩を書くこと」を通して最後まで抵抗し、27年の短い生涯を閉じました。生前には詩集の出版もできませんでしたが、後世の人の歴史と言葉への熱意によって、今は彼の詩は多くの人に読まれ、評価され、これからも人々の心の中で生きていくでしょう。

2 「朝鮮」と日本を生きる詩人・キムシジョン金時鐘

前節で紹介した尹東柱の詩を日本語に翻訳し、また彼を「清純としか言いようが無い詩情を流露してやまなかった非命の抒情詩人」（金時鐘 2004: 70）と評価した詩人が金時鐘です。彼は植民地統治下の1929年に釜山で生まれ、1949年6月に日本へ渡ります。その後は日本に住み、現在は「在日朝鮮人」として暮らしています。生まれた時、すでに朝鮮は日本の植民地であったため、日本語で育てられた徹底的な皇国少年であったと彼自身は言います。詩は現実認識が問われる言語表現だと考えている詩人にとって、宗主国の言葉だった日本語、彼の意識を形成していった日本語は、詩の創作においても、また人生においても、彼を大変苦しめることとなります。

1945年8月15日に、日本の敗戦による朝鮮解放を喜ぶ大勢の朝鮮人とは異なり、金時鐘は「地の底へのめり込んでいくような気がし」たと言います。彼が使っていた日本語も日本の敗戦とともに「闇」の言語になってしまいます。

言葉を学ぶとは、ただ言語を習得することだけではなく、その言語の文化や思想をも受け入れることです。植民地統治が完成する時期に幼少期を過ごした金時鐘は、日本の唱歌や軍歌を歌い、周りのすべてが日本語であったほど、日本語の社会に慣れ親しんでいました。ハングルの「アイウエオ」の「ア」すら書けなかった詩人にとって、1945年8月15日の朝鮮の「解放」は「日本人」養成教育に何の疑いも抱かない皇国少年から朝鮮人へと突然戻された日でもありました。（金時鐘 2015:3-4）

日本の敗戦により戦争は終わるはずでしたが、朝鮮半島は、アメリカとソ連の戦争に巻き込まれます。金時鐘が日本へ渡るきっかけも、この米ソ両国の対立を背景に済州島で起きた「四・三事件」でした。この事件は朝鮮戦争まで続き、3万人以上の島民が犠牲になります。以下は金時鐘が「四・三事件」の70周年に追悼の思いで書いた詩です。

死者には時がない

（四・三事件 七十周年に送る詩）

用語解説

【四・三事件】

「四・三事件」とは日本の敗戦後の朝鮮が米ソ両国によって分割占領されていた時期に、当時の南朝鮮のみで実施された単独選挙に反対して、南北統一を訴える済州島の島民が行なった武装蜂起です。1948年に始まり、政府軍や警察などによって鎮圧される中で、多くの犠牲者が生まれました。

降り積もった歳月の奥から
 顔があらわれ
 寄りすぎた村人たちの顔があらわれ
 放りだしたチョンナン、チョンジユモクのたもとで放心している
 やつれた母の顔があらわれ、
 地面の底のくらやみに
 一斉につつじの茎が首をもたげて
 かず知しれぬ髪の毛が
 白い毛根に絡んでふるえている。
 〔中略－引用者〕

強いられた死の死者に時間はない。
 その日その時のままに凝固して止まっている。

風化は日常の俗化がもたらすものだ。
 生きている者たちが普段に見過ごしている
 不実な歴史のくり返しだ。
 記憶が褪せないかぎり
 私たちが怠^{おこた}らないかぎり
 四・三の死者はまさに
 私たちのかたわらで生きている。

(金時鐘 「特集 応答、金時鐘」2018)

この詩からは、民族同士の殺戮を目撃した詩人自身の記憶が蘇り、事件で殺された死者は聞くものさえいれば、声を上げつづけるだろうという願いと生き残った詩人の死者を記憶したい気持ちが読み取れます。

親戚や友人などの助けを得て日本へ向かう密航船に乗船できた金時鐘は、恐怖に怯えながらも父の「たとえ死んでも、わしの目の届くところでは死んでくれるな。お母さんも同じ思いだ」(金時鐘 2015: 232) という言葉に背くことなく、日本にたどり着きます。

見えない町

なくても ある町。
 そのままのままで
 なくなっている町。
 電車はなるたけ 遠くを走り
 火葬場だけは すぐそこに
 しつらえてある町。
 みんなが知っていて
 地図になく
 地図にないから

日本でなく
 日本でないから
 消えててもよく
 どうでもいいから
 気ままなものよ。
 〔中略－引用者〕

あけっぴろげで
 大まかなだけ
 悲しみはいつも散ってしまっている町。
 夜目にもくつきりにじんできて
 出会えない人には見えもしない
 はるかな日本の
 朝鮮の町。

(金時鐘 『猪飼野詩集』 2013)

金時鐘が日本で最初に暮らした街が大阪の^{イカイノ}猪飼野です。この詩は1978年に出版された金時鐘の『猪飼野詩集』に最初に収録されました。

詩のタイトル「見えない町」とは、周辺住民の「民主的総意」によって1973年に隣町の中川町桃谷町に併合され、名前が消えた猪飼野を指します。ここは日本でもっとも多く在日朝鮮人が居住している大阪市生野区の地域で、朝鮮人の古くからの生活習慣が残っていました。しかし、猪飼野という言葉を知りただけで縁談に支障に出るぐらい(金時鐘 2019: 366)、在日朝鮮人への差別がありました。この詩の「なくても ある町。／そのままのままで／なくなっている町」「猪飼野」とは“あるのに無くなった、あるのに無いように”ある在日朝鮮人に対する差別を訴えています。

植民地朝鮮で生まれ育ち、「四・三事件」によって日本へ逃亡した詩人は、日本で生き続け、詩を書き続けました。これらは全て在日朝鮮人たちの支え合い、そして日本にも「朝鮮の町」があったからこそできたことですが、後に金時鐘は詩を書いているという理由で在日本朝鮮人総联合会(総連)から批判を受け、最後には猪飼野からも離れざるをえなくなりました。

金時鐘の詩はスラスラ読めないと言われますが、彼はわざと「訥々しい」日本語で詩を書いて、自身と日本語への報復を行なったのです。

3 終わりに～詩人としての抵抗

上の2つの節では、植民地期に生きた民族詩人尹東柱と、戦後在日朝鮮人として生きた金時鐘を紹介しました。2人は、同じ時代に生き、植民地支配という同じ体験を有しています。しかし、10年という時代の違いと、同じ植民地であっても「満洲」と「朝鮮」の植民地環境の違いと受けた教育の違いは、

用語解説

【猪飼野】

大阪市生野区の一画を占めていたが、1973年2月1日に近隣地区と併合され、居住表記が消えた朝鮮人密集地。在日朝鮮人の代名詞のような町である。

詩的言語の差異と人生体験の相違を生みました。

治安維持法違反の容疑で逮捕された尹東柱の有罪判決の証拠は、彼が当時書いていた日記と詩が全てハングルで書かれていたことでした。最後までハングルで詩を書いた尹東柱は、命を懸けて民族の言葉を守ったと言えます。実際に彼の詩を読んでも反日や反帝国主義のような抵抗的な内容は一切見られません。しかし、それでも詩人の純粋な心が時代を反射しているかのように、彼が多用した星・風・雲といった自然描写からもその時代と社会の苦難を読み取ることができます。

一方、金時鐘は時代と社会からは離れずに詩を書きました。植民地期に生まれ、戦後直後の「四・三事件」や日本での生活など彼の人生は決して平坦ではありませんでした。しかし、「詩を生きるという創造行為があった」（金時鐘 2004: 96）ことが、彼の「厳しい」人生の救いとなります。

植民地期に皇民化教育を受け、日本語を一生懸命身につけた彼は、解放後必死に朝鮮語を覚えます。しかし、日本語は詩人金時鐘の意識の基本的な部分を作っていました。そのような自分が許せない詩人が見つけた抵抗の道とは、日本語にない言語機能を利用して、独自の言語を作り上げることでした。この言語行為を通して、彼が常に闘っている「日本語への報復」が成功すると信じたからです。植民地時代は終わりましたが、その時代の政策が、植民地後を生きる人たちに痕跡として受け継がれたことを金時鐘の生と詩を通して知ることができます。

「異郷」といわれる故郷を持ったとしても、日本人と同じく日本語を使っていたとしても、尹東柱と金時鐘は朝鮮民族の心を保っていました。

金時鐘は、日本の近代詩は「あまりにもワタクシ」的で、観念的で、時代の状況や社会の動きにあまりに関わりがないと指摘したことがあります（金時鐘 2004: 73）。しかし、この批判の背景には、朝鮮民族の詩人と日本人詩人の東アジアの情勢への認識の違いがあると考えられます。つまり異なった「現実」を見ていたのは確かでしたが、尹東柱と金時鐘が見ていた現実とは彼らの意に反して見せられた現実だったのではないのでしょうか。

参考文献

伊吹郷訳『空と風と星と詩』影書房 1984.

磯貝治良, 黒古一夫編『在日文学全集 金時鐘 / 金時鐘著』勉誠出版 2006.

金時鐘 『わが生と詩』岩波書店 2004.

金時鐘 『猪飼野詩集』岩波書店 2013.

金時鐘 『朝鮮と日本に生きる』岩波書店 2015.

金時鐘 『現代詩手帖』2018年9月号.

- 金時鐘 『金時鐘コレクション 4』藤原書店 2019.
- 宋友恵 『空と風と星の詩人 尹東柱評伝』愛沢革訳 藤原書店 2009.
- 中野敏男 「日本にとっての「満洲」、朝鮮にとっての「満洲」」、金富子他
責任編集『「満洲」に渡った朝鮮人たち一写真でたどる記憶と痕跡』世
織書房 2019.
- 尹東柱 『空と風と星と詩』（朝鮮語版）正音社 1995.
- 尹東柱 『空と風と星と詩』金時鐘訳 岩波文庫 2012.

読者のためのおすすめブックリスト

- ・ 尹東柱詩集 『空と風と星と詩』、金時鐘訳、岩波文庫、2012年。
一本稿で引用した金時鐘訳による尹東柱の詩集です。尹東柱の朝鮮語詩に忠実でありながら、翻訳文からも尹東柱の「詩想」を読み取れる日本語訳詩集です。
- ・ 宋友恵 『空と風と星の詩人 尹東柱評伝』、愛沢革訳、藤原書店、2009年。
一 尹東柱の生涯はもちろん、生誕から没後までの詩人の人生と彼に関わる歴史や社会、そして彼の詩の解説まで、余すところなく詳細に書かれた詩人の評伝です。尹東柱について知りたい方にお勧めしたい一冊です。
- ・ 金時鐘 『朝鮮と日本に生きる－済州島から猪飼野へ』、岩波新書、2015年。
一 戦時中から戦後まで、在日朝鮮人として生きてきた詩人による、あまり触れられなかった部分も含めた「自伝回想記」。

ディスカッション・トピック

1. 現在の世界には朝鮮半島や日本、中国以外にも朝鮮民族の人が集中して暮らしている地域があります。その地域はどこでしょうか？ また移動先によって、朝鮮民族のアイデンティティーも異なりますが、このように異なったアイデンティティーを持つ他の地域についても探してみましょう。
2. 2022年現在、京都には3カ所（同志社大学、宇治川畔、また尹東柱の住まいだった武田アパート（現京都芸術大学））に詩人尹東柱の碑が建てられています。また、今年の5月には金時鐘の「共生の碑」が大阪の生野区に建てられました。このような朝鮮民族詩人の碑が日本に建てられる意味について考えてみましょう。



II

名付けと名乗りに ついて考える

第 5 章

名前の不思議と身分登録の歴史 / 松岡 格・・・46

第 6 章

同性愛者という「エスニック集団」? / 森山 至貴・・・54

第 7 章

ネーションとエスニシティとは何か? : 「江戸っ子」を手がかりに / 小島 望・・・62

名前の不思議と身分登録の歴史

松岡 格

みなさんが外国語を習う時に「あなたの名前は何ですか?」「お名前は?」というような意味の例文を習うことでしょう。また、その答えとして「田中一郎です。」というような例文も習うかもしれません。

そのような問答が前提としているのは人の名前に「姓」と「名」がある、ということです。現代に生きる我々にはそれが「当たり前」のように思えます。しかし、その前提は本当に「当たり前」でしょうか?本章では、そのような問いから始めて、人名と身分登録の歴史について検討していきたいと思います。

キーワード

姓名 / 身分登録 / アイデンティフィケーション

目次

1. はじめに：最初の問い
2. 人と名前、姓と文字
3. 身分登録の歴史
4. 記載項目としての「姓名」
5. おわりに：増える問い

1 はじめに：最初の問い

現代の社会生活において「名前」「住所」「連絡先」などの、いわゆる「個人情報」を記入、または入力する場面が多くあります。引っ越しの際の転居届、住民登録、パスポートの申請、はもちろんとして、例えば高校・大学の志望校への出願、就職のためのエントリー、交通系カードの申込、あるいはショッピングセンターのポイントカード申込等に上記のような情報を記入することが当たり前になっています。

そうした転居届、志望書、申込書などの書類、フォーム等に個人情報を記入する際に、サービス毎に異なる情報の記入が求められますが、必ずと言ってよいほど記入を求められるのが「名前」です。その名前の記載に際して、例えば「田

中」のようないわゆる「苗字（名字）」と、「一郎」のような個人名を記載される箇所が設けられています。ここでは日本語で言うところの「苗字」にあたるものを「姓」、個人名を「名」として、合わせて「姓名」と呼ぶことにします¹。

本章で問題にしたいのは、その「姓名」についてです。現在の我々の社会生活においては姓名があるのが当たり前とされています。上記のような書類やフォームの記入欄も人に「姓」と「名」があることを前提として設計されています。

これは日本だけのことではないでしょう。世界の多くの国で、人に姓名があることを前提として社会生活が回っていると思われれます。例えば英語圏で言えば、記載順が変わり、「アントニー・スミス Anthony Smith」のように名（first name）、姓（surname）と順番が変わりますが、姓と名の記載を求められる、という点では変わりません。国によって記入項目構成などの違いはあるでしょうが、上記のようなパスポートの申請、大学への出願、ポイントカードの申請などに際して上記と同様の個人情報を記入する手続きが求められると思います。そうした手続きも、人に「姓名」があることを前提として組み立てられています。

ですが、人に「姓名」があるのは当たり前でしょうか？

すでに述べたように、現代においてはそれが当たり前とされていることは確かです。しかし、少し歴史を遡ってみれば、それが「当たり前ではない」ことがわかります。

本章では、この問題についてみなさんとともに考えてみたいと思います。本章では参考文献に挙げた既存の研究を参照しながら説明・記述を行いますが、対応する研究が見あたらない場合は推測もまじえながら考えてみたいと思います。

2 人と名前、姓と文字

さて、あらためて「人に姓名があるのが当たり前か」という問題について考えてみたいと思います。ある社会や共同体内で、その社会や共同体を構成する個々人に名前が付けられていること自体は自明であるように思われれます。その「名前」が文字で表されるかどうかは別として²、少なくとも呼び名が決まっている³ことは「人間として」の社会生活において必須なことであるように思えます。

しかし、そうした呼び名をお互い知っている範囲について考えてみると、前近代の社会生活においてその範囲はかなり限られたものであったと想像できます。国家の統治者の立場から考えると、そうした個々人の名前を統治者が記録し、把握している範囲はさらに限られていたと考えられます。つまり、前近代の国家においては、国家の統治範囲には入ってはいるものの、統治者が名前をはじめとした個々人の情報を把握していない共同体、というのが国内に多く存

1. 日本では、多くの場合「姓名」ではなく「氏名」の記入が求められるはずですが、これ（姓名と氏名の関係）については後で詳しく述べますが、ここでは他国と比較するためにも「姓名」という言い方で揃えておきたいと思います。

2. 世界の多くの地域では、近代国家による統治、あるいは植民地統治を受けるまで、文字と無縁か、あるいは関わりの少ない地域社会が多く存在していました。現在で言うところのエスニック・マイノリティは、前近代においていわゆる無文字社会であったところが少なくありませんでした。

3. ただし、その呼び名は人生の節目などに変わることがありました。例えばアメリカの先住民の例などがよく知られていますが、幼少時特有の名前が付けられてそれが変わっていくこともありましたが、それ以外にも何らかのきっかけで名前が変わることがありました。したがって呼び名が決まっている、といっても、それが変わる可能性がありました。現在のように一つの名前を決めて、基本的にはそれを変えてはならない、という状況とは異なっています。また自らの言語による名前を重要なものとして隠し、特に外向けに外来文化によって名づけられた名前を用いるということは多くのマイノリティでも見られる実践ですが、アメリカの先住民でもそのような実践が見られたようです（佐藤、2020）。

にしていたはずですが。そのことは、例えば中国に存在した前近代の帝国について考えてみれば明らかです。

これに対して現在のように国家ごとに統一された身分登録制度が存在し、そこに国家の統治対象となる全ての個々人の人名が登録されている、というあり方は近代以降、より具体的には近代国家成立以後に定着したことであり、と考えてよいでしょう。

このような全ての人の姓名やその他の個人情報登録された社会——フランスの社会学者ダルディの「全ての人について記録がなされる社会」と言ってみてもよいかもしれませんが——へと至るプロセスがどのように進展したのか考えてみると、二つポイントがあるように思います。

まずその国の人々の間で人名の固定化が進行していなくてはなりません。前近代において「姓」にあたるものを持っている人は社会の中の限られたごく一部に過ぎない⁴というのが一般的であったように思います。例えばヨーロッパの多くの国では、姓にあたるもの、特に継承的な父系姓を持っている人は、いわゆる貴族などの限られた階層の人達でした。その後、ヨーロッパ各地でいわゆる近代国家が形成されていくにつれて、各国社会の中で姓を持つ人が増え、人名の呼称・表記方法等が統一されるといった形で人名の固定化が進行していきました。フランス、イギリス、ドイツなどの事例を見る限り、そのプロセスが進む画期となったのはフランス革命だったようです。

もう一つ注意が必要なのは、そもそもその国の社会に読み書きが広く普及している必要があるということです。これはヨーロッパに限ったことではありませんが、前近代の状況では、国内に一定の非識字人口を抱えていることは、むしろ当たり前のことでした。国家統治を行う官僚などはもちろん、身分登録制度のような、国家が用意する制度を利用する地域住民の間でも、姓名の読み書きができる人達が一定程度存在していなければシステムとして回っていかないことは容易に想像できます。

3 身分登録の歴史

現在のように全ての人の姓名が記録されている状況に至るプロセスを考える際に、以上のように、姓を持つ人が増え、人名の形式が固定化し、読み書き文化が定着するという社会の変化が重要であると同時に、近代国家による身分登録制度の整備について見ておくことも重要です。

前出のダルディは「身分登録制度のグローバル化」という言い方をしながら、ヨーロッパにおける近代的身分登録制度の成立とその他地域への拡大について説明しています。

ただし、近代的身分登録制度がヨーロッパで成立したと言っても、その成立までのプロセスも、成立後の経過も国によって状況が異なりました。歴史的に

4. そのことは、例えば文献案内に掲載した岩波新書の『世界の名前』を覗いてみれば、ある程度の状況が見てとれます。

考えるとキーとなるのがフランスで、いわゆるフランス革命を契機として、国民の身分登録が進められていきます。全「国民」の情報を掌握しなければならない、という発想の起源について考える際にもフランスの事例は重要だと考えられます。

もう一つ重要なのがドイツではないかと思います。ドイツについてはそもそも統一国家成立までが複雑な経過をたどりましたが、19世紀後半になって国家統一が実現に向かう流れの中で法的な統一（一元化）が模索され、例えば「民事身分登録」が試みられていきます。

ヨーロッパの多くの国では、身分登録簿のような、いまで言うところの個人情報収集・把握していたのは（キリスト教の）教会でした。例えば結婚も教会によって管理されていました。ごく大ざっぱに言えば、その教会の役割の一部が近代国家によって受け継がれていったのです。現在においては、宗教組織ではなく国家が地域住民の個人情報を一元管理しているのが当たり前になっているわけですが、上記の「民事身分登録」というのは教会ではなく世俗の統治主体、つまり国家の手による身分登録のことを指していました。統一国家確立に至る過程で行われたドイツの民事身分登録の試みは、そのような身分登録の国家化（世俗化）、の移行過程の一端を示しているものだと思います。上記の教会のように、国内に個人に関する情報を把握している国家以外の組織（「中間団体」）が存在した場合、そうした組織の一部機能を国家が引き取っていくというプロセスが進行していました⁵。

一方で、例えば日本のような東アジアの国では、前近代においてすでに「戸籍」というものが存在していました。ただし前近代においてはその「戸籍」は上記のような近代的身分登録制度とは異なっていて、人名などの登載範囲となる人々は、やはり社会の中のごく限られた人であったはずで、国家が直接の掌握対象としていた人の範囲は限られたものであったと思われる。日本では、明治維新によって成立した近代国家としての日本が、従来の「戸籍」を参考にしつつも、新たに「戸籍」制度⁶を起ち上げて上記のような近代的身分登録を確立させていきました。

簡単に言えば、その新たに作られた戸籍に人名などが登載されている人が「日本人」であり、これは現在でも血統主義にもとづく国籍、「日本人」としての身分を支えているものです。

4 記載項目としての「姓名」

以上述べてきたようなヨーロッパで発祥した近代的身分登録制度において、その記載項目のうちの一つとして「姓名」が定着していきました。言い換えれば、身分登録書類に「姓名」欄が設けられることが当たり前になっていきました。

注意しなければいけないのは、人々の間で「姓名」を記載する習慣が広がっていなければ「姓名」記載欄というものは機能しないということです。個人名

5. ただし、そうした中間団体が必ずしも後の近代国家による身分登録制度と同様の情報を把握していたかどうか、また把握対象としていた人々の範囲はいかなるものであったのか、などは別途検討しなければならないでしょう。おそらくは後のように「全国民」をカバーするようなものではなかったと推測されます。これに対して、近代国家による身分登録制度は、身分登録制度の記載事項を決定・統一し、全国民を対象として、身分登録を行い、その徹底化を図ります。国家による国民情報の一元管理が図られます。

6. この際に作られた戸籍は「壬申戸籍」と言われます。

はともかくとして前近代では「姓」を持たない人が多くいたと考えられます。例えばイギリスでは「姓 surname」というのは家族ごとに父系で継承されていくものが原型となっていますが、それはイギリスではかつては社会の一部の人(家)しか持っていませんでした。上記の近代的身分登録の浸透によって全ての人が例えば「スミス Smith」とか、「ミラー Miller」とか、「アンダーソン Anderson」とか言った姓を持ち、人名と言えは姓名が揃った形——Anthony Smith⁷、David Miller、あるいは Benedict Anderson のような——が想定される、ことになっていったのだと思われます。

それぞれの社会、文化によって具体的な状況は異なっただけですが、前近代においては、国家が全ての人の「姓名」を把握しているとは限りませんでしたし、またそもそも人々の多くは「姓名」を持っていなかったと思われます。近代的身分登録制度の浸透によってこれが、ほとんどの人が姓名を持っていて、国家がそのほとんどの人の「姓名」を把握している、という状況が作られていったと考えられます。

もう一つ注意が必要なのが、その身分登録制度に記録される「姓名」というのは多くの場合、各国において主流となる言語や文化が標準となって名付けが行われる、ということです。このことがいわゆる「同化政策」につながる場合もあります。例えば北米の先住民に対して、英語による名づけが行われ、先住民の多くが自文化とは関わりのない英語の名前、つまり姓名を与えられ、身分登録にもその姓名が登載される(19世紀後半から20世紀にかけて行われた一連の名づけ直しプロジェクト)、ということが起こりました。筆者が研究している台湾の先住民に対しては、日本語の姓名、もっと言えば日本風の姓名⁸、それこそ「林二郎」とか「日野三郎」とか言った姓名が与えられ、身分登録制度にその日本語の姓名が登載されるということが起こりました。

これまで「姓名」について述べてきましたが、現代日本の状況に戻りますと、これまで「姓名」と述べてきたことを「氏名」に置き換える必要があります。これまで「姓名」について述べてきたことは、日本においては「氏名」に置き換えればおおそあてはまります。すでに述べたイギリスの「姓」と日本の「氏」は、家族内で共有する名前(人名の構成要素)であり、またもともと父系で継承された、という意味では似ています⁹。つまり概念上は「姓」と「氏」は似ているのですが、日本の制度上「氏」であるのは、これは日本の戸籍制度の規定によるものです。「氏」というのは血統主義による「日本人」の人名の定義に関わっています。

日本では明治維新後に現在の制度につながる戸籍制度が成立し、その戸籍制度が日本人の人名のあり方を規定してきました。現在の制度によれば、子どもが夫婦いずれかの「氏」を名乗ることになっており、「戸」を単位としてその「氏」を共有します。日本人であれば、あるいは国籍が日本であれば、これが標準の形になります。このあたりが特徴的ではありますが、近代的身分登録制度に、家族固有の「姓」と、個人固有の「名」が漏れなく登録される、という点では、

7. ご存じのように、正確には、ここにさらにミドルネームが入ることが多いですが、ここでは議論をわかりやすくするために、その点は省略して話を進めます。

8. 細かいことですが、これは「氏名」ではなく、「姓名」でした。というのも、氏名というのは植民地本国である日本(当時の言い方でいえば「内地」)の戸籍固有の言い方のため、植民地(「外地」)台湾の身分登録書類ではあえて「氏名」ではなく、「姓名」という呼称を用いていました。

9. すでに述べたように、形式上は大いに異なります。

日本も世界の多くの国と同様であるとも言えます。

一方で、長く日本で暮らしていても、国籍が日本でなければその人の身分は戸籍に登録されません。ですから、戸籍が近代的身分登録制度だとは言っても、近代国家の統治対象となる人々全ての個人情報そこに登録されているわけではありません¹⁰。ただし、みなさんご存じのように、住民登録という別の制度がそうした人々をカバーします。

5 おわりに：増える問い

以上、かなり回り道をしてしまったような気がしますが、本章で示したかったことは以下の数点です。

まず、世界において現在、人に「姓名」があるのが当たり前になっていますが、歴史を遡れば、これは当たり前ではありませんでした。特に前近代の社会においては、「姓」を持っていない人も多くいました。国家によって名前が把握されていない人も多くいたはずですし、また、地域によっては「文字」も普及していないところも多くあったはずです。文字無しに、登録簿の名前を記載しようがありません。

次に現在の日本において現在、人に「氏名」があるのが当たり前になっていますが、歴史を遡れば、これも当たり前ではありませんでした。「氏名」は明治維新後の日本の戸籍において成立したもので、多くの「国民」が氏名を持つようになったのもそれ以後のことです。また現在の日本においても、住民の全てが「氏名」を持っているわけではありません。「氏名」というフォーマットは戸籍固有のもので、住民登録簿を始め、他の多くの書類などでも「氏名」欄がありますが、いわゆる「外国人」をはじめ、多くの「氏」を持たない日本住民が存在しているはずです。

こうしたことをふまえると、外国語学習の例文でよく見られる、「あなたの名前は何か?」「田中(氏) 一郎(名) です。」というのは、とても奇妙なやりとりのようにも感じられます。なぜ、人はみな氏と名、もっと広く言えば姓と名がなければいけないのでしょうか? またその姓と名はなぜ各国の公用語、特定の言語で記載しなければならない——例えば田中一郎さんが英語圏に行くと「Ichiro Tanaka」とローマ字で記載を求められる——のでしょうか? またなぜその言語で発音して日常生活を送らなければならない——例えばその田中一郎さんは Ichiro Tanaka というのを英語らしく発音しなければならないかもしれません——のでしょうか? 問いは増えるばかりです。

10. 戸籍というのは実質上日本における「国籍」を規定しているものだと見ることができます。明治期に作成された戸籍(「壬申戸籍」)を原資料として、血統主義によってそこに登録された人々の子孫を「日本人」として規定しているものであると言えます。

参考文献

- アバウト等編 (Ilsen About, James Brown, and Gayle Longergan)
2013 *Identification and Registration Practices in Transnational Perspective* (Palgrave Macmillan)
- アジア家族法会議
2012 『戸籍と身分登録制度』 (日本加除出版)
- 上野和男・森謙二編
2006 『名前と社会一名づけの家族史』 (早稲田大学出版部)
- カプラン・トーピー (Jane Caplan and John Torpey)
2001 *Documenting Individual Identity* (Princeton University Press)
- グディ (Jack Goody)
1986 *The Logic of Writing and the Organization of Society* (Cambridge University Press)
- 佐藤勘治
2020 「メキシコのジェロニモ」 エスニック・マイノリティ研究会編
『多様性を読み解くために (電子書籍)』 : 43-53
- スコット (James Scott)
1998 *Seeing Like a State* (Yale University Press)
2013 *Decoding Subaltern Politics* (Routledge)
- 野林厚志・松岡格編
2019 『台湾原住民の姓名と身分登録』 (国立民族学博物館)
- 松岡格
2021 「植民地統治下台湾にける原住民の身分登録」 『マテシス・ウニ
ウェルサリス』 第23巻第1号 : 49-82
- 若尾祐司
1996 「近代ドイツの民事婚と民事身分登録」 利谷信義・鎌田浩・平松
紘編『戸籍と身分登録』 (早稲田大学出版部) : 183-205

読者のためのおすすめブックリスト

- ・ 世界各国の人名のあり方については、例えば岩波書店辞典編集部編『世界の
名前 (岩波新書)』 (岩波書店、2016) に目を通してみることをお薦
めします。
- ・ 日本の人名について、参考文献に挙げたもの以外に、武光誠『名字と日
本人 (文春新書)』 (文藝春秋、1998)、大藤修『日本人の姓・苗字・
名前』 (吉川弘文館、2012)、田中宣一『名づけの民俗学』 (吉川弘文
館、2014) などが出版されています。

ディスカッション・トピック

1. クラスメイト、あるいは同じ授業の履修者の間で、各自自分が学習している外国語を用いている国の身分登録に関わる書類（例えばパスポート、身分証申請等等）のフォーマット（様式）について調べ、どのような項目を記入しなければいけないのか、その記載欄について調べてみましょう。
2. 上記の1. の内容をふまえ、クラスメイト同士でその調査結果を持ち寄り、どのような項目が共通していて、どのような項目が異なっているのか（その国に特徴的なのか）、比較して、その異同の理由などについて話し合い、その分析結果を自分でまとめてみましょう。比較する際に、日本のそれについても一緒に比較すると、分析が深まると思います。

同性愛者という「エスニック集団」？

森山 至貴

マイノリティの人々の気持ちをマジョリティの一員として理解できるようになりたいと思う人が、「ほかの面における自分のマイノリティとしての経験や気持ちを手がかりに、あるマイノリティの経験や気持ちをわかろうとする」ことを、「マイノリティ共感 (Inter-minority Empathy)」と呼びます。しかし、この「マイノリティ共感」は、あくまで自身の経験や気持ちを手がかりにしているがゆえに、正確な理解に基づき相手の助けになるものとはならない可能性があります。

そこで本章では、1970年代のアメリカにおける同性愛者の社会運動を取り上げ、上手な「マイノリティ共感」の働き方に関するコツを探っていきます。具体的には、この社会運動における「エスニック・モデル」という考え方を検討し、「マイノリティ共感」の利点を活かし欠点をなるべく避けるための四つの指針を引き出します。

キーワード

マイノリティ共感 / ゲイ解放運動 / ゲイ・アイデンティティ

目次

1. マイノリティはマイノリティに共感できる？
2. 溝の深さを見くびるな
3. なぞらえて理解してもらおう、という方法
4. なぞらえることの利点
5. なぞらえることの欠点
6. 他者とともに生きるコツを知る

1 マイノリティはマイノリティに共感できる？

健常者には障害者の気持ちはわからない、日本人には外国人の気持ちはわからない、住むところのある人間には路上生活者の気持ちはわからない、ふたり親家庭の子どもにはひとり親家庭の子ども気持ちはわからない……これらの言葉は、どれも社会におけるマジョリティ（多数派）とマイノリティ（少数派）のあいだにある、深い溝を示すものです（マジョリティ／マイノリティについ

ては第 III 部第 8 章の用語解説を参照してください)。社会はマジョリティのあり方が「ふつう」であり基準である、という前提で設計されていますから、たしかに、マジョリティがマイノリティの「ふつうでない」経験やそれにとまなう実感を理解するのは簡単ではないでしょう。

しかし、マジョリティにはマイノリティの気持ちはわからないという発想は、諦めに満ちた、ずいぶん後ろ向きなものに思えます。マイノリティの「どうせわかってもらえないだろう」という絶望と、マジョリティの「わかってやらなくていいや」という身勝手さは、この発想にしたがっているかぎり手つかずのままです。といっても、「マジョリティにはマイノリティの気持ちがわかるはず！」とただ信じて唱えてみたところで、じっさいにわかるようになるはずもありません。

それでもなんとかしてこの深い溝に橋をかけたい、マイノリティの人々の気持ちをマジョリティの一員として理解できるようになりたいと思う人が、「ほかの面における自分のマイノリティとしての経験や気持ちを手がかりに、あるマイノリティの経験や気持ちをわかってもらう」ということを、「マイノリティ共感 (Inter-minority Empathy)」と呼びます (葛西, 2019)。そのような想像は、相手を理解することを諦めるよりは、ずっとよいことに思えます。

しかし、マイノリティ共感を働かせるにあたっては、注意しなければならないことがあります。たとえば、障害者としての経験とシングルマザーに育てられた子どもとしての経験には、似ているところ、同じところがあるとしても、完全に同じではありません。にもかかわらず、両者の経験を完全に同じだと考えてしまう、すなわち、片方の経験でもう片方の経験をすっかりなぞらえてしまうことは、必ず誤解を生むこととなります。他方、そもそも違うマイノリティなのだから共通点はないと考えることも、単なる決めつけにすぎず、また他者理解を遠ざけてしまうことにもなるでしょう。したがって、「マイノリティ共感」の働かせ方には、一方を他方に適度になぞらえるためのコツが必要なのです。

本章で考えてみたいのは、このコツです。そのために、1970 年代のアメリカの同性愛者の社会運動に特徴的な、「同性愛者はひとつのエスニック集団 (のようなもの) である」という主張を検討します (エスニシティについては第 II 部第 7 章の用語解説を参照してください)。うまくいけば、本章の最後には、マジョリティとマイノリティのあいだの深い溝を越え、ともに生きるためのコツにたどり着けるはずです。では、はじめましょう。

2 溝の深さを見くびるな

まずは 1970 年代のアメリカの同性愛者の社会運動の特徴を簡単に確認しておきます (Jagose, 1996; 河口, 2003)。

「**ゲイ解放運動 (Gay Liberation Movement)**」と呼ばれる 1970 年代の同

用語解説

【ゲイ解放運動】

ゲイ解放運動は、ゲイ・アイデンティティこそ社会運動の根本にあるべきだ、との信念を重要な特徴とする、1970 年代のアメリカにおける同性愛者の社会運動です。きわめて大雑把にまとめてしまえば、ゲイ・アイデンティティとは「同性愛者であることは自分の大事な特徴の一つであり、そのことは恥ずかしいことではない、むしろ誇りだ」というような同性愛者自身の感覚を指します。

性愛者の社会運動は、それ以前の1950年代ごろにあった「ホモファイル運動 (Homophile Movement)」の持っていた同化主義という特徴を批判しました。同化主義とはこの場合、好きになる性別を除いた他の要素に関して、同性愛者が異性愛者のように振る舞う (= 異性愛者に同化する) ことを求める考え方です。「同性愛者は愛の対象の性別以外ではマジョリティである異性愛者と何も変わらない」という主張は、「同性愛者はできるかぎり異性愛者に似るべきだ」という主張に読み替えられ、同性愛者独自の文化やライフスタイルは否定されたのです。

ゲイ解放運動は、マジョリティ中心の世界を維持しようとする同化主義に反対し、同性愛者ははっきりと異性愛者とは異なること、そして異なってよいことを主張しました。これは私たちにとってとても重要です。「マジョリティは、マイノリティのあり方の中にある自分と似ていない部分をこそ無視せずに認めなければならない」というゲイ解放運動の主張は、言い換えれば「マジョリティとマイノリティのあいだの溝の深さを見くびるな」という宣言でもあるからです。

3 なぞらえて理解してもらおう、という方法

ゲイ解放運動は、「エスニック・モデル」と呼ばれる運動の方法を採用したことで知られています。同性愛者の集団はエスニック集団に似ているのだから、エスニック集団が社会に認められるのと同じように同性愛者も社会に認められるべきだ、と同性愛者自身が主張し、みずからをエスニック集団になぞらえてもらうことでその主張に納得してもらおうとしたのです。

ここで重要なのは、「エスニック・モデル」と「ゲイ・アイデンティティ」というふたつの発想の強い結びつきです。ゲイ・アイデンティティの肯定は、同化主義に反対し、「自分たち同性愛者には独自の文化やライフスタイルがある」と主張するものでもありました。この考え方は、自分たちはマジョリティとははっきりと異なる集団であると、同性愛者自身が認識していることを前提としています。この前提は、エスニック集団という言葉に含まれている重要な意味合い、「集団のメンバー自身がそう認識している」とまったく同じです。「エスニック・モデル」はゲイ解放運動の異性愛者向けの主張の特徴、「ゲイ・アイデンティティ」はゲイ解放運動が同性愛者自身に提示する理想の特徴をあらわしたものと対比的に理解することもできるでしょう。では、みずからをエスニック集団になぞらえて理解してもらおうとするゲイ解放運動のエスニック・モデルは、どのような利点と欠点を持っているのでしょうか。まず利点、つづいて欠点を考えていきます。

用語解説

【ホモファイル運動】

ホモファイル運動は「同性愛は生まれつきの(かわいそうな)性質」と考え医師の権威に頼りながらマジョリティの理解と同情を求めることを目指した、1950年代のアメリカにおける同性愛者(とその支持者たる異性愛者)の社会運動です。ホモファイルは「同性を愛する者」という意味で、ホモファイル運動の推進者が好んだ言葉づかいですが、今ではほとんど使われません。

用語解説

【エスニック・モデル】

同性愛者自身が自分たちの集団のモデルとして、エスニック集団を想定し、エスニック集団に関する社会運動を手本としてみずからの社会運動をおこなったり、エスニック集団のようなものとして同性愛者の集団を理解してもらおうとマジョリティに働きかけたりする、そのあり方を「エスニック・モデル」と呼びます(河口2003)。エスニック集団とは、言語や宗教、文化などによって区別できる人々の集団のことですが、この概念の中には、「集団のメンバー自身がそう認識している」という重要な意味合いが含まれていることに注意が必要です。

4 なぞらえることの利点

エスニック・モデルの利点としてまず挙げられるのが、同性愛者が何を求めているかを理解してもらいやすくなることです。ゲイ解放運動と同時期、アメリカでは黒人が市民としての権利を求め、みずからへの差別に抵抗する公民権運動が起こっていました。このことを知っていた当時のアメリカ国内の人々に対し、同性愛者の集団はエスニック集団のようなものだ、と主張することで、同性愛者もまた、黒人などのさまざまなエスニック集団と同様に市民権を求め、差別に抵抗しているのだと理解してもらおうとしたのです¹。

さて、黒人が求めていることと同性愛者が求めていることのあいだにはもちろん大きな違いもたくさんありますが、理念や基本的な法制度に関する要求については共通の部分もあり、そういった点に関しては「エスニック・モデル」はうまくはたらきました。黒人と同じように同性愛者も基本的な人権をもった市民として、差別されずに安全に暮らしたいのだと、ともかく異性愛者に伝えることにある程度は成功したのです（もちろん、その要求に応えようとしないう差別的な異性愛者はたくさんいました）。

したがって、マイノリティ共感を働かせることで、あるマイノリティがどんな理念や基本的な法制度に基づく社会を求めているかについてならば想像力が働きやすくなる、という利点はありそうです。たとえば、シングルマザーに育てられた子どもは、母親が福祉や医療に関する役所での煩雑な手続きに困っていることを知っていれば、障害者に対しても「役所のサービスが簡素化され、福祉や医療の制度を気軽に利用できるようになることを望んでいるのではないか」と想像することができるでしょう。

エスニック・モデルにはもうひとつ、同性愛者の生活をその性的指向（どの性別の人に恋愛感情や性的欲望を抱くのか、という特徴）だけに還元せず、さまざまな独自の文化を持つ多様な側面を持ったものだとして理解してもらうことが可能となる、という利点がありました。今でもそうかもしれませんが、同性愛者はその言動やライフスタイルが同性に対する性欲にあたかもすべて由来するかのように入れられてしまう、という偏見にさらされています。じっさいには、毎日食事をしたり、働いたり、趣味の活動をしたり、友人と遊んだりする、つまり性的指向に基づかない活動もたくさんしているにもかかわらずです。

ゲイ解放運動と同時期の黒人は、白人から排除されていたという理由もあって、黒人独自の生活圏におけるネットワークを持っていました。そのネットワークの中で、黒人同士はそれぞれひとりの人間として生活を営みながら、独自の文化を形成していました。いわば、「肌の色」に還元されない「黒人らしさ」を互いに尊重しながら生きていたのです。

それゆえ、エスニック・モデルにのっとなることで、同性愛者の暮らしには性的指向に還元されない独自の文化が存在し、それらを含めた生活を営む者として同性愛者が存在するのだ、というゲイ解放運動の主張が理解されやすくなり

1. 本文でも述べたように、ゲイ解放運動は基本的に黒人の社会運動を模範としていました。ただし、黒人は「人種」に基づき区別される集団であり、エスニック集団は「エスニシティ」に基づき区別される集団ですから、黒人になぞらえる方針を「エスニック・モデル」と呼ぶのは厳密には誤りのはずです。ここから、エスニック・モデルにおける「エスニック」という言葉の用法が、黒人もエスニック集団と捉えるやや例外的なものだったと考えることができます。

ました（理解はするけれども受け入れない差別的な同性愛者はたくさんいました）。実際、ゲイ解放運動の中では、同性愛者の吹奏楽団、水泳サークル、歯科紹介サービス、法律家ネットワークなど、さまざまな組織が生まれ、活動をしていました(Armstrong, 2002: 22)。このような同性愛者の生活を、マジョリティに引きつけすぎず、遠ざけすぎずに理解してもらうために、まさにその生活の全体像が曲がりなりにも伝わっている黒人に関する知識を参考にしてもらうことは、効率的なことだったのです。

5 なぞらえることの欠点

しかし、エスニック・モデルを用いたゲイ解放運動は、のちにいくつかの重要な批判を受けることになりました。この節では、マイノリティ共感に関係する批判をふたつとりあげて検討してみましょう。

まず、同性愛者とエスニック集団の違いが軽視されることで、同性愛者特有の困難が見過ごされてしまう点が問題です。たとえば、ゲイ解放運動とエスニック集団の共通する特徴として、「マイノリティが集まってネットワークを形成すること」があります。しかし、同性愛者は多くの場合異性愛家庭に生まれ、血縁や家族から離れて個々に同性愛者のネットワークに加わるので、親子や親戚同士でエスニシティの変わることのない先住民や移民といったエスニック集団のように組織的、継続的にネットワークを形成することは困難だったはずですが、エスニック・モデルは、じっさいに同性愛者のネットワークがなぜ形成可能なのかを説明できていない不十分なものである、との批判がなされました(Murray, 1996: 73)。

このように、あるマイノリティを別のマイノリティとしてのみずからの経験に基づいて想像したり理解しようとした時、自分自身にとってはあまり苦勞を感じない点を見過ごしてしまうことがあります。マイノリティとして生きることは困難をとまいませんが、だからといってすべての種類の困難をとまなうわけではないので、運良く自分が遭遇しないタイプの困難を別のマイノリティが抱えている場合は、マイノリティ共感をはたらかせることによってかえってその困難に気づきにくくなってしまう場合があるのです。

もうひとつ、エスニック・モデルの大きな欠点として、エスニック・マイノリティでもある同性愛者の存在が見過ごされる、という点があります。ゲイ解放運動における「同性愛者はひとつのエスニック集団」だという主張は、白人の同性愛者という似た者同士だけを想定していたからこそ、同性愛者をひとつの（つまり似た者同士だけで構成される）エスニック集団にたとえることができたものでした(Cohen, 1997)。それゆえ、エスニック・モデルは皮肉にも、同性愛者にもさまざまなエスニシティの持ち主が存在し、その中には当然エスニック・マイノリティも存在する、という重要な事実を見過ごしてしまったの

です。ゲイ解放運動、とくにそのエスニック・モデルの持つ白人中心主義についてはその後大きな批判が起こり、とりわけ黒人同性愛者の存在に光を当てるような社会運動や文化表現が数多く生まれました。ここから、あるマイノリティを別のマイノリティになぞらえる時、どちらのマイノリティもほかの点では必ずマジョリティであると想定してしまい、両者が重なる存在を無視しがちである、という懸念点を引き出すことができるでしょう。

6 他者とともに生きるコツを知る

あるマイノリティを別のマイノリティになぞらえることの利点と欠点を理解し、利点を活かし欠点を避けるように努めることこそ、マイノリティ共感を働かせるためのコツです。同性愛者の社会運動が採用した「エスニック・モデル」に関する歴史と議論をふまえると、具体的には、マイノリティ共感を寄せる相手に対して、

- (a) 理念や法制度など、共通の困難を持っていると想像する一方で、細かな点ではお互いのおかれた状況に違いがあると自覚する
- (b) さまざまな側面を持つ生活を営む人であると自覚し、マイノリティとしての特徴にその人生を還元せず、自分自身と似たような一人の人間だと考えることでそのマイノリティとしての特徴を軽視しない
- (c) それぞれのマイノリティがおかれている立場をよく知り、特有の困難を把握することで、想像力では不足する部分を補う
- (d) あるマイノリティはほかの点ではマジョリティ、と決めつけず、それぞれの人々がどのようなマジョリティ性・マイノリティ性を持っているのかに誠実に向き合う

ように努力するとよい、と私は考えます。

私たちはよく「他人の気持ちなんてわからない」などという言葉をおにしたり耳にしたりしますが、マジョリティとマイノリティのあいだの溝の深さを考えると、たしかにこの言葉がとてもよくあてはまるように思える場合はあるでしょう。そして、安易にわかった気になることは、とても誠実な態度でもあると思います。

しかし、マジョリティとマイノリティのあいだの溝は超えられない、という諦めは、むしろ不誠実な態度のように私には思えます。それでは、私たちの社会が抱える差別や排除について理解し改善すること、他者の困難に想像力を働かせる心を寄り添わせることから逃げているだけではないでしょうか。

だからこそ私たちは、「マイノリティ共感」にはけっして利点ばかりがあるわけではないとしても、なんとかそれを使いこなしながら深い溝を超えていくべきだと私は思います。本章は、ゲイ解放運動を題材に、まさにその使いこなし方を検討し、みなさんと共有するためのものでした。

参考文献

- Altman, Dennis, 1993, *Homosexual: Oppression and Liberation*, New York: New York University Press. (=2010, 岡島克樹・河口和也・風間孝訳『ゲイ・アイデンティティ——抑圧と解放』岩波書店.)
- Armstrong, A. Elizabeth, 2002, *Forging Gay Identities: Organizing Sexuality in San Francisco, 1950-1994*, Chicago: University of Chicago Press.
- Cohen, Cathy J., 1997, “Straight Gay Politics: The Limits of an Ethnic Model of Inclusion”, *Nomos* 39, pp. 572-616.
- Jagose, Annamarie, 1997, *Queer Theory: An Introduction*, Melbourne: Melbourne University Publishing.
- 葛西真記子, 2019, 「マイノリティ共感 (Inter-minority Empathy) : 「性の多様性を認める態度」に関連する要因」『鳴門教育大学研究紀要』34, 136-141.
- 河口和也, 2003, 『クイア・スタディーズ』岩波書店.
- Murray, Stephen O., 1996, *American Gay*, Chicago: University of Chicago Press.

読者のためのおすすめブックリスト

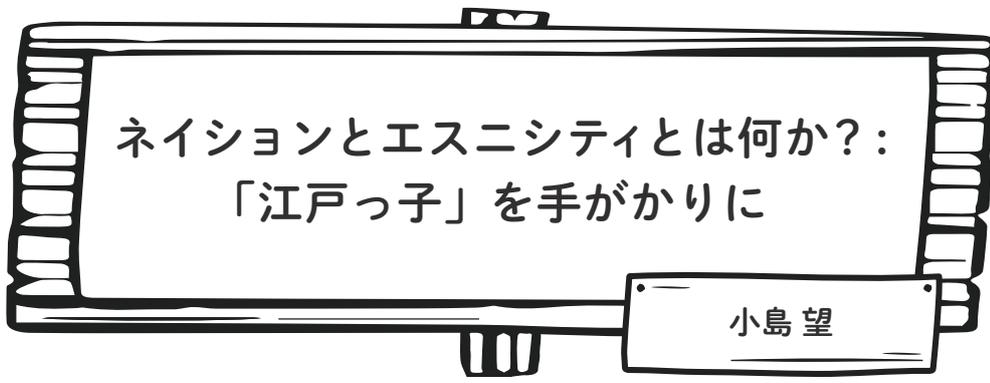
- アメリカの同性愛者の社会運動については、以下の書籍が読みやすく、コンパクトにまとまっています。
河口和也, 2003, 『クイア・スタディーズ』岩波書店。
新ヶ江章友, 2022, 『クイア・アクティヴィズム—はじめて学ぶ〈クイア・スタディーズ〉のために』花伝社。
- 日本の同性愛者の社会運動について知りたい人は、まずこの本を読みましょう。
風間孝・河口和也, 2010, 『同性愛と異性愛』岩波書店。
- 多様な性のあり方について書かれたわかりやすい本を読みたい人は、まずこの2冊から手に取ってみてください。
石田仁, 2019, 『はじめて学ぶLGBT——基礎からトレンドまで』ナツメ社。
パレットーク, 2021, 『マンガでわかるLGBTQ+』講談社。
- 「マイノリティ共感」について体感してもらうには、この映画を観ていただくのが一番です。強くおすすめします。
『パレードへようこそ』（マシュー・ウォーチャス監督 イギリス、2014年）

ディスカッション・トピック

1. マイノリティ共感が良い結果をもたらす場合、悪い結果をもたらす場合に

は本章で取り上げたものの他にどのようなものがあるでしょうか？ 実際の事例、あるいはありそうな想像上の事例を考えてみましょう。

2. マイノリティ共感を役に立てようがない人々、つまり「いかなる点においてもマジョリティに属する人」はマイノリティの苦労や困難を解消するには向いていないのでしょうか？ そもそも、そんな人はいるのでしょうか？ 考えてみましょう。



本章では、多様性を考えるうえで非常に重要な、ネーションとエスニシティという言葉の意味や、その性格を考えてみたいと思います。これらの言葉について理解することは、今後予想される日本の多文化社会化——あるいは多民族社会化——を踏まえると、とても重要なことです。ここで重視したい点は、しばしば混同されてしまうこれら二つは概念上明確に区分されるものである一方で、ある人間集団がネーションとエスニシティのいずれに分類されるのかという点は実は流動的である点、政治的立場によって異なるものであるという点です。本章では、ある種の思考実験として、「江戸っ子」という集団を中心的な例として、これらの概念のあり方を具体的に見ていきます。

キーワード

ネーション／エスニシティ／「人種」

目次

1. はじめに
2. 様々な概念
 - 2-1. エスニシティ
 - 2-2. ネーション
 - 2-3. 「人種」
3. ネーションとエスニシティの区分?
4. おわりに

1 はじめに

2021年7月、東京五輪が開催されました。東京五輪のスローガンの一つに、「ダイバーシティ」があります。東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会は、それを次のように定義しています。

ダイバーシティは「多様性」「一人ひとりのちがひ」、インクルージョンは「包括・包含」「受け入れる・活かす」という意味を持ちます。多様性は、年齢、人種や国籍、心身機能、性別、性的指向、性自認、宗教・信条や価値観だけでな

く、キャリアや経験、働き方、企業文化、ライフスタイルなど多岐に渡ります。
(東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会, 2021)

このように、「ダイバーシティ」とは様々な次元での多様性を社会の中で実現するという理念であるとみなすことができるでしょう。ここで注目したいのが、「人種」という語彙です。しばしば私たちは、この言葉を目にします。しかし、「人種」とは一体何でしょう。「エスニシティ」や、「ネーション (国民/民族)」とは何が違うのでしょうか。これら三つの語彙は、重なる部分がある一方で、異なる部分もあります。本章ではこれらの概念について理解することを目指します。しかし、抽象的な説明だけでは、なかなか難しいでしょう。そこで、本章では、五輪が開催された東京の「江戸っ子」を例にしながら、これらの点を考えていきます。

2 様々な概念

「江戸っ子」とは何でしょうか。厳密な定義付けは難しいですが、江戸（東京）の下町で生まれ、そして特定の気質や行動様式——喧嘩っ早く、また気風がいい——を持った人間集団を指す言葉としてここでは用います。「江戸っ子」は、例えば東京五輪開会式で披露された江戸木遣り唄に代表されるように、いわゆる江戸町人文化の担い手でもありました。江戸時代に「江戸っ子」という語は様々な用いられていましたが（田中, 2003）、例えば夏目漱石の『坊ちゃん』の主人公が「江戸っ子」として描かれているなど（夏目, 2003）、この言葉は特に東京の下町出身者の気質を説明するものとして、今日に至るまで使われています。本章では、こうした「江戸っ子」を手掛かりに、これからエスニシティ、ネーション、そして「人種」という言葉をそれぞれ確認したいと思います。

2-1 エスニシティ

まず、「エスニシティ」について。筆者の手元にあるジーニアス英和大辞典で ethnicity (エスニシティ) と調べると、「民族性；民族意識；民族的背景」との説明がありますが、分かったようで難しいでしょう。より踏み込んだ定義を確認します。

個人が属する下位集団¹が共有された経験および特有の組織的、行動的、文化的な特徴を示すあるいは示すように思われるとき、この下位集団はエスニシティを表す。たとえば、もし個人が属する集団を別の集団から区別するのに、母国、宗教、家族の慣習、対人行動のスタイル、言語、信条、価値等の特質が使われるとすれば、エスニシティという概念が有効であるということになる。(アギーレ/ターナー, 2013: 18-19)

1. 下位集団とは、ある集団内部のグループを指します。

エスニシティとは、出自や文化を共有する、もしくは共有されると考えられる集団であると定義できます。後で触れますが、この語は日本語で「民族」と訳すことができそうです。さて、江戸っ子はエスニシティに当てはまると言えるのでしょうか。いわゆる「べらんめえ口調」は言語の、「宵越しの銭は持たない」——金銭に執着しない——という振る舞いは信条の、喧嘩っ早さは対人行動のスタイルの特質と言えなくもないですが、母国や宗教、家族の慣習などの特質は、江戸っ子という言葉とは結び付かなそうです。また、例えば「江戸っ子民族」という言葉の不自然さを考えると、江戸っ子という人間集団はエスニシティという枠組みでは括れなさそうです。

では、日本でエスニシティという言葉が当てはまりそうなグループは、どのような集団が考えられるのでしょうか。いわゆる在日外国人の集団もエスニシティに入りますが、江戸っ子との対比で考えるのであれば、沖縄（琉球）とアイヌが考えられます。かつて独自の王国を持ち、ほかのアジアの様々な地域と関係を結んだ沖縄（琉球）には、本土とは異なる固有の文化が形成されたという認識は、皆さんも持っているかもしれません。また、アイヌも同様です。現在の北海道を中心とした地域では、独自の言語や生活様式、信仰と結びついたアイヌ文化が栄えていました。明治維新後の日本による**同化政策**による打撃を受けつつ、2008年には国会でアイヌが先住民族であることが全会一致で決議されました。過去の歴史的経緯や文化的な独自性の存在を踏まえると、「江戸っ子」よりも沖縄（琉球）やアイヌのほうが、よりエスニシティという言葉との相性が良いと言えるでしょう。

2-2 ネイション

次に、ネイションとはどのような人間集団を意味する言葉でしょうか。ここでも、より踏み込んだ定義が必要でしょう。

ネーションとは、独自性、有価性、主権性を有すると考えられるカテゴリーである。独自性があるということは、その共同体が均質で統合されていることを意味する。また、共同体に有価性があるということは、その共同体が尊厳をもって賞賛されるべき存在であることを意味する。また、共同体に主権性があるということは、その共同体には自決権 (rights of self determination) があることを意味する。(原, 2011: 194)

では、エスニシティとネイションはどう異なるのでしょうか。まず、しばしば文化的な独自性を備えた集団として理解される点で、両者は共通しています。これらが異なるのは、主権を備えた集団であるかどうかという点についてです。ネイションは独自の国家を保有する集団的権利（自決権）を備えた集団でありますが、エスニシティはそうした側面を欠きます。エスニシティは自分たち自身の国家をこしらえるかどうかという問題と切り離された集団なのです。

用語解説

【同化政策】

特定の集団の独自の文化や自分らしさを意識させなくするための、文化面での抑圧策を指す言葉です。たとえば、現地の言語の使用を禁止する、現地の人々の信仰を抑圧するといった方法があります。

再び、江戸っ子という例で考えてみましょう。仮に江戸っ子という集団には文化的な独自性が非常に強く存在したとしても、江戸っ子のイメージが強く結びつけられる、東京の下町は日本国から独立し、独自の国家を樹立しようという運動が生じるとはとうてい考えられません。この点を踏まえれば、江戸っ子をネーションという枠組みでくくることはできないのです。では、例えば大阪の人々はどうでしょうか。2015年と2020年の二度に渡り、大阪市の廃止と大阪府による機能統合（いわゆる「大阪都構想」）をめぐる住民投票が行われ、いずれも否決されました。この一連の動きは、大阪という特定の地域の住民が、独自の政治の枠組み（「大阪都」）を創設することを求める運動が存在することを示すものです。では、この担い手である大阪の人々にネーションという言葉当てはめることは妥当でしょうか。結論から言えば、この用法には問題があります。「大阪都構想」は、地域住民の福祉のために存在する地方自治の組織（地方公共団体）の改編を求めるものであり、日本国という政治の枠組みを前提にしています。つまり、それは大阪人という集団が文化的に固有の特徴を備えているという認識に立ち、そのうえで独自の国家を設立することを求める訳ではないのです。日本というネーションの存在が前提とされており、「大阪都構想」はその内部での議論なのです。

エスニシティとネーションの日本語訳について確認しましょう。日本語では、これらはいずれも「民族」と訳すことができます。たとえば、「多民族共生社会」という表現での民族は、明らかにエスニシティを意味するものです。他方で、独立を求める運動や、それに由来する紛争などに言及する場合の民族は、明らかに自らの国家の担い手としてのネーションを意味します。では、民族と類似した「国民」という語はどのように考えるべきでしょうか。国民は、基本的にはエスニシティではなく、ネーションの訳語です。また、国家の担い手を意味する民族の同義語とされることもあります。ただし、既に自分たちの国家を保持しているネーションの主権の担い手としての側面を強調したり、文化的な属性に関係なく、ある国家の国籍保有者の総体を表したりする文脈で用いられる傾向にあります。このように、エスニシティ、ネーションと民族、国民は、それぞれ直接的に対応するわけではなく、少し複雑な関係を取り結んでいるといえます。エスニシティやネーションといった概念を理解する際の難しさは、こうした点にも潜んでいます。

2-3 「人種」

最後に、「人種」という言葉を確認しましょう。この言葉から、皆さんはどのようなことをイメージするでしょうか。何らかの外見的特徴を軸に人間を分類する、たとえば「白人」や「黒人」といった概念を連想するのではないのでしょうか。実は、生物学的あるいは遺伝的な固有性、つまりは特徴を軸として人間を分類するというこうした考え方は、少なくとも社会科学の枠組みの中では否

定されています。ある研究者は、1980年代から「人種」という概念が批判されるようになったことを論じる中で、次のように述べています。

これを受けて人類学では「人種」研究が活発となり、1988年には「『人種』についてのアメリカ人類学会声明」が発表され、この中で「ヒトは生物学的に明確な境界線をもって区分されるものではないことが、今世紀の科学知識の著しい発達により明らかとなっている。(中略)身体形質は個々に独立して遺伝するものであり、例えば皮膚色は鼻の形状や毛髪の形状とは無関係である。生物学的集団に区分線を引こうとする試みはいかなるものも恣意的かつ主観的だと言える」と、「人種」の生物学的側面を明確に否定した。(高橋, 2005: 15)

ここでは、肌の色や毛髪の形を一まとめにし、それに基づいて人間を分類する「人種」という概念が非科学的であることが明言されています。「人種」はむしろ、社会的に構築された——そうした見方が正しいと社会の中で前提とされた結果として人々の脳裏に浸透した——存在であるとの認識が広がりつつあります(高橋, 2005: 14-15)²。

では、「人種」という概念の問題点は、それが非科学的であるという点に尽きるのでしょうか。実は、「人種」という概念には、別の問題点が潜んでいます。それは、「人種」がしばしば優劣を伴うものとして構築されてしまうという点です。たとえば、「黒人」とされる「人種」は、「白人」とされる「人種」よりも劣っているという通念は、現代においても「黒人」差別の問題につながっています。また、第二次世界大戦中にナチス・ドイツが行ったユダヤ人大虐殺、いわゆるホロコーストの背景にも、「ユダヤ人」とされる「人種」が劣った存在であるとの認識が潜んでいました。この他にも、「白人」とされる「人種」が優れた存在であるとの理解は、ヨーロッパ諸国による植民地支配につながりました。

これらの点を踏まえると、少なくとも社会科学における分析において用いる言葉としては、「人種」という語は非常に問題があると言えるでしょう。より明確に述べれば、「人種」という言葉は、現実の世界を分析する用語として用いるべきではありません。「人種」という言葉は、特定の間人集団を表すものであるという点で、先に見たエスニシティ、ネイションの二つと近いものですが、学術的用語として相応しいか否かという点で大きく異なっています。

エスニシティ、ネイション、「人種」という語についてこれまで確認してきました。ここで、皆さんにはいくつかの疑問が浮かぶかもしれません。エスニシティとネイションの違いとして主権の有無を挙げましたが、現実の政治において、ある集団がエスニシティからネイションに、逆にネイションからエスニシティへと移り変わることはないのでしょうか。あるいは、ある人間集団はネイションであるのか、エスニシティであるのかという点について、全ての人が同意できるのでしょうか。以下では、沖縄(琉球)の人々を手がかりとしながら、こうした点について考えていきましょう。

2. もっとも、社会的に構築された存在であることは、ネイションとエスニシティも同様です。

3 ネイションとエスニシティの区分？

ここでは、まずネイションとエスニシティとの間の移り変わりについて具体的に確認します。先に述べたように、この点を考えるうえで興味深いのが、沖縄（琉球）の事例です。かつての琉球王国は薩摩藩と中国の清朝の双方に服属していましたが、明治維新後には琉球藩に改変され、最終的には1879年に沖縄県が設置され、名実ともに大日本帝国の一部となりました（この出来事を**琉球処分**と呼びます）。注目すべきは、この時期の大日本帝国政府が、琉球併合を民族（ネイション）という観点から正統化したわけではないという点です（與那覇, 2004）。むしろ、沖縄人を日本のネイションの一部とする見方が提起されたのは、併合後の沖縄の知識人によってでした（與那覇, 2004; 2006）。これは、いわゆる「日琉同祖論」と呼ばれる考え方です。この段階においては、沖縄は文化的にも政治的にも、少なくとも知識人の間では日本の一部であるとされたと解釈できましょう。第二次世界大戦後、米国の統治下に置かれた沖縄では、土地収用を中心とする米軍の行動などに対する不満が拡大し、様々な政治運動が展開されました。この際には、自らを日本というネイションの一部と位置づけ、日本国の主権を盾に要求の貫徹を目指す論理が見られました（山崎, 2007）。特に重要であるのは、これらの運動が大衆を巻き込むものであって、こうした認識が知識人以外にも普及していたと考えられる点です。しかし、日本国への沖縄返還（いわゆる「本土」復帰）を経て、今日の沖縄という集団は、以下の三つの形で解釈されていると言えます。第一に、日本というネイションの一部とする見方。第二に、独自のエスニシティとする見方。そして第三に、沖縄を独自の主権を備えた、あるいは備えるべきネイションとする見方です。これら三つの解釈は互いに矛盾するものでありながらも、併存しています。たとえば、2005年から2007年にかけて、琉球大学の研究者が実施した、沖縄県居住者のアイデンティティについての世論調査では、おおむね回答者の3割から4割が自分を「沖縄人」、およそ2割半が「日本人」、3割から4割が「沖縄人で日本人」と自らを解釈しています。このように、自らを「沖縄人」(および「沖縄人で日本人」)と定義する立場が少なくとも6割に達する一方、沖縄の独立を目指すべきとの回答は1割から2割半にとどまっています（林, 2009: 120）。この結果からは、沖縄を独自のネイションとするか、エスニシティとするかをめぐる異なる意識の同居状態が読み取れます。

このように、特定の集団をネイションとしてカテゴライズするのか、そうであるならば、それはどのようなネイション——日本人か沖縄人か——であるのか、あるいはエスニシティとして定義するのかという点は、認知の枠組みによって左右され、そして時代や環境によって左右されるものであると言えます。逆に言えば、これらは決して固定的なラベルではないのです。

用語解説

【琉球処分】

琉球王国を当時の大日本帝国に組み込んでいくこうした過程は、琉球処分と呼ばれています。

4 おわりに

これまで見てきたネーション、エスニシティ、「人種」という三つの概念は重複しながらも、それぞれ異なるものでした。そして、「人種」を除くこれらの概念は、現実の世界や動きを表現し、分析する上で重要です。ただし、注意しなければならないのは、これらの分析ための概念がどの人間集団に当てはめられるのかという点について、完全な一致が全ての人に共有されているわけではないこと、またこれらの概念の当てはめ方、つまり分類の仕方は固定的ではないという点です。先に見た沖縄の事例は、非常に良い例であると考えられます。

最後に、本章で主な事例として扱った「江戸っ子」について考えてみましょう。社会科学的には、この語はネーション、エスニシティ、「人種」のいずれにも当てはまりませんし、そもそも「人種」という概念については、それ自体の使用が控えられる傾向にあります。しかし、江戸っ子という言葉によって示される当事者たちの中には、これら三つの概念で自分たちを定義しようとする人もいるかもしれませんし、将来的にそうした定義の仕方が広まらないとは断言することはできないのです。ある人間集団がネーションであるのか、エスニシティであるのかという点が流動的であるのと同様に、そのいずれでもないと解釈されている集団がネーション、エスニシティのいずれかにカテゴライズされる可能性も、存在しているのです。

参考文献

- アダルベルト・アギーレ・ジュニア／ジョナサン・H・ターナー（2013年）．
神田外語大学アメリカ研究会訳『アメリカのエスニシティ—人種的融和を
目指す多民族国家』．明石書店．
- 高橋健司（2005）．「世界史教育における「人種」概念の再考—構築主義の視
点から」『社会科教育研究』，第94号，14-25．
- 田中克佳（2003）．「『江戸っ子』の人間像とその実体」『三田哲學會』，第
109号，135-147．
- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（2021）．「東京
2020D&Iアクション—誰もが生きやすい社会を目指して—」（https://olympic-academy.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/08/Tokyo-2020-DI-Acrtions_JP.pdf）最終閲覧日：2022 /2 /18
- 夏目漱石（2003）．『坊っちゃん』新潮社，改版．
- 林泉忠（2009）．「沖縄住民のアイデンティティ調査（2005年～2007年）」
『政策科学・国際関係論集』，第11号，105-147．
- 原百年（2011）．『ナショナリズム論—社会構成主義的再考』，有信堂高文

社.

山崎孝史 (2007). 「戦後沖縄の境界・領域と政治行動—領土の分離・統合と闘争のイデオロギー」『史林』, 第90号第1巻, 179-209.

與那覇潤 (2004). 「『日琉同祖論』と『民族統一論』—その系譜と琉球の近代」『日本思想史学』, 第36号, 140-158.

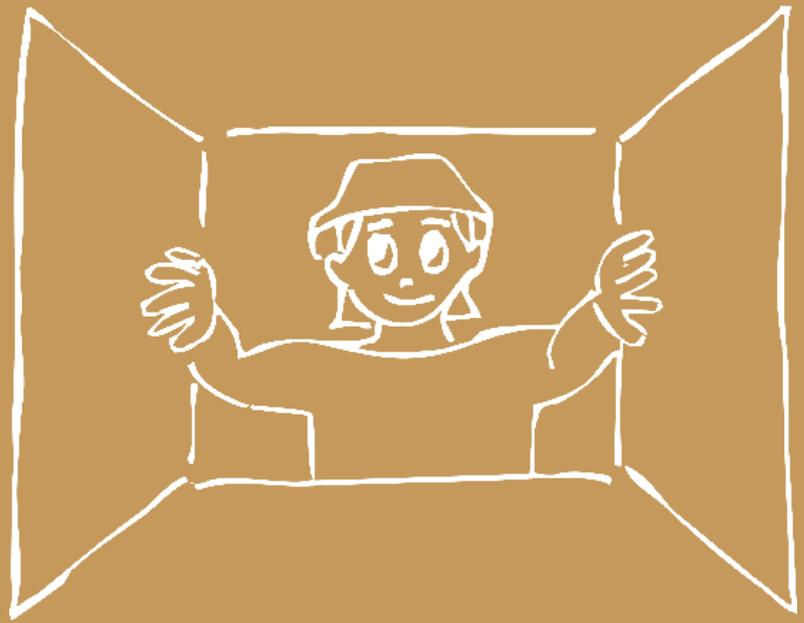
與那覇潤 (2006). 「戦前期琉球弧における『民族』概念の展開—その「起源」を語る学知を中心に」『沖縄文化研究』, 第32号, 1-53.

読者のためのおすすめブックリスト

- ・ 小熊英二『〈日本人〉の境界—沖縄・アイヌ・台湾・朝鮮 植民地支配から復帰運動まで』新曜社、1998年……明治維新から沖縄の本土復帰にかけての日本というネイションの枠組みを、沖縄、アイヌ、台湾、朝鮮半島の集団との関係から描き出した名著です。
- ・ 原百年『ナショナリズム論—社会構成主義的再考』有信堂高文社、2011年……ナショナリズム、エスニシティについての基本理論がまとめられています。

ディスカッション・トピック

1. 民族（ネイション／エスニシティ）と「人種」という言葉の意味について、本文からの学びに基づいて再確認してみましょう。
2. 「人種」という言葉がなぜ、どのように今日の日本で使われているのかを考えてみましょう。



III

コミュニティづくりに ついて考える

第 8 章

「多文化社会」日本で、「政治参加」について考える／栗林 大・・・71

第 9 章

新国家の建設について考える：フランス革命の事例から／水野 延之・・・81

第 10 章

国際刑事裁判について考える：
旧ユーゴスラヴィア国際刑事裁判所 (ICTY) と国際刑事裁判所 (ICC) を中心に／遠藤 嘉広・・・92

第 11 章

言語集団の共生のゆくえ：南チロールでの自治制度と民族クォータ制を中心に／鈴木 珠美・・・100

「多文化社会」日本で、「政治参加」について考えてみる

栗林 大

国または地域の「政治に参加する」とき、どんな資格や条件が考えられるでしょうか。例えば「選挙」について言えば、ごくシンプルに想定される資格要件の一つは年齢、もう一つは国籍です（ほかにもいくつかあります）。2016年以降、日本ではいわゆる「18歳選挙権」が実施され、満18歳以上の日本国民を有権者とする制度がスタートしました。さて、国籍の方は？

この章では、外国人も日本人も暮らしている日本社会で、政治参加の仕組みについて考えてみたいと思います（歴史的な経緯を踏まえるために、本章末の「【コラム解説】外国人地方参政権問題」も読んでみてください）。そのために、いまさまざまな自治体で設けられている「住民投票」の制度をとりあげます。多様な人びとが暮らす「多文化社会」で「共に生きる」ためにはどのような制度や考え方が必要なのか。自分たちにとって身近な政治の仕組みを見つめ直すことで改めて見えてくることもあるかもしれません。

キーワード

多文化主義 / 多文化共生 / 外国人参政権 / 住民投票

目次

1. はじめに：多文化社会と多文化共生
2. 「外国人の政治参加」のいま：常設型住民投票制度について
3. 自治基本条例と常設型住民投票制度
4. おわりに：多文化社会における「政治参加」
【コラム解説】外国人地方参政権問題

1 はじめに：多文化社会と多文化共生

「多文化社会」という言葉にふれて、どのようなイメージをもつでしょうか。一つの仮設として、国や地域といったまとまりの中で「いくつもの民族文化や伝統をもつ人々がお互いを尊重しながら共存する社会」と考えてみましょう。

アメリカは「サラダボウル」と称されるように、多くのルーツもつ人々が入

り混じり、建国以来「移民の国」を自任してきました。カナダは200以上の少数民族からなると言われる先住民や、独立志向の強いフランス語圏ケベック州の人々、多くの移民を含めて多様性こそ国のかたちであると宣言する「多文化主義の国」です。そして、オーストラリアは1970年代以降、白人優位主義から、先住民アボリジナルやアジア系移民を含めた文化的多様性を尊重する方向へ国策の大転換を図りました。例えば、**多文化主義**という言葉とともに、こうしたいくつかの国の名前が浮かんでくるかもしれません。

似たような言葉として、日本では「多文化共生」というキーワードを聞いたことがある方もいるでしょう。「多文化共生」は、1990年代以降、国際化というトレンドの中で地方自治体の政策目標として掲げられてきたキーコンセプトです。国が初めてこの問題をとりあげた2006年の研究会報告書では「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」として定義されています（総務省、2006: 5）。ここには多様な文化的背景をもつ人びとが共に社会をつくるという考え方が示されていますが、注目すべきは日本では主に地域のレベルで多文化共生政策が推進されてきたことです。そして、そのことが日本社会でのこの問題の捉え方の枠組みをかたちづくってきました。

現在、日本には282万人の外国人が暮らしており（表1参照）、総人口の約2%を占めています。また直近の国勢調査によると、2015年から2020年まで5年間の外国人人口の増加率は43.6%に上り、従来に比べて急速な増加を見て取ることができます。ところで、外国人に限らず、私たちの社会に暮らす人々は、各々ルーツや来歴をもち、多様な文化的な経験を経ながらそれぞれの地域で暮らしを共にしています。そこにはさまざまなかたちで社会の多数派（マジョリティ）とは異なる少数派（マイノリティ）となる人々がいます。使用言語を例にとるならば、日本社会においては日本語の話者がマジョリティとなり、それ以外の言語の話者はマイノリティに位置づけられることになります。

表1：在留外国人の人数・構成比（在留資格別）¹

在留資格	人数	在留資格（内訳）	人数	構成比
中長期滞在者	2,523,124	永住者	817,805	29.0%
		技能実習生	354,104	12.5%
		技術・人文知識・国際業務	283,259	10.0%
		留学	227,844	8.1%
		定住者	199,288	7.1%
		その他	640,824	22.7%
特別永住者	300,441	特別永住者	300,441	10.6%
総数	2,823,565			

ただ、いろいろな「文化」は常に集団を色分けし、線引きする物差しとして

用語解説

【多文化主義】

多文化主義（multiculturalism）とは、さまざまな人間集団（人種、民族、宗教など）がそれぞれの文化的特性を維持し、相互に尊重することを肯定する考え方、ないしそこから派生した政策群を指します。少数派（マイノリティ）は、多数派（マジョリティ）の文化や制度に合わせるべきだとする同化主義への批判を契機として表れた政治的な考え方ですが、政策・理念として採用する国や地域によってその内容は大きく異なります。

用語解説

【マジョリティ／マイノリティ】

ある集団のうち、一定の指標に基づいて多数を占める者たちをマジョリティ（majority）と呼び、少数となる者たちをマイノリティ（minority）と呼びます。人種や民族といった集団で分けられることもあれば、物事への意見や賛否の多寡を示すこともあります。語源となるメジャー（major）とマイナー（minor）の対比と同様、マジョリティはマイノリティに対して優位に立ち、力を持つのが一般的です。

1. 出入国在留管理庁「令和3年6月末現在における在留外国人数について」2021年10月15日、https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00017.html（最終閲覧日：2022年7月31日）に基づいて筆者が作成。

機能しているわけではありません。人々が属する集団や場において、また地域の歴史的な変遷において、あるいは複数のルーツをもつ人の内面において「文化」は入り混じり、時にはグラデーションをかたちづくるように多様な表れ方をします。その一方で、社会的につくりあげられてゆく制度や慣習は、概ねマジョリティの文化に合わせたものになりがちであるという点を忘れてはならないように思います。

多文化社会とは、そうした現実の多様さと不均衡の上に成り立つ社会なのではないか、と筆者は考えているのですが、私たちの社会がどのように多様さに向き合い、そこにある不均衡をどのように考えているのか、よく見つめる必要があると思います。その向き合い方・考え方にこそ多文化社会の在り方が表れると考えるからです。

そこで、本章では「多様な人びとがお互いを尊重しながら共存する社会」を実現するための方法を考えてみたいと思います。その際、「政治参加」をテーマとして日本の「多文化社会」への向き合い方を考えるために一つの問いを立てます。

この社会で、日本国籍を持たない人が政治参加をする方法にはどういったものがあるのでしょうか？

2 「外国人の政治参加」のいま：常設型住民投票制度について

2021年9月、長崎市議会で一つの条例が可決されました。その名称を「長崎市住民投票条例」と言います。住民投票は、ある地域全体にかかわる問題提起がなされた時に、地域住民の判断を示し地方政治に反映させるための方法の一つです。住民投票条例は多くの場合、なにか問題が起きてから制定されることが多いのですが、長崎市では予めそうした仕組みを設けることにしました。住民投票で市民の意見を示したい、と一定数の市民が意思表示をすることで住民投票の実施へとつながる「常設型住民投票制度」と呼ばれる仕組みです。

長崎市議会は9月定例会本会議で、県内自治体で初となる「常設型」の住民投票条例案を賛成多数で可決した。一定数の署名が集まれば、議会の同意なしに住民投票ができる仕組み。

条例案は、市政の重要課題について、**外国人を含む18歳以上の市民**の6分の1以上の署名が集まれば、議会の議決を経ずに住民投票が実施できるという内容。投票結果に法的拘束力はないが、市長には尊重する義務を課す(傍線・強調は筆者)(毎日新聞 2021年9月28日)。

条例は、住民投票を提起できる者や投票できる者として長崎市民を想定していますが、その中に居住期間など一定の在留要件を満たす外国人を含めています。実は、こうした条例の制定は近年少しずつ増えてきています。2002年、

用語解説

【政治参加／参政権】

民主主義社会において、市民の政治参加はとても重要な意味を持っています。政治参加は、市民が政治社会に対して主体的にかかわり民主的に機能させる方法にほかならないからです。政治参加はその形態によって制度的なものや非制度的なものに分類でき、前者は選挙や住民投票、請願など法に手続きや取り扱いが定められているもの、後者としては、一般にデモや集会、署名などの集合行為が挙げられます。一方、参政権とは市民の政治への参加を保障する権利を意味しますが、主として制度的な政治参加に関するもの、とりわけ選挙権のことを指して用いられることが多い言葉です。

滋賀県米原町（当時）での住民投票を皮切りに、市町村合併など地域の将来を決める重要課題について外国人の一部（主として「永住者」および「特別永住者」）にも住民投票の投票資格を付与する条例を制定する動きが広がり、2005年時点で200を超える自治体で導入されたことが確認されています（田中・金 2006: 21, 103-105; 近藤 2019: 220）。従来、住民投票条例の多くは、テーマごとに1回限りの住民投票のために制定されてきましたが、最近では長崎市のように常設型の制度を導入する自治体が増え、その際、地域に住む外国人にも投票資格を付与する自治体が出てきています²。

長崎市の常設型住民投票制度では、永住者および特別永住者のほかに、同市に5年以上居住している外国籍の人々（中長期在留者）が含まれています。神奈川県川崎市の同制度では「国内で在留資格を持ってから3年以上」との要件が付されており、市内での居住年数を問わない規定になっています。さらに神奈川県逗子市、大阪府豊中市の制度では在留期間の要件がなく、留学生を含む「住民」としての外国人すべてが対象となっています。このような事例は、地方自治において日本国内に永住するための在留資格を持たない外国籍の人々にも、「市民」として部分的な政治参加の道が開かれる可能性があることを示しています。

一方で、外国人を住民として位置づけ地域レベルの政治参加に道を開くことには根強い慎重論・反対論が存在します。2021年11月、東京都武蔵野市では常設型住民投票制度の導入が市議会に諮られ、一地方自治体の条例案の取り扱いとしては異例の注目を集めた末に、翌月、同市議会本会議で否決されました。武蔵野市の条例案では、逗子市、豊中市と同様に日本国籍の有無にかかわらず同市に暮らすほぼすべての「住民」を対象としました³。このように在留期間等の要件を付けることなく外国人も住民投票に参加できるとする制度は、制定されれば全国で3例目となるものでした。

このとき、条例案に対して寄せられた問い合わせや反対意見の中には、地方自治体の意思決定にかかわる住民投票の投票資格者に外国人を含めることへの懸念、そして日本国籍保有者と定住外国人とを同じ条件で扱うことへの疑問や戸惑いが少なくありませんでした。その多くは、同市の住民であるかどうか以前に「日本国民であるかどうか」という要件が政治参加の資格にとって、最も重要であると考えたものでした。また、地方自治とは言え、外国人が政治に参加することで政策決定過程が外国の影響を受けかねないと危惧する声もありました⁴。

もっとも地方自治体が定める常設型の住民投票制度は、首長（知事や市町村長）や地方議会の選挙の有権者資格にかかわるものではありません。また、同じ住民投票でも首長や議会の解職請求（リコール）、条例制定を求める直接請求など憲法や法律に定めのあるものとは異なり、自治体ごとに条例で独自の仕組みとして設計できる制度です（近藤, 2019: 221）。しかしながら住民投票の機会に限定された政治参加も、外国人参政権の導入につながりかねないと見な

用語解説

【永住者／特別永住者】

外国人の在留資格のうち永住資格は2種類あります。「永住者」とは、原則として10年間の継続的な在留を経た上で、①素行の善良さ、②独立した生計維持能力、③永住が日本の国益に資することといった要件を満たした場合に認められる在留許可のことを指します。「特別永住者」とは、旧植民地出身で戦前に日本国籍を有していたが戦後にサンフランシスコ講和条約によって失った者、またはその子孫が申請できる在留資格です（近藤 2019: 72）。章末の【「コラム解説」外国人地方参政権問題】を参照。

2. 2021年12月現在、常設型住民投票条例を定めている地方自治体は78あり、過半数の自治体が外国人を投票資格者とする規定を持っています（地方自治研究機構 2022）。

3. 武蔵野市の条例案は、住民投票の投票資格の要件を「18歳以上」の「日本国籍を有する者又は定住外国人」で、かつ「3か月以上本市の区域内に住所を有する者」としていました。

4. 例えば、武蔵野市には「日本国憲法の『国民主権』の趣旨から、外国籍住民に住民投票権を与えることは不適當ではないか?」「外国籍住民が大量移住し、自国に有利な政策を意図的に提案することはないか?」「外国籍住民の意見を聴きたいのであれば、アンケートで十分なのではないか?」といった問い合わせが寄せられており、市の見解（回答）とともにウェブサイトで公表されています（武蔵野市総合政策部企画調整課 2021）。

されると強烈な批判にさらされる事態が相次いでいます。兵庫県明石市のよう
に外国人の投票資格を盛り込んだ住民投票条例が3度（2015年、2020年、
2021年）に渡って否決されているケースもあります。

武蔵野市は、「なぜ外国人にも住民投票の投票資格を付与するのか」という
問いかけに対して、目指すべきまちづくりの指針として掲げる、武蔵野市第六
期長期計画の基本目標「多様性を認め合う支え合いのまちづくり」を挙げてい
ます⁵。外国籍の市民にも住民投票を通じた地方自治への参加の道を開くこと、
そして在留期間等の特別な要件を設けずに住民投票の有権者資格を付与するこ
とは、出身地や国籍にかかわらず自治体が居住者を「住民」という一つのカテ
ゴリで捉えているという意思表示になります。「誰もが安心して住み続けられ
るよう、一人ひとりの多様性を認め合う、誰も排除しない支え合いのまちづく
りを推進する」（武蔵野市総合政策部企画調整課, 2020: 9）こと——これは、
冒頭でふれた地域レベルで取り組む「多文化共生」概念の延長線上にある考え
方と言えるでしょう。

5. 前掲資料（武蔵野市ウェブ
サイト）のうち、「問2：な
ぜ投票資格者に外国籍住民を
含めるのか？」を参照。

3 自治基本条例と常設型住民投票制度

本章では外国人の政治参加にかかわるごく最近のトピックとして住民投票条
例をめぐる動向を見てきましたが、少しだけ時間を遡り、やや広い視野からこ
の問題を考えてみましょう。いま外国人の投票資格を要件に含む住民投票条例
の制定が相次いで議論されているのはなぜなのでしょう。

全国各地の自治体で外国籍の住民を含む常設型住民投票条例を制定する動き
は、1990年代から2000年代に政治課題となった外国人地方参政権の問題（章
末の「【コラム解説】外国人地方参政権問題」を参照）を背景に持ちながら、
それとは別の文脈から拡大してきたことがわかっています。一つのきっかけは、
第2節でふれた通り、2005年頃にピークを迎えた「平成の大合併」にあります。
将来的な市町村合併の賛否を問うため、あるいは新設された自治体での意思決
定の仕組みとして住民投票制度が広く注目されることになりました。

もう一つのきっかけは、2000年以降、北海道ニセコ町での「まちづくり基
本条例」の制定を皮切りに、自治体の運営方針や住民参加の仕組みを定める「自
治体の憲法」とも言うべき条例制定の動きが活発化したことです。それが住民
自治基本条例です。

自治基本条例とは、直接・具体的に住民の権利義務を規定するのではなく、
自治体としての基本理念や基本方針を謳う条例で将来的な地域政治の在り方に
フレームワークを設ける役割を負います。また、自治基本条例の制定過程で、
首長、議会、有識者、地域住民が協働で検討作業を行うプロセスを経て、地域
社会そのものの凝集性を高める狙いもあると考えられています。それらは、自
分たちが何者であるかを見定めてゆく集団の自己定義の取り組み「アイデン
ティティ・ワーク」の機能をもつとも言われています（阿部, 2019: 22）。

その一端が垣間見えるのが、自治基本条例に表現される住民の定義です。例えば、2002年に制定された東京都杉並区の自治基本条例では「区民」を「区内に住み、働き、又は学ぶ人をいう」と定めており、在住者のみならず昼間人口として区内に通い区外へ帰ってゆく通勤・通学者等も条例上の拡張的な定義の下で、広義の「区民」と位置づけられています（阿部, 2019: 35-37）。前述の武蔵野市もまた、杉並区と同じように自治基本条例において、通勤・通学者を含む広めの「市民」を定義していることに注目したいと思います⁶。

そして、自治基本条例の制定プロセスにおいては、しばしば住民の政治参加の方法の一環として常設型住民投票制度の創設が提起されます。同じような条例を持つ自治体間の相互模倣の側面もあるでしょうし、自治基本条例そのものが一定の住民参加の機会を含んで組み立てられてゆくため、首長と議会の二元代表制を外側から補完する、新たな意思決定の仕組みの導入に結びつきやすいという側面もあるでしょう。

特筆すべきは、自治基本条例が自治体独自の理念を示す「基本法」として構想されることにあります。だからこそ自治体は、地域社会の在り方に沿って「住民」の再定義を行い、必要に応じて住民投票制度の創設に乗り出すこととなります。そこで検討される投票資格をめぐる議論は、公職選挙法や地方自治法の改正を目標としてきた外国人地方参政権問題とはまったく異なるプロセスを辿ることになるはずです。それは法改正を必要とする国政の課題の外側にありながら、多文化共生の理念の延長線上にあり、かつ地方自治の枠組みの内側にあります。だからこそ、いまの日本社会において部分的にせよ「外国人の政治参加」の実現に至る道筋が見えてくるのだらうと思います。

6. 武蔵野市自治基本条例2条。

4 おわりに：多文化社会における「政治参加」

最後に、「多文化社会」というキーワードに立ち戻って、そこに生きる私たち自身の視点について考えてみたいと思います。前節では、常設型住民投票条例のバックボーンとなる「自治体の憲法」、住民自治基本条例の役割とそれが生み出す地域社会の協働性や地域の事情に即した自治の可能性についてふれました。

しかし、それだけでは第1節で提起した問いかけ「この社会で、日本国籍を持たない人が政治参加をする方法にはどういったものがあるのでしょうか？」に応えるには少し難しいかもしれません。具体的な制度として紹介できるほど、現実に「政治参加」の方法が十分に整備されているとは言い難いからです。

この答えを探するために「18歳選挙権」の導入で一躍脚光を浴びている主権者教育の分野での取り組みを紹介したいと思います。兵庫県の高校教員用指導資料『参画と協働が拓く兵庫の未来』には、教室に日本国籍・外国籍の生徒が共にいることを前提として「政治的教養の教育」についての授業設計の方法が

提案されています。例えば、外国人の政治参加については、①選挙権や被選挙権はないこと、②自治体によっては住民投票への参加に道が開かれていること、③外国人住民の意見を聴取する代表者会議への参加が可能なこと、④憲法上の権利として「請願」の主体となることが認められていること、⑤公職選挙法の枠内で選挙の手伝いができることなどを挙げています（兵庫県教育委員会，2016: 43）。同時に、こうした授業設計を行う理由について次のように述べられています。

本来多岐にわたる政治的教養の教育の具体的な内容が、参政権の行使に集約されてしまうと、選挙権を有さない外国人の生徒や通称名を用いている生徒が、孤立感と疎外感にさいなまれる可能性がある。この教育で重要なのは、外国人の生徒に対しても、その文化的差異に配慮しつつ、「同じ時代に同じ地域社会に暮らす『市民』として」国家・社会の形成者に求められる4つの汎用的な力⁷（中略）を育むことである（兵庫県教育委員会，2016: 42）

この高校教育の指導資料が示しているのは、選挙の他にも外国人の政治参加の道筋がいくつか存在しているということにとどまりません。日本国籍をもつ人々ともたない人々とが「同じ時代に同じ地域社会に暮らす『市民』として」共通の視点に立って政治社会を捉えるにはどうしたらよいか、そのヒントが示されているように思います。とりわけ「共に学ぶ」という環境の中で、マジョリティの側がマイノリティの側に課されている制約を知ることの意義は小さくありません。身近な人の問題として社会にある多様さや不均衡を「知る」ということ——それは、分け隔てや階層性をあって当然のものと思わず方向にではなく、やがて地域社会や国民国家のメンバーシップの「定義」をより実態にあわせて更新する原動力となるかもしれません。

同じように、常設型住民投票制度に織り込まれた「外国人の政治参加」もそれについて「知る」ことから広がる可能性を秘めています。制度が運用される時だけではなく、制度そのものが条例として生み出され、存在すること自体がマイノリティにとっても、マジョリティにとってもシンボリックな効果をもつものです。制度の存在を知り、学ぶことで地域社会のメンバーシップについての考え方が更新されてゆく——そこに意識の面での政治参加（地域社会への連帯や協働の意識を育むこと）への道筋があるのではないのでしょうか。将来につながる一つの問題提起を置いて、この章を閉じたいと思います。

参考文献

阿部昌樹（2019）．『自治基本条例：法による集合的アイデンティティの構築』木鐸社．

7. 「4つの汎用的な力」について同資料は、①論理的な思考力、②公正な判断力、③協働的な解決能力、④公共性への参画の意思を挙げています。

- 小松聖 (2022). 「令和2年国勢調査：人口等基本集計結果からみる我が国の外国人人口の状況」『統計Today』第180号, 2022年1月4日, <https://www.stat.go.jp/info/today/pdf/180.pdf> (最終閲覧日: 2022年7月31日).
- 近藤敦 (2019). 『多文化共生と人権：諸外国の「移民」と日本の「外国人」』明石書店
- 岩淵功一編著 (2010). 『多文化社会の〈文化〉を問う：共生／コミュニティ／メディア』青弓社.
- 総務省 (2006). 『多文化共生の推進に関する研究会 報告書：地域における多文化共生の推進に向けて（平成18年3月）』総務省ウェブサイト, https://www.soumu.go.jp/main_content/000539195.pdf (最終閲覧日: 2022年7月31日).
- 田中宏・金敬得 (2006). 『日・韓「共生社会」の展望：韓国で実現した外国人地方参政権』新幹社.
- 地方自治研究機構 (2022). 「住民投票に関する条例」（地方自治研究機構ウェブサイト）2022年7月28日, http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/046_referendum.htm (最終閲覧日: 2022年7月31日).
- 兵庫県教育委員会高校教育課 (2016). 『参画と協働が拓く兵庫の未来：政治的教養をはぐくむ教育の充実に向けて』兵庫県教育委員会ウェブサイト, <https://www.hyogo-c.ed.jp/~koko-bo/shidouzireisyuu.pdf> (最終閲覧日: 2022年7月31日).
- 毎日新聞 (2021). 「長崎市議会 常設型住民投票条例を可決 議会承認経ず 実施可能」2021年9月20日, 地方版（長崎）19面.
- 武蔵野市総合政策部企画調整課 (2020). 『武蔵野市第六期長期計画2020-2029（令和2年度～令和11年度）』武蔵野市.
- 武蔵野市総合政策部企画調整課 (2021). 「『武蔵野市住民投票条例案』に対するよくあるお問い合わせについて（12月21日時点）」（武蔵野市ウェブサイト）2021年12月22日, http://www.city.musashino.lg.jp/shisei_joho/sesaku_keikaku/kikakuseisakushitsu/1034683/index.html (最終閲覧日: 2022年7月31日).

読者のためのおすすめブックリスト

〔多文化社会について〕

「多文化社会」について考える際、理論的側面と現実の社会的な出来事とを照らし合わせながら読み進めることのできる2冊です。

- ・塩原良和 (2012). 『共に生きる：多民族・多文化社会における対話』弘文堂.
- ・宮島喬 (2014). 『多文化であることとは：新しい市民社会の条件』岩波書店.

【日本社会と在日外国人について】

いま日本社会にどのくらい外国籍の人々が暮らしていて、どのような法制度や社会的条件の下に置かれているのか、複数の視点から実情を捉える著作を挙げたいと思います。

- ・ 近藤敦 (2021). 『移民の人権：外国人から市民へ』明石書店.
- ・ 田中宏 (2013). 『在日外国人：法の壁、心の溝』第3版, 岩波書店.
- ・ 永吉希久子 (2020). 『移民と日本社会：データで読み解く実態と将来像』中央公論新社.
- ・ 望月優大 (2019). 『ふたつの日本：「移民国家」の建前と現実』講談社.

ディスカッション・トピック

1. 生まれ育った地域、または今住んでいる地域において、どのような「多文化社会」に関する取り組みが行われているか調べてみましょう。
2. 世界の国々では外国人参政権の問題はどのように考えられているでしょうか。日本以外の国や地域を一つとりあげて、外国人の政治参加に対する考え方や制度を調査し紹介してみましょう。

【コラム解説】外国人地方参政権問題

日本に居住する外国人の政治参加については、主に在日コリアン（韓国籍・朝鮮籍の人々）をめぐる課題として長らく日本社会の懸案となってきました。それは戦後日本社会の成り立ちとも深くかかわっています。1945年、第二次世界大戦の終結とともに日本は戦前・戦中の海外領土を失い、それまで植民地として支配してきた朝鮮半島や台湾とは別々の国家体制の下に置かれることとなりました（同時に沖縄や奄美群島、小笠原諸島も戦後のある時期まで米軍統治下に置かれますが、のちに返還されます）。それに伴い、日本国内に居住していた旧植民地出身者は、日本が独立を回復する1952年のサンフランシスコ講和条約の発効をもって日本国籍を失い「外国人」とされます。自らのルーツのある旧植民地へ「帰還」する者もあれば、朝鮮戦争などの混乱を避け、あるいは日本国内に生活の拠点をもって日本社会に暮らし続ける人々もいました。そこで後者の人々が日本社会に居住していながら、ある時点から「外国人」と位置づけられるようになったということは、歴史的経緯として踏まえる必要があります。

在日コリアンが多くを占める旧植民地出身者とその子孫については、1970年代以降、市民的権利の観点から差別的な取り扱いに反対する運動が展開されます。そして日韓両国の合意を経て、1991年、入管特例法の施行とともに

に旧植民地出身者とその子孫には「特別永住者」としての新たな在留資格が設定されました。

外国人参政権問題は、その運動とともに高まりを見せ、1993年以降、地方議会で外国人地方参政権促進のための決議が相次いで可決されます。そして、1995年の最高裁判決によって日本国憲法は永住権をもつ外国人の参政権を保障してはいないものの、法律によって地方参政権を付与することを禁じてもないとする司法判断が確定します（近藤 2019: 221; 最判平成7年2月28日民集第49巻2号639頁）。これを受けて、1998年には定住外国人に対する地方参政権法案が国会に提出され、2010年頃まで断続的に国会で提起されては廃案となる状況が続いてきました。しかしながら、2010年代以降、外国人地方参政権は国政で取り上げられる機会が大きく減り、実情として停滞している状態にあります。

このように外国人地方参政権の問題は、戦後日本の出発点ともかかわる旧植民地問題を国内的に解決するという文脈から生まれています。そして、これは地方自治法や公職選挙法といった法律を改正して、地方自治上の首長選挙・議会選挙での参政権を付与するという、国政レベルの政策課題として考えられてきた問題でした。本章でみてきた常設型住民投票条例はあくまでも地方自治レベルの裁量の範囲の問題として提起されていますが、特別永住者がほぼ必ずその制度の中に投票有資格者として想定されているのは、以上のような外国人地方参政権をめぐる歴史的経緯を踏まえてのことです。

ただ、今日、日本で暮らす外国人のうち特別永住者は約1割を占めるのみとなっています（本章・表1参照）。今後、外国人参政権が再び政策的な課題となる場合には、永住者や定住者もそこに含めてゆくべきでしょうか。それよりももっと広範に「住民」を対象とすべきでしょうか。ともに社会をつくる「政治参加」の主体をどのように考え、制度内で共存を図るのか、そのとき新たな検討が必要となるはずです。

新国家の建設について考える： フランス革命の事例から

水野 延之

皆さんは革命という言葉から何を思い浮かべますか。現政権を打倒して新しい政権を樹立する、というイメージでしょうか。「政権」という部分には、「体制」や「国家」という言葉も入りそうです。しかし、国家を新たに作るということは、少し考えてみても、とても大変そうですね。少なくとも、フランス革命による国造りは苦勞の多いものでした。

本章は国民国家について考えます。今日の世界では、大半の人々が国民国家に住んでいると思われるからです。また、特にフランス革命による建国を一例としますが、それはこの革命と、国民国家の誕生を結びつけることができるからです。フランス革命を起こした革命家たちは新国家を造るにあたり、どのような困難を経験したのか。その一端を見ることで、皆さんに関係のある国家についても、国造りの経緯と苦勞について想像し、理解できるようになりましょう。

キーワード

フランス革命 / 国民国家の構成要素 / 暦

目次

1. はじめに
2. 国民国家の構成要素について
3. フランス革命国家建設の苦難について
4. おわりに

1 はじめに

本章の目的は、フランス革命を題材に、国家の建設に関わる様々な事項の確認を通し、国を造るとはどういうことなのか、その一端を理解することにあります。想像してみましょう。自分で国を造るとしたら、何をするか。答えは様々なでしょうが、確実に言えることは、とても大変そうである、ということです。フランス革命を調べてみても、同様の感想を抱きます。革命家たちも、大変な困難に直面しました。本章は、国を造る、ということに関して、特に、その困

難であった点を確認していきます。先人たちの苦勞を知れば、現在の国が、なぜ今の在り方になっているのか、想像できるようになるかもしれません。本章の舞台は革命期のフランスですが、形は違えども、国造りに伴う困難は、他の多くの国も経験してきています。現状は、その帰結です。今、自分がどこかの国に住んでいるとして、その国の在り方には、皆、思うところがあるでしょう。ポジティブな感情を抱いているかもしれませんし、ネガティブかもしれません。いずれにせよ、本章を読んだ上で、もう一度考えていただきたいのです。

本章はフランス革命を題材とします。その理由は、この事件により、近代国民国家が誕生したと考えることができるからです。ここで簡単にフランス革命について確認をしておきます。革命前のフランスはブルボン家の国王ルイ16世が統治する絶対王政の国家でした。人々は三つの身分に分かれていました。第一身分の聖職者、第二身分の貴族、第三身分の平民です。第一および第二身分が特権身分であり、身分差別の存在する社会でした。そのような状況に対し、多くの人々は昔から不満を抱いていました。18世紀末に革命が起きたのは、天候不順による不作、経済危機、国家の財政破綻の危機などが重なったためでした。どの身分の人も改革の必要性を感じていましたが、なるべく自身の負担は減らそうと考えていました。まず王政による改革の試みに抵抗したのは特権身分でした。そこへ、比較的富裕なブルジョワ、都市民衆、農民などからなる第三身分が加わりました。結果、改革にとどまらず、革命になってしまい、王権は倒れましたし、特権身分はその特権の多くを失いました。人間が生まれながらにして自由で平等であると謳う人権宣言も発布されました。社会が良い方向に進んだのかどうか、この点には賛否両論があります。

さて、本章との関係で重要なことは、改革および革命に参加した人々が、自身を国民と名乗り、活動したことです。これにより、元は身分によって分かれていた人々は、国民という枠組みへと再編されることになりました。本章のキーワードの一つは国民国家です。民族国家と呼ばれることもあるこの国家は、A語を話すA民族によって構成され統治されるA国、というイメージでまず定義できます。ですが、本章の定義は少し異なります。フランス民族なる存在は革命当時も現在もいるかどうかわかりません。後にも触れますが、革命当時にフランス語を話せる人はごく少数でした。では、フランス革命によって誕生した国民国家とは何か。それは、身分や地域などではなく、国民という属性によりまとまっている人々によって構成され統治される国を指します。元々は差異があり、それが革命によって変化した、という点が、本章のポイントであり、以下の記述は、制度の推進・新設・変更という点から、その変化を見るものです。

本章の構成は以下の通りです。まず次の第2節で、国民国家の構成要素について確認します。そして第3節で、フランス革命期における国造りの苦難について考えます、以上を踏まえ、第4節でむすびとします。

2 国民国家の構成要素について

本章のテーマは「国を造るとはどういうことか」です。一般的な国民国家もしくは民族国家の定義、そして、国民国家の本章なりの定義は、前節で述べました。では、それをどう造るのでしょうか。国民国家のために必要な制度を、推進・新設・変更することによって、と答えておきましょう。そうすると次に問題となるのは、国民国家はいかなる制度から構成されているのか、ということです。この点については、とある著書に簡単に列挙されています。以下の通りです。①憲法、②国民議会、③集権的中央政府、④裁判所、⑤徴兵制による国民軍、⑥戸籍制度、⑦学校、⑧国旗、⑨国歌、⑩暦、⑪国語、⑫博物館、⑬国史と地誌の編纂、⑭新聞、⑮国民文学など(古田, 1996: 61 より。番号は筆者による)。これらには、制度でないものも含まれていますので、筆者の問いと完全に噛み合っているわけではありませんが、これらの要素は国民国家を構成するものとして確かに重要なものです。では、フランス革命によって新たに誕生した国家は、これらの要素をどれほど備えていたのでしょうか。⑬国史と地誌の編纂、⑮国民文学以外は備えていた、と言えます。⑬の国史と地誌の編纂は、革命期よりも後の作業です。また、⑮の国民文学に関しては、何をもって国民文学とするのか、難しい問題です。ともあれ、以上に列挙した様々なものによって国民国家が構成されているということは、国民国家の創造は、これら様々なものの創造、と言ってもいいと思います。国造りは制度造り、ということですね。つまり国を造ることにより生じる苦難は、制度を造ることによるものである、と言えるでしょう。実際には、無から国家が誕生するわけではありませんので、既に存在するものを、推進し、変更し、それで不足であれば新たに追加する、という作業が国造りですね。それでは、そこにどのような苦難があったのでしょうか。一部を取り上げ、次節で確認したいと思います。なお、本章の記述は先行研究を参照したものであることを、あらかじめお断りしておきます。また、以下にフランス革命年表を付します。次節以降を読むにあたり、適宜ご参照ください。

資料1 フランス革命年表(本章と関係する出来事のみ、一部)

1789年	6月20日	球戯場の誓い	
	7月9日	国民議会成立	
	8月26日	人間と市民の権利の宣言採択	
1790年	3月24日	以後、一連の司法改革についての議論・諸法制定開始	
	7月14日	全国連盟祭にて、ラ・ファイエットが三色旗を掲げる。	
1791年	9月3日	1791年憲法制定	
	9月30日	国民議会解散	
	10月1日	立法議会成立	
	12月28日	志願兵制に関する法制定	
1792年	4月20日	オーストリアに宣戦。革命戦争開始	
	4月25日～26日	ライン方面軍歌作詞・作曲(後のラ・マルセイエーズ)	
	8月10日	テュイルリー王宮襲撃。王権停止	
	8月18日	教会施設における公教育を禁止	
	9月20日	立法議会解散	
	9月20日～25日	身分登録の世俗化の法制定	
	9月21日	国民公会成立。共和政成立。	
1793年	1月21日	ルイ16世処刑	
	2月24日	30万人の募兵(徴兵。同年秋にも総動員)	
	3月10日	革命裁判所の設置	
	6月24日	共和国1年憲法採択	
	8月8日	アカデミー廃止	
	8月10日	中央共和国美術館(ルーヴル美術館)設立	
	9月20日	革命家ロムによる革命暦(共和暦)についての報告	
	10月16日	マリー・アントワネット処刑	
	11月24日	革命暦(共和暦)採用(1806年1月1日廃止)	
	1794年	1月27日	バレールによる、フランス語教育に関する報告
		6月4日	グレゴワールによる、地域語とフランス語に関する報告
7月27日		テルミドール9日のクーデター。ロベスピエール失墜。	
9月28日		公共事業中央学校設立(後の理工科学校)	
10月10日		国立工芸院設立	
1795年	8月22日	共和国3年憲法制定	
	10月21日	フランス記念物博物館設立	
	10月25日	公教育組織に関する法制定	
	10月26日	国民公会解散。総裁政府成立	
1799年	11月9日	ブリュメール18日のクーデター。革命終結。	

3 フランス革命国家建設の困難について

前節で国民国家の構成要素を列挙しました。その中で、本節で取り扱う要素は、どちらかと言うと構築に失敗した要素です。理由は、結局はできなかったか、想定通りに進まなかったものの方が、より困難を読み取れるからです。前節の番号では、⑤徴兵制による国民軍、⑥戸籍制度、⑦学校、⑩暦、⑪国語、がそれに該当します。

まず⑤の徴兵制による国民軍について考えてみましょう。革命家たちは、ナショナリズムを持ち、祖国防衛のために革命戦争に奮闘する、国民国家の国民軍を創設したかったのかもしれませんが、道のりは平坦ではありませんでした。革命期に軍制は改革され、最初は志願兵制が導入されました。ですが、志願者数が伸び悩んだため、徴兵が行われることになりました。動員割当数は各県の人口比によって決まり、対象は18歳から40歳の独身男性および子供のいない寡夫で、選出は抽籤によるものでした。ですが、革命は完全に公正な徴兵方法を作り出すことに成功したわけではなく、兵役に就く必要性について、住民の大部分を説得することはできませんでした。政治的情熱だけで戦争に勝つことはできませんでしたし、実際に戦争を戦った軍人たちの悲惨な経験も、革命的な理想とは程遠いものだったということです。ただし、革命による改革は、軍隊内における社会的出自による差別を廃止し、軍事的専門化も行いましたので、確かに軍隊は国民軍の様相を帯び、このことが、数ある革命戦争の勝利の理由を説明します。フランス革命前の旧体制期には、徴兵は地方ごとに行われたものでしたし、危機の時には強制徴兵がなされていました。一般の兵士には市民的権利も自由もなく、将校になれるのは貴族でしたが、軍隊内の階級はお金で買うことができました。入隊の理由は多くが貧困から抜け出すためであり、兵士たちの士気は低かったのです。比較をすれば、革命期の軍制改革には意義があったように思われます。ただ、政治的情熱だけで戦争に勝つことはできなかった、つまり、ナショナリズムだけで戦争に勝つことはできなかった、という点は押さえておく必要があるでしょう。

⑥の戸籍制度に移りましょう。フランス革命国家において、戸籍の問題は身分登録の問題でした。旧体制期には教会が体制と結びついていましたので、体制変革を望んだ革命家たちは教会と体制を分離しようと考えました。1792年9月20日から25日の法により戸籍は世俗化され、出生・結婚・死亡登録は、カトリックの聖職者ではなく、各市の非宗教的な公職員の管轄になりました。現在、私たちが知っているような形に近づいたわけですが、制度の確立には大変な労力を必要としました。少なくとも革命期には、記録が正確になされた自治体はありませんでした。記録の担当者に能力がなかったり、多忙であったりしたことにより、正確に身分を登録することができない事例、住民たちが出生や死亡の届け出に來ないため、自治体の実態を把握できない事例などが多々ありました。法令により、戸籍制度は世俗化されているのに、その後も変わらず

教会に届け出る住民も多くいました。正確に身分登録をする制度ができるまでには、かなりの時間と試行錯誤を要しました。なお、戸籍制度につきましては、本書第II部第5章でも取り扱われていますので、ぜひご一読ください。

次は、⑦の学校です。革命期において、これは公教育の問題であり、難題でした。戸籍制度の時にも出てきた話ですが、旧体制期においては、教育も教会が担っておりましたので、革命期における教育改革は、まず古い教育組織の廃止という形を取りました。ですが、廃止の後、新組織の構築には時間がかかり、革命期の前半は、学校教育の空白期間とも言えました。技術の専門家を養成する学校として、現在まで残っている理工科学校と国立工芸院が設立されましたが、学校制度の確立は後の時代の作業になります。国民国家の構成要素としての学校、というと、国民に愛国教育を提供するもの、というイメージがありますが、少なくともフランス革命期前半には、そのようなことはなかったわけです。

⑩の暦に関しては、フランス革命は特殊な事情を抱えています。革命期に固有の暦が創造されたからです。これは革命暦、もしくは共和暦と呼ばれるもので、1793年11月24日に採用され、1806年1月1日に廃止されました。これまで見てきた諸要素は、紆余曲折を経て、現代にまで活かされているのですが、革命暦は廃止されてしまっています。世界史的には、ロベスピエールが倒されたテルミドール9日のクーデターという事件や、ナポレオンが権力を掌握したブリュメール18日のクーデターという事件が有名です。ここでの、「テルミドール」や「ブリュメール」とは、革命暦の月の名前を指します。共和政が宣言され、フランス共和国が誕生した1792年9月22日がこの暦の第1日とされました。1年は12ヶ月(+サン=キュロティードという予備日)からなり、月名はフランスの自然から取られました。1792年9月22日から1793年9月21日までが、共和国1年になります。ですが、慣れ親しんだ暦を変更することには抵抗も多く、この暦は革命による国家建設の成果としては引き継がれませんでした。ではなぜ暦を改革しようとしたのでしょうか。目的は主に、1:度量衡を十進法に基づいて合理化したように、時間を合理化すること、2:暦の日常的な使用を通して、革命精神を養うこと、3:非キリスト教化を推進すること、の3つでした。度量衡の方は、メートル法として、今日にも引き継がれています。それと比べると、時間の改革はうまくいきませんでした。より詳しくは、章末に、革命暦とグレゴリオ暦との対比をまとめましたので、ご参照ください(資料2および3)。

⑪の国語ですが、フランス革命期には、いわゆるフランス語を話していた人口はごく少数であったとされています。国会で、全土にフランス語を通用させる必要性について議論がなされていましたが、一般的に通用するようになったのはずっと後のことになります。今日の視点からすると、フランスという国で、国民がフランス語を話す、ということは当たり前のことのようにですが、フランス革命を学んで分かることは、むしろ国民が自国語を話せるということの方が、

珍しいのだということです。

以上、15の要素の内、5つを見てきました。国民国家を構成する諸要素の三分の一について、苦労や困難という言葉で説明ができるという状況です。またここで、④の裁判所についても付言しておきます。フランス革命期の裁判所と言えば、恐怖政治を遂行した革命裁判所に触れないわけにはいかないからです。革命期の司法制度は、旧体制に抵抗するという理念の下で改められました。司法組織の簡素化と合理化、市民間の平等、(いわゆる)三権分立、判決の恣意性の排除が目指され、旧体制を想起させる語彙の使用も避けられました。この流れは現在のフランスにまで繋がるのだと思われませんが、問題は、反革命派を裁くための革命裁判所の存在です。革命が進行しても、反革命派が存在したことが、この機関の創設のそもそもの理由なのですが、裁きの基準が苛烈さを増し、多くの人物を断頭台に送ったこの裁判所は、恐怖政治を象徴しています。反革命派を裁くはずが、革命家も裁かれてしまっています。恐怖政治は、革命家としてはおそらく最も有名な人物であるロベスピエールが処刑されることで、ストップします。革命家たちは、理想的な司法制度を構築したかったはずですが、大変なことになってしまいました。この事態は制度造りの苦難と呼ぶべきでしょうか。筆者には答えが出ませんので、節の最後に言及しました。以上のことは、新国家の建設がいかに順調とは程遠いものであるかを示していると言えます。本節では取り扱わなかった諸要素にも問題がなかったわけでは決してありませんので、国造りの苦難が改めて感じられます。

4 おわりに

本章は、国民国家および、フランス革命国家の構成要素について考えてきました。国造りとは制度造りのことであり、それは、元からある制度の推進・変更・新設の過程であることを確認しました。

第2節では、国民国家を構成する15の要素を取り上げ、その内13の要素をフランス革命国家は備えていた、と説明しました。それらを、推進・変更・新設に分けると以下ようになります。推進：③集権的中央政府、⑪国語(革命期には実現せず)、⑭新聞。

新設：①憲法、②国民議会、⑤徴兵制による国民軍、⑨国歌、⑫博物館。

変更：④裁判所、⑥戸籍制度、⑦学校、⑧国旗、⑩暦。

ただ、ものによっては数世紀以上も持続していた制度を変更したり、そこに新たなものを加えたりすることはそう簡単なことではないため、国造りは苦難を伴うものとなったのです。重要なことは、国造りが、想定内および想定外の成功、失敗、苦労を経て、右往左往し、時に退行しながら、曲線的に進んでいくものだということです。現在、読者の皆様がお住まいの国の成り立ち、法や規制の様々な事情についても、思いを巡らせてみてはいかがでしょうか。

資料2 革命暦の月名および西暦との対照の一例

仏名(和名)/意味	西暦との対照 (共和国1年)	グレゴリオ暦の月名(和名・仏名) 名前の由来
ヴァンデミエール /(葡萄月) 葡萄の収穫の時期	1792年9月22日 ～10月21日	1月・janvier ラテン語(以下、ラ語)より。 門の守護神ヤヌス
ブリュメール /(霧月) 霧が多い時期	1792年10月22日 ～11月20日	2月・février ラ語より。清めの儀式 Februa の月
フリメール/(霜月) 霜が降りる時期	1792年11月21日 ～12月20日	3月・mars ラ語より。軍神、農耕と春の神 マルス
ニヴォーズ/(雪月) 雪が多い時期	1792年12月21日 ～1793年1月19日	4月・avril ラ語より。第2の月(古代ローマでは元々は後の3月である Martius が年始)
プリュヴィオーズ /(雨月) 雨が多い時期	1793年1月20日 ～2月18日	5月・mai ラ語より。豊穡の女神マイア
ヴァントーズ /(風月) 風がよく吹く時期	1793年2月19日 ～3月20日	6月・juin ラ語より。共和政ローマの設立 者ユニウス・ブルトゥス
ジェルミナル /(芽月) 草花が芽吹く時期	1793年3月21日 ～4月19日	7月・juillet ラ語より。ユリウス・カエサル
フロレアル/(花月) 花が咲く時期	1793年4月20日 ～5月19日	8月・août ラ語より。アウグストゥス
プレリアル/(草月) 草深い時期	1793年5月20日 ～6月18日	9月・septembre ラ語より。第7の月
メッシドール /(収穫月) 穀物の収穫の時期	1793年6月19日 ～7月18日	10月・octobre ラ語より。第8の月
テルミドール /(熱月) 夏の暑い時期	1793年7月19日 ～8月17日	11月・novembre ラ語より。第9の月
フリュクティドール /(実(みのり)月) 作物の実りの時期	1793年8月18日 ～9月16日	12月・décembre ラ語より。第10の月
サン=キュロティード 革命期の民衆であるサ ン=キュロット	1793年9月17日 ～21日	

資料3 革命暦とグレゴリオ暦の対比についての革命家の見解

革命暦	グレゴリオ暦
月は全て 30 日。	日数が月によって異なる。
週は十進法による 10 日。	週は 7 日で、年月を不正確に分割。
一日を十進法で分割。一日 10 時間。	一日は 24 時間。1 時間を 60 分、1 分を 60 秒とするので、不便。
月の名前が革命を想起させる。 (ここで最初に報告された以下の名称案は不採用になった。年始は 9 月 22 日。順に、共和国月、統一月、友愛月、自由月、正義月、平等月、再生月、集会月、球戯場月、バスターニユ月、人民月、モンターニユ月)	過去の統治者や神話、序数に影響されている。

ロム「共和暦についての報告」より。以下に収録。コンドルセ他著、阪上孝編訳(2002年)。『フランス革命期の公教育論』、岩波書店。

参考文献

古田元夫(1996). 『アジアのナショナリズム』、山川出版社。

コンドルセ他著、阪上孝編訳(2002). 『フランス革命期の公教育論』、岩波書店。

オズーフ M 著、富永茂樹訳「共和暦」、フュレ F・オズーフ M 編、河野健二・阪上孝・富永茂樹監訳(1999). 『フランス革命事典4 制度』、みすず書房、pp.78-95.

フォレスト A 著、西川長夫訳「軍隊」、フュレ F・オズーフ M 編、河野健二・阪上孝・富永茂樹監訳(1999). 『フランス革命事典4 制度』、みすず書房、pp.124-139.

バチコ B 著、阪上孝訳「公教育」、フュレ F・オズーフ M 編、河野健二・阪上孝・富永茂樹監訳(1999). 『フランス革命事典4 制度』、みすず書房、pp.194-215.

Noiriel, G(2001). The Identification of the Citizen: The Birth of Republican Civil Status in France.

In J. Caplan & J. Torpey(Eds.) *Documenting Individual Identity: The Development of State Practices in the Modern World*, Princeton: Princeton University Press. pp. 28-48.

- Liris, E(1989/2006). CALENDRIER RÉVOLUTIONNAIRE. In J-R.Suratteau, & F.Gendron(Eds.) *Dictionnaire historique de la Révolution française*, Paris: Presses Universitaires de France. pp.179-180.
- Liris, E(1989/2006). DRAPEAU TRICOLORE. In J-R.Suratteau, & F.Gendron(Eds.) *Dictionnaire historique de la Révolution française*, Paris: Presses Universitaires de France. p.367.
- Fortunet, F(1989/2006). ÉTAT CIVIL (Actes d'). In J-R.Suratteau, & F.Gendron(Eds.) *Dictionnaire historique de la Révolution française*, Paris: Presses Universitaires de France. pp.422-423.
- Julia, D(1989/2006). INSTRUCTION PUBLIQUE/ÉDUCATION NATIONALE. In J-R.Suratteau, & F.Gendron(Eds.) *Dictionnaire historique de la Révolution française*, Paris: Presses Universitaires de France. pp.575-581.
- Crépin, A(1989/2006). LEVÉE des 300 000 hommes/LEVÉE EN MASSE. In J-R.Suratteau, & F.Gendron(Eds.) *Dictionnaire historique de la Révolution française*, Paris: Presses Universitaires de France. pp.672-673.
- Robert, F(1989/2006). MARSEILLAISE (La). In J-R.Suratteau, & F.Gendron(Eds.) *Dictionnaire historique de la Révolution française*, Paris: Presses Universitaires de France. p.723.
- Bordes, P(1989/2006). MUSEUM. In J-R.Suratteau, & F.Gendron(Eds.) *Dictionnaire historique de la Révolution française*, Paris: Presses Universitaires de France. pp.775-776.
- Pertué, M(1989/2006). TRIBUNAL DU 17 AOÛT /TRIBUNAL RÉVOLUTIONNAIRE. In J-R.Suratteau, & F.Gendron(Eds.) *Dictionnaire historique de la Révolution française*, Paris: Presses Universitaires de France. pp.1046-1049.
- Clère, J.-J(1989/2006). TRIBUNAUX. In J-R.Suratteau, & F.Gendron(Eds.) *Dictionnaire historique de la Révolution française*, Paris: Presses Universitaires de France. pp.1049-1052.

読者のためのおすすめブックリスト

- ・ 古田元夫(1996). 『アジアのナショナリズム』、山川出版社。
本章はこの著書に依拠するところが大きいです。ヴェトナム、中国、インドが対象ですが、フランスも出てきます。本章で参照した頁も確認してみてください。
- ・ コンドルセ他著, 阪上孝編訳(2002). 『フランス革命期の公教育論』、岩波書店。
章末の資料3で取り上げたロムの暦についての見解は大変興味深いです。

彼の報告だけでも読んでみてください。

- ルフェーヴル G. 高橋幸八郎、柴田三千雄、遅塚忠躬訳(1998). 『1789年－フランス革命序論』、岩波書店.

本章では取り上げていません。フランス革命がなぜ起こったか、分かりやすく、楽しく、詳しく分かりますので、少し時間をかけて読んでみてください。

ディスカッション・トピック

1. 地元の地方議員はどのようなことに取り組み、どんな苦勞があるでしょうか。調べてみましょう。
2. 私たちが法律や制度を変えたいと考えた場合、どのようにすれば実現できるのでしょうか。イニシアチブ、リコール、パブリックコメント、という用語を調べてみましょう。

国際刑事裁判について考える： 旧ユーゴスラヴィア国際刑事裁判所 (ICTY) と 国際刑事裁判所 (ICC) を中心に

遠藤 嘉広

ロシアのウクライナ侵攻で民間人の殺害が明るみになったことで、戦争犯罪を裁く国際的な枠組みについての議論が高まっています。戦争や軍事衝突において、軍隊が民間人に対して暴力を行使している場合、それを裁く仕組みは、常に機能しているという訳ではありませんが存在します。民間人の殺害を含めた戦争犯罪は、それが行われた国や加害者や被害者が所属する国で裁くには不都合なことやさまざまな限界があり、国際刑事裁判の仕組みや実践が、試行錯誤しながら作られてきました。この章では、旧ユーゴスラヴィア国際刑事裁判所 (ICTY) と国際刑事裁判所 (ICC) に注目して、国際刑事裁判の歴史を振り返りながら、国際刑事裁判の意義や課題について考えていきます。

キーワード

国際刑事裁判 / 戦争犯罪 / 旧ユーゴスラヴィア国際刑事裁判所 (ICTY) / 国際刑事裁判所 (ICC)

目次

1. はじめに：第一次世界大戦後の国際刑事裁判
2. 第二次世界大戦後の国際刑事裁判
3. 旧ユーゴスラヴィア国際刑事裁判所 (ICTY)
4. 国際刑事裁判所 (ICC)
5. おわりに

1 はじめに：第一次世界大戦後の国際刑事裁判

戦争犯罪を国際的に裁こうとする動きは、第一次世界大戦終結時に活発化しました。第一次世界大戦では、それまでの戦争に比べて遥かに大規模の殺害や破壊行為などが行われたため、戦争に関する犯罪行為を処罰する必要があるという国際的な世論が高まりました。戦勝国の政治家や法学者はそのような犯罪を裁くための国際刑事裁判の設立に動きますが、結局設立には至らず、犯罪はほとんど裁かれることはありませんでした。本節では、第一次世界大戦後の国際刑事裁判について見ていきます。

用語解説

【戦争犯罪】

戦争犯罪には、広義と狭義があります。狭義の戦争犯罪とは、戦争のルールを定めた1899年のハーグ陸戦法規や1949年のジュネーブ諸条約などによって規定されてきたもので、現在では、故意による殺害、生体実験、拷問、捕虜の虐待、民間人への攻撃、財産の略奪、都市への無差別攻撃などが含まれます。広義の戦争犯罪には、前述の狭義の戦争犯罪の他、平和に対する罪（侵略の罪）、ジェノサイド（集団殺害）の罪、人道に対する罪が含まれます（前田，2000: 59）。

第一次世界大戦では、イギリス、フランス、アメリカなどの連合国と、ドイツ、オーストリア＝ハンガリー帝国、オスマン帝国などの同盟国が戦い、後者が敗れました。連合国は、戦争を指導したとみなしたドイツ皇帝ヴィルヘルム2世（Wilhelm II）と、戦時に残虐行為を犯した実行犯とされる個人に対し、裁判で罪を問おうとしました。敗戦国ドイツと戦勝国である連合国との講和条約であるヴェルサイユ条約では、前ドイツ皇帝¹を、戦争を企てた戦争責任者として特別裁判所を設置して裁くための規定が設けられました。裁判官は米英仏伊日によって一名ずつ任命されることになっていました。しかし、ドイツはヴェルサイユ条約の前皇帝に対する裁判に関する規定に対して異議申し立てをし、条約の署名に際しても履行義務を留保（この場合、義務を負うかどうかの意思表示を先延ばしにすること）しました。さらに、亡命先のオランダが身柄の引き渡しを拒否したため、前皇帝の裁判が行われることはありませんでした。一方で、ヴェルサイユ条約は、前ドイツ皇帝を除くドイツ将兵の戦争犯罪に対する軍事裁判について規定していました。それらの犯罪について、連合国の軍事裁判所で裁判を行うために、戦争犯罪人の引き渡し義務も定められていました。この規定についてもドイツは履行義務を留保しました。その代わりにドイツは、自国の裁判所で戦争犯罪人を裁くよう連合国に求めた結果、連合国はそれを認めました。ドイツは、連合国が作成したリストに挙げられた900人以上の戦犯容疑者のほとんどを不起訴処分とし、わずか6人に有罪判決を言い渡しました。有罪になった者も自宅軟禁ですまされ、それすらも間もなく解除されました。ドイツと戦争で甚大な被害を受けたフランスは、この裁判があまりにも偏向していると激しく非難しました。連合国の戦犯連絡委員会は、ドイツの裁判所での裁判の中止と連合国軍事裁判所による裁判を提案しましたが、次第にこの問題への関心は薄れていき、連合国は戦争犯罪人の引き渡しの要求をやめてしまいました。このように、第一次世界大戦後、国際刑事裁判設置の動きがみられましたが、結局うやむやになりました。国際刑事裁判は、その反省を踏まえて第二次世界大戦後に戦勝国の強いイニシアチブにより実現することになります。

1. 1918年のドイツ革命により廃位されました。

2 第二次世界大戦後の国際刑事裁判

本節ではドイツを裁いたニュルンベルク裁判と日本を裁いた東京裁判を中心に取り上げます。両者とも、第二次世界大戦の戦勝国が敗戦国を裁いたものであり、しばしば勝者の裁きであると批判されます。多くの批判があるにせよ、第一次世界大戦後には企図されつつもうやむやになった国際刑事裁判がこのとき実現したことは、後の国際刑事裁判の発展に大きく寄与しました。

第二次世界大戦で、アメリカやソ連を中心とする連合国にドイツや日本を中心とする枢軸国は敗れました。連合国は、無条件降伏させた両国の個人が、戦争犯罪を行ったとして訴追し、国際刑事裁判を行いました。一般的に、ドイツ

に対して行われたものをニュルンベルク裁判、日本に対して行われたものを東京裁判と言います。裁判官と検察官は、ニュルンベルク裁判では米英仏ソの4か国から、東京裁判では米英ソ中に加え仏、豪、印など11か国から任命されました。ニュルンベルク裁判、東京裁判とも、平和に対する罪（A級戦争犯罪）だけでなく、通例の戦争犯罪（B級戦争犯罪）と人道に対する罪（C級戦争犯罪）も裁くことになっていましたが、検察の努力は平和に対する罪を問うことに費やされました。

平和に対する罪とは、ニュルンベルク裁判を設立するためのニュルンベルク裁判憲章ではじめて明文化された国際犯罪で、侵略戦争を始めたことを罪とするものでした。侵略戦争は1928年のパリ不戦条約によって違法であることが確立されていましたが、当時は国家責任（賠償責任）の問題としてとらえられており、侵略戦争を始めた個人の犯罪としてはとらえられていませんでした。また、その違反をどう裁くかについての規定は、ニュルンベルク裁判まで作成されませんでした。通例の戦争犯罪とは、23頁の用語解説【戦争犯罪】にある狭義の戦争犯罪のことです。人道に対する罪²とは、「従来の戦争犯罪の枠内に収まりきれない自国領域内に住みユダヤ人に対して虐待行為を行うナチスの犯罪に対処するために作り出された新たな犯罪概念」でした。日本による通例の戦争犯罪と人道に対する罪のほとんどは、東京裁判ではなく、戦勝国がそれぞれ自国に設置した裁判（BC級裁判）で裁かれました³。

戦勝国が行ったこれらの裁判については、勝者の裁きとして、以下のような批判があります。第一に、事後法による裁きであるというものです。通例の戦争犯罪はすでに確立されていましたが、平和に対する罪と人道に対する罪は新しく作られたものであるとして、法律がないのに刑罰が課される点が指摘されています。第二に、最低限保障されるべき刑事訴訟法上の権利が、これらの裁判では保証されなかったという批判です。第三に、これらの裁判では、戦勝国による犯罪は裁かれなかったという批判です。戦勝国による裁かれなかった犯罪とは、例えばソ連によるカティンの森の虐殺、アメリカなどによる日本やドイツの都市への無差別爆撃（軍事目標と非軍事目標を区別せず爆撃すること）、アメリカによる広島と長崎への原子爆弾の投下です。

これらの裁判だけでなく、第二次世界大戦後には、国際刑事裁判に関して様々な取り組みがなされました。1948年には、集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約（ジェノサイド条約）が採択され、集団殺害罪は国内の裁判所と同時に国際刑事裁判所でも裁かれることになりました。これを受けて、国連総会では国際刑事裁判所の設置についての議論が行われましたが、米ソの対立が深まるにつれ、議論は中断されました。

3 旧ユーゴスラヴィア国際刑事裁判所（ICTY）

本節では旧ユーゴスラヴィアにおける戦争犯罪を裁いた ICTY を取り上げ、

用語解説

【パリ不戦条約】

ケロッグ米国务長官とブリアン仏外相が中心となって締結された、国際紛争の解決や国策遂行のための戦争を放棄するという内容の条約で、戦争の違法化に大きく貢献しました。しかし、自衛戦争は禁止されず、条約違反に対する制裁条項もなかったため、戦争の抑止に対しては効果が乏しかったとされています。

2. 系統的方法または大規模に行われ、政府や組織や集団によって政策や計画の一環として扇動または指揮された、殺人、拷問、奴隷化、強制移送、性暴力などを言います。つまり、計画性のない手あたり次第の殺人や単発の残虐行為は人道に対する罪には含まれません（前田, 2000: 56, 167-168）。

3. 東京裁判では28人の被告に対して7人が死刑になり、BC級裁判では約5700人の被告に対して934人が死刑になりました（林, 2005: 3）。

その実態、意義、問題点について少し詳しくみていきます。ICTYは国際連合安全保障理事会が設立した裁判所であり、その点で戦争の勝者が設立した前節の2つの裁判とは異なります。ICTYは、ルワンダ国際刑事裁判所（ICTR）や第4節で取り上げる常設の国際刑事裁判所（ICC）の設立に大きく貢献しました。

旧ユーゴスラヴィアとルワンダでは、1989年に冷戦が終結して以降、内戦が勃発し、多くの犠牲者を出しました。その中には、明らかに戦闘行為によらずに殺害された人も数多くいました。国際社会には、一国内における政府のように、法を守らせ違法行為があった場合には処罰する機関がありません。それらを処罰するために、東京裁判の閉廷から40年以上経過した後に、欧米が中心となり、暫定的な組織として、ICTYとICTRが設立されました。



四角で囲われた国が旧ユーゴスラヴィアを構成していた共和国・自治州

冷戦終結後にこれら2つの裁判所が設立されたのは、この時期、国際社会が国際の平和と安全に関わる問題に対して一致した行動をとることが可能になったからでした。この時期、国際の平和と安全に関わる問題であると考えられるようになり、国連安保理が積極的に関わる形でこれらの裁判所が設立されました。その背景には、国内において刑法や刑事司法制度が犯罪を予防する効果を持つように、国際社会においても、国際刑事裁判が行われることで、犯罪を抑止できるとする考え方がありました。

ここからは、ICTYについて少し詳しくみていきましょう。ICTYは1993年に、旧ユーゴスラヴィアの領域内で行われた国際人道法の重大な違反を裁くために、国連安全保障理事会によって設立されました。ICTYは、アメリカのクリントン（William Jefferson Clinton）政権の主導で設立されました。

ICTYは第一審と上訴審からなる二審制で、裁判部、検察局、書記局があり

用語解説

【旧ユーゴスラヴィア】

第二次世界大戦後に作られ、1990年代初頭に崩壊した社会主義ユーゴスラヴィアを指します。

用語解説

【ユーゴスラヴィア内戦】

旧ユーゴスラヴィアでは、1991年に連邦構成共和国だったスロヴェニア、クロアチアが独立を宣言したことをきっかけに内戦が勃発しました。その後、同じく連邦を構成していたボスニアで起きた紛争は1992年から1995年まで続き、20万人以上の死者が発生しました。さらにセルビアの自治州だったコソヴォでも激しい戦闘が起き、1999年にはNATOによるセルビアへの空爆が行われました。

用語解説

【ルワンダ内戦】

ルワンダ内戦：東アフリカのルワンダで、多数民族フツ人と少数民族ツチ人との間で1990年から1994年まで続いた内戦のことです。1994年にフツ人大統領が乗った飛行機が撃墜された事件をきっかけに内戦が激化し、フツ人過激派によるツチ人やフツ人穏健派に対する大規模な虐殺が発生しました。

ました。裁判官は国連安保理が提出する名簿から国連総会で選出されました。検察官は国連事務総長の指名で国連安保理が任命しました。旧ユーゴスラヴィアで発生した事件が対象でしたが、ボスニアで発生した事案で起訴された事件が大半を占めました。ICTYが訴追する権限を持っていた犯罪は、1949年のジュネーブ諸条約の重大な違反行為、戦争の法規・慣例違反⁴、ジェノサイドの罪、人道に対する罪の4つに分類され、平和に対する罪は問われませんでした。ICTYは国家や犯罪組織ではなく個人についてのみ裁判を行う権限があり、個人の刑事上の責任を問うものとされました。死刑はなく、最高刑は終身刑でした。

有罪となった被告を民族別にみると、セルビア人が圧倒的に多数でした。ボスニア紛争において、セルビア人が、クロアチア人やボシュニャク人（南スラヴ系のイスラム教徒）よりも加害者になることが多かったとしても、あまりにも起訴され有罪になったセルビア人が多すぎるという批判が、特にセルビア人から多く出されました。コソヴォ紛争時にセルビア人に対して行われたアルバニア人勢力の戦争犯罪容疑について、ICTYの検察官は、捜査妨害が行われていたことを暴露しています。

ICTYでは、非人道的行為を犯した実行犯だけでなく、政府や軍の指導者も多数訴追され、有罪判決を受けました。その際用いられたのが、共同犯罪計画（JCE）という考え方です。この概念は、「ICTYの対象となる犯罪行為について、複数の人が関与し、戦争犯罪計画につながる共同の計画や目的が存在し、当該人物がその共同計画に参加して重要な貢献をなしている場合」に適用されました。ICTYによって生み出された共同犯罪計画の考え方は、国際刑事法の分野で慣例として定着してきています。これに基づいて、ICTYは国際法廷として初めて国家元首、当時新ユーゴスラヴィア⁵の大統領だったミロシェヴィチ（Slobodan Milošević）を、セルビア軍の犯罪行為を指揮しているとみなし起訴しました。ボスニア紛争に深く関わったトゥジマン（Franjo Tuđman）・クロアチア大統領と、ボシュニャク人の最高指導者イゼトベゴヴィチ（Alija Izetbegović）・ボスニア幹部会議長についても、共同犯罪計画で起訴することが検討されましたが、結局起訴されませんでした。ここでもセルビア人だけが不当な裁きを受けているという、セルビア人からの批判が噴出し、セルビア人の間では国際刑事裁判の結果を受け入れることが困難になりました。このように、国際刑事裁判については政治性が問われることがしばしば起こります。

4 国際刑事裁判所（ICC）⁶

本節では、国際刑事裁判所（ICC）について、概要を説明した後、意義や問題を考えます。ICCは、ICTYのように特定の戦争犯罪のために設置されたのではなく、常設の機関として設置されたという意味で、国際刑事裁判において重要な意味を持っています。

4. 両者はまとめて狭義の戦争犯罪と言われます。

5. 新ユーゴスラヴィアはセルビア共和国とモンテネグロ共和国からなる国家でした。ミロシェヴィチ新ユーゴ大統領は連邦構成共和国であるセルビアに対しても大きな権力を持っていました。

6. ICCとは別に、国際司法裁判所（ICJ）という機関があります。ICJは国連の主要な機関で、国連憲章によって、国家間の紛争を裁くことを目的に設立されました。ICJは刑事裁判所ではないため、戦争犯罪で起訴された個人を裁くことはできません。

ここまで、第一次世界大戦後、第二次世界大戦後、冷戦後の国際刑事裁判の流れについてみてきましたが、この過程で設置された裁判所はすべて暫定的なものでした。現在では ICC という、常設の国際刑事裁判所が設立されています。ICC は、1998 年にローマで開催された国際会議で採択された多国間条約（「ローマ規程」と呼ばれます）によって設立されました。条約という国際法によって設立されたものであるため、国際法の原則に従って、その条約に調印し、批准していない国にはその管轄が及びません。2022 年現在では、日本を含め 123 か国がローマ規程の締約国となっていますが、軍事大国であるアメリカ、中国、ロシアは入っていません⁷。

ICC は 2002 年に設立されて以降、主にアフリカのケースについて捜査し、訴追し、判決を下してきました。アフリカ以外ではジョージアのケースがあります⁸。常設の国際刑事裁判所で重大な犯罪が裁かれることは意義のあることです。問題点もあります。ここでは 2 つ取り上げます。

1 つ目は、多くの被告が逃亡中であり、出席させて裁判を受けさせることができない点です。特に、被告が政府の指導者や有力者である場合、身柄を拘束することは困難です。2 つ目は、ICC が取り上げる事例がアフリカに偏っていることに対して、アフリカ諸国やアフリカ連合が反発している点です。もちろん、国際刑事裁判所で、訴追の要件を満たす全てのケースを取り上げることは難しいのですが、ICTY の項で見た、セルビア人のケースに偏っているとセルビア人が考えるのと同様に、ICC で取り上げられるケースがアフリカに偏っているとアフリカの人びとが考えることが、ICC の正当性に疑問を投げかけています。例えば、2006 年に ICC の検察官は、**イラク戦争**時にイギリス軍兵士が民間人殺戮を含む数々の残虐行為に加担した十分な証拠があると認めていたにもかかわらず、イギリス軍兵士の犯罪について捜査を開始しない決定を下しました。イギリスは ICC の設立条約であるローマ規程を批准しており、ICC がイギリス人の戦争にかかわる犯罪を裁くことに問題はありませんでした。イギリス人兵士の捜査をしない理由について、その ICC 検察官は、イギリス軍兵士によるイラクでの法律違反の数や犯罪被害者の数は、ウガンダ、コンゴなどのアフリカで発生した法律違反や犯罪被害者の数に比べると桁違いに少ないからだ、と説明しました。これについてカナダの国際法学者シャバスは、その検察官は、自らが証拠をつかんでいるイギリス軍部隊の特定行為だけを取り出し、それをアフリカの紛争被害に関する一般的な報告と比較しており、検察官の説明には説得力がない、と批判しています。国際法学者の阿部浩己は、「国際刑事司法の果たすべき役割を考える際には、国際関係における知のあり方が、帝国主義とまでは断じないまでも、少なくとも『北⁹』の視線で組み立てられがちであることに十分に自覚的でなくてはなるまい」と述べています（阿部，2015: 128）。単純化して言えば、国際刑事裁判の考え方には、先進国による発展途上国への偏見が反映されがちであることに注意する必要がある、ということ。日本などの北に属する国々や ICC は、このような事態をこれまで

7. 日本は2007年にICCに加入しました。ローマ規程が採択されてから約10年経過してからようやく日本がそれに加入した理由は、それまでICCに敵対的だったアメリカが態度を大きく変化させ、ICCに融和的になったからだと言われています（阿部 2015: 129; 小長谷 1999: 133-134）。

8. 2000年代以降に起きた様々な暴力、特に内戦中に起きた犯罪が対象になっています。

用語解説

【イラク戦争】

2003年にアメリカ、イギリスを中心とする多国籍軍がイラクに侵攻して始まった戦争です。多国籍軍はイラクに激しい空爆と地上攻撃を行い、フセイン政権を打倒しました。侵攻の理由は、イラクが化学兵器などの大量破壊兵器に関する国連決議に違反し、それらを保有している可能性が高いということでしたが、結局大量破壊兵器は発見されませんでした。

9. ここでは、南北問題における北の国々（アメリカ、ヨーロッパ諸国、日本など）を指しています。

と同様放置したままにするのか、それともアフリカの疑念を晴らすように変化を試みるのかが問われています。

5 おわりに

国際社会について考えるときには、世界政府が存在しない以上、国内について考えるときとは違った考えが必要になります。国際社会で国際的な犯罪を裁くためには、国内で裁くのとは違った仕組みが必要になります。合意は拘束する、という国際法の原則がありますが、裏を返せば、合意しなければ拘束されない、ということの意味します。合意を取り付けつつ、勝者の裁きあるいは道徳を独占する者による裁きとして正当性が問われることがないように、どのように国際刑事裁判の実践を積み重ねていくのかは、国際的な難問の一つです。

参考文献

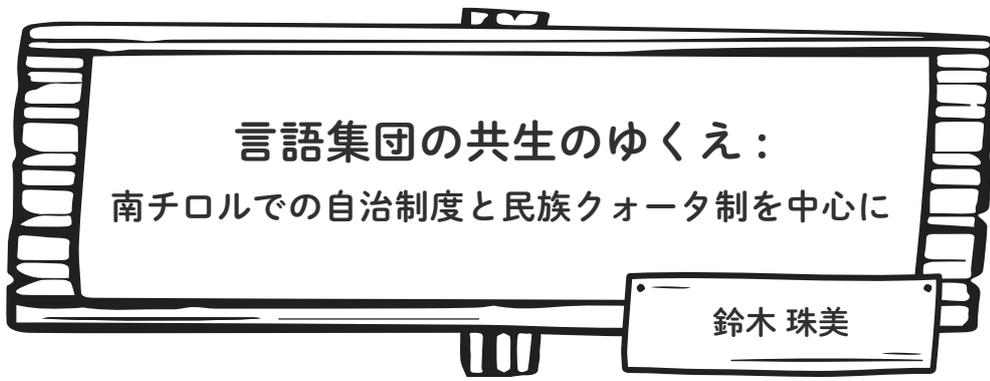
- 阿部浩己（2015）「解説」ウィリアム・シャバス（鈴木直訳）『勝者の裁きか、正義の追求か——国際刑事裁判の使命』岩波書店、2015年、117-132頁。
- 長有紀枝（2019）「戦争犯罪を裁く——旧ユーゴスラヴィア国際刑事裁判所（ICTY）とボスニア」柴宜弘、山崎信一編『ボスニア・ヘルツェゴヴィナを知るための60章』明石書店、194-198頁。
- 久保慶一（2019）『争われる正義——旧ユーゴ地域の政党政治と移行期正義』有斐閣。
- 小長谷和高（1999）『国際刑事裁判序説』尚学社。
- 下谷内奈緒（2019）『国際刑事裁判の政治学——平和と正義をめぐるディレンマ』岩波書店。
- シャバス、ウィリアム（2015）（鈴木直訳）『勝者の裁きか、正義の追求か——国際刑事裁判の使命』岩波書店。
- 多谷千香子（2006）『戦争犯罪と法』岩波書店。
- 林博史（2005）『BC級戦犯裁判』岩波書店（岩波新書952）。
- 前田朗（2000）『戦争犯罪論』青木書店。
- 望月康恵（2012）『移行期正義』法律文化社。

読者のためのおすすめブックリスト

- ・ ウィリアム・シャバス（2015）（鈴木直訳）『勝者の裁きか、正義の追求か——国際刑事裁判の使命』岩波書店。
カナダの国際法学者による国際刑事裁判についての読みやすい本です。

ディスカッション・トピック

1. 国際刑事裁判はしばしば、勝者の裁き、文明の裁き（進歩し発展した文明国が発展途上の"野蛮な"国を裁くこと）、復讐裁判などと言われます。このような批判を乗り越え、ICCを世界中で支持されるものにするために必要なことは何でしょうか。また、日本が果たすことのできる役割はあるでしょうか。
2. 武力紛争をやめさせるために、戦争犯罪を行った疑いのある者に恩赦を与え、罪を問わないと約束することについて、どのように考えますか。具体的な紛争における事例を調べながら考えてみましょう。



皆さんは、言葉や文化の異なる人々とともに生きる社会を築くには、どのような仕組みが必要と考えますか？この章では、イタリア北東部とオーストリアの国境にまたがるチロル地域、特にイタリア側の「南チロル」という地域を例に、この問題を考えます。

この南チロルでは、日常的にイタリア語とドイツ語、そしてラディーン語の三つの言語が使用されています。ここに住む人々の母語はイタリア語かドイツ語です。しかし、多くの人々はイタリア語とドイツ語の両方を学校で習い、日常でも使います。南チロルの一部では、この二言語に加えて、ラディーン語という言葉をも母語とする人々もいます。

南チロルがたどった歴史から、こうしたいくつもの言語を使用する社会が成立した経緯をたどり、そこに暮らす人々の共生の仕組みと将来について考えてみましょう。

キーワード

国境地域の現代史 / 複数言語社会

目次

1. 複数言語地域 南チロル
2. 南チロルにおける自治制度の成立
3. 南チロルの自治制度－民族クォータ制を中心に
4. 自治制度と南チロル社会
5. 南チロルにおける民族クォータ制と今後の展望

1 複数言語地域 南チロル

チロル地域は、雄大なアルプス山脈が生み出す風光明媚な風景や、ウィンタースポーツのメッカとして有名です。南チロルでも、オーストリア側のチロル同様、美しい風景とそこで展開されるスポーツの祭典が、地域の主要産業である観光業の支柱です。南チロルの街には、複数の言葉でかけられた標識や看板が見られます（写真0-1、写真0-2、写真0-3）。世界中から観光客が集まる土地

柄のゆえでしょうか？それだけではないようです。



左：写真0-1 メラノ／メラン駅の標識（2014年8月撮影）ピクトグラムの内容を、イタリア語、ドイツ語の順で記している

右：写真0-2 メラノ／メラン駅構内の標識（2014年8月撮影）

イタリア語、ドイツ語の順に、「黄色い線を越えるのは禁止されています」とある。



写真 0-3 2018年3月の国政選挙の看板。左から、イタリア語とドイツ語、イタリア語、ドイツ語のポスター（2018年3月撮影）

もう一つの例（写真1）は、ボルツァーノの街にある勝利記念碑です。この碑には南チロルの20世紀の歴史が集約されています。碑の紹介プレートは、イタリア語、ドイツ語、ラディーン語、英語の四つの言語で記されています（写真2）。英語を除く三言語は、現地住民の母語です。

地図をご覧ください。オーストリア側には北そして東チロル、イタリア側に南チロルがあります。南チロルはイタリアの県であり、県名はボルツァーノ＝南チロル自治県¹（以下ボルツァーノ県もしくは南チロル）です。ここでは三つの言葉が公的に使用されています。使用者が多い順に、ドイツ語、イタリア語、そしてラディーン語です。つまり、チロルを冠する地域が国境の南北に存在し、ドイツ語話者が多数派を占める地域も国境の南北に広がり、そのうちの

1. 県名は三つの言語で表されます。〔イタリア語表記はProvincia autonoma di Bolzano Alto Adige,〕ドイツ語表記はAutonome Provinz Bozen-Südtirol、ラディーン語表記はProvinzia Autonoma de Bulsan – Südtirolと表します。同じ県を指しますが、言語が異なると名称だけでもこれだけの相違が生じます。この章ではボルツァーノ県もしくは南チロルと記します。

南チロルはイタリア国内だがドイツ語、イタリア語、およびラディーン語が話される複数言語地域というわけです。地域の広がり、国の境界、そして言語境界が一致せず、複雑です。

まずは、いくつものチロル、そしてそのうちでの南チロルに着目して、複数の言語集団が南チロルに居住するに至った歴史を見てみましょう。



左：写真1 勝利記念碑（2016年3月7日撮影）

右：写真2 勝利記念碑脇、4つの言語でのプレート（2016年3月7日撮影）

2 南チロルにおける自治制度の成立

2-1 国境画定とイタリアの中の南チロル

現在のボルツァーノ県一帯は、ハプスブルク君主国の時代にチロル・フォアールベルク領邦²を構成していました。この領邦のうち、アルプス山脈のブレンナー峠以南の地域——すなわち南チロル——は、第一次世界大戦でのハプスブルク君主国の敗戦と解体を経て、第一次世界大戦後にイタリア領となりました。それまで「チロルの南部」とされる領域は曖昧で、イタリア語話者が多数派の地域も含める場合もありました。それが、第一次世界大戦後は、ハプスブルク君主国からイタリア領となった地域を南チロルと称するようになります（進藤、279頁）。こうして、国境を挟みオーストリア側が北および東チロル、そしてイタリア側である南は南チロルと呼ばれるようになったのです。

用語解説

【ラディーン語】

南チロルのほかに、スイスの一部やイタリアのフリウリ＝ヴェネツィア・ジュリア州にも分布するロマンス語系の言語です。南チロルの住民のおよそ4%が母語としています。ラディーン語母語話者は主にドロミテ山塊周辺に居住し、そのボルツァーノ自治県のその領域内では、ラディーン語は準公用語とされています。ラディーン語集団の居住領域では、ドイツ語、イタリア語双方に加え、母語のラディーン語での教育といった、複数言語での教育が行われています。ドロミテ山塊は、南チロルの中でも風光明媚な山岳地帯で、一大観光地でもあります。

2. 地図は1910年のハプスブルク二重君主国における言語。なお、19世紀後半にイタリア王国内で主張された、いわゆる「イッレデンティズモ」や「未回復のイタリア協会」は、当時ハプスブルク二重君主国の支配下であり、イタリア語話者が多数を占めるトレント地方やトリエステを主な対象としていました。（「イッレデンティズモ」については、北原敦編『イタリア史』山川出版社、2008年、440頁および北原敦編『イタリア史』山川出版社、2008年、440頁を参照。）ブレンナー峠から北側及び東側がオーストリア、南側の南チロル及びトレンティーノがイタリアとして国境が定まり、それに応じて県などの行政単位がほぼ現在と同様に確定したのは、この第一次世界大戦後の国境変更によります。

2-2 イタリア・ファシズムとドイツ・ナチズムによる 人口政策の展開

イタリア支配下の南チロールでは、ドイツ語やラディーン語を母語とする住民に対し「イタリア化」と呼ばれる同化政策が行われました。特に1922年にファシスト政権が成立して以降、法律用語がイタリア語のみに限られ、同政権による中央集権化の過程で、地域内のドイツ語の地名がイタリア語に変更されるなどの政策が実施されました。例えばそれまでの「チロール」の呼称は禁じられ、「アルト・アディジェ」³とされました。教育機関での授業語も段階的にドイツ語からイタリア語とされました。このような活動は、「地下学校」と呼ばれました（進藤：297-304頁）。ドイツ語の姓名もイタリア語へ改称され、ドイツ語新聞も禁じられました。にもかかわらず、こうした同化政策はドイツ語話者に浸透したとは言えませんでした。言語のイタリア語化は、ドイツ語話者に危機感をもたらし、中にはイタリア当局の監視をかいめぐり、子どもたちへのドイツ語教育を行う者もいました。こうした状況下、イタリア当局は、イタリアのほかの地域から、労働者を南チロール、特に県都ボルツァーノに移住させる政策も実施しました⁴。この結果、特に都市部でイタリア系の住民が急増しました。

1938年にオーストリアが第三帝国に併合された結果、南チロールが当時のドイツと国境を接するようになります。以降、イタリア国民である南チロールのドイツ語話者に対してドイツ民族感情を煽るプロパガンダや、地下で活動していた親ドイツ・反イタリア的な集団がさらに活発化します。当時同盟関係にあったドイツとイタリアの両国は、南チロールの住民が不安定要因となるこの事態を打破しようと、翌1939年、ドイツ語とラディーン語住民およそ20数万人を対象として、ドイツあるいはイタリアのいずれかの国籍と、その国籍に応じた領域への移住を選択させる政策がとられました。これは南チロールにおける国籍・移住選択と呼ばれます。

1943年から1945年の終戦まで、南チロールを含むイタリア北部は、ドイツの支配下にはいりました。第二次世界大戦の終結後、住民間でオーストリア領への復帰の気運が高まったものの、再度第一次世界大戦後の国境が維持され、南チロールはイタリア領に留まり、現在まで続く国境が確定しました。

2-3 第二次世界大戦後から現在まで －自治の獲得と強化－

1946年には、オーストリアとイタリアの間でパリ協定が締結されました。

3. アルト・アディジェとは、イタリア語で「アディジェ川の上流地域」を意味します。アディジェ川（ドイツ語名はエツチュ川）は、南チロールを流れる主要な河川の一つです。（Steininger, 23.6, S. 369.）

4. 南チロールでは、1910年に約7,000人だったイタリア人が、1921年には20,300人、1939年には80,800人に増加したとの数字が挙げられています。（Pallaver, 2007＝増谷、東風谷、穂山監訳、藤井、前田、鈴木訳「移民のヨーロッパ史」、295頁。および、増谷「ファシズムとナチズム」、108ページ。）

用語解説

【南チロールにおける国籍・移住選択】

ドイツ国籍を選んだ者は当時のドイツの領域へ移住し、イタリア国籍の保持を選択した者は現在の居住地に残るといふ、選択した国籍に応じて移住するか、もしくは残留するかも決定されるものでした。結果、ドイツ国籍と移住を選択したのは約86%、数にして18万人程度とされています。さらに、そのうちの三分の一に当たる7万5千人程度が実際に当時のドイツ支配下にあった領域に移住しました。この協定と前後して第二次世界大戦が開戦し、イタリアもドイツ側で参戦します。南チロールでは、戦時に住民が国籍と移住の実施を選択し、その選択者の一部が当時のドイツ領内へ移住したことになります。

これにより、南チロルのドイツ語話者は、イタリア国内の少数派としての権利が保障されるはずでした。1948年に、ボルツァーノ県は南のトレンティーノ県とともに、トレンティーノ＝アルト・アディジェ自治州を構成します。これが「第一次自治」です。この自治州では、自治は県ではなく、その上部組織である州に付与されました。このため、イタリア系が多数を占めるトレンティーノ県によってボルツァーノ県の決議が覆される事態も生じ、ドイツ語話者には不利な制度とみなされました。他方、南チロルのイタリアからの分離を求める動きも依然として存在したものの、ボルツァーノ県内で政権与党であった、ドイツ語話者を支持母体とする南チロル人民党の指導者らは、イタリア国内でのドイツ語話者の自治を求める方向——ボルツァーノ県に強固な自治権を確立する方向——へと舵を切ります。

第二次世界大戦後もイタリアの他の地域から南チロルへの移住政策が実施されました。彼らに優先的に住宅が割り振られるなど、イタリア語話者優遇とも見える政策も展開されました。さらに、南チロルの都市部へ移住したイタリア人の主な就職先は公務員でしたが、それとは対照的に、伝統的に非都市部で農業に従事していたドイツ語話者は都市部での就職口が限られました。1960年代前後は農業から工業へと産業構造が転換する過程であり、農業が不振に陥ったため、農村のドイツ語話者には当時の西ドイツへ出稼ぎに出る者もいました。

こうした状況下、ドイツ語話者には自らが社会的に不利であるとの認識が広まります。住民の中には、オーストリアへの復帰を求める者も存在しました⁵。都市部にはイタリア語系住民、農村部にはドイツ語系住民という移住傾向も依然としてみられました。

3 南チロルの自治制度－公務員の民族クォータ制を中心に

3-1 第二次自治規約と自治の確立

1967年、イタリア政府が経済、文化、公法上でより多くの権限を付与する「一括法案 Paket」を提案し、二年後に決定されました。その後、イタリアの憲法改正を経て、1972年にイタリア政府によって批准されました。これが第二次自治規約です。トレンティーノ＝アルト・アディジェ特別自治州という、ボルツァーノ＝アルト・アディジェ県およびトレント県からなる州が設置されました。こうして、広範な自治権をもつ現在のボルツァーノ自治県とトレント自治県が成立します。一括処置は、20年をかけ段階的に導入されました。導入が完了した1992年、イタリアから南チロル問題の終結をオーストリアに提案し、両国家間レベルではこの問題に終止符が打たれました。

ボルツァーノ自治県内では、ドイツ語、イタリア語、そして、ラディーン語の各集団に対し、その集団の居住する領域に応じて自治が認められました。ド

5. 南チロルは、オーストリア側のチロルとともにアルペンフォアラント軍事作戦地区に編入されました。当時のドイツの行政区域に入ったため、選択した国籍に即した地域の移住は、以降不要とされました。

6. 1950年代後半から1960年代にかけて、南チロルのドイツ語話者の間では、南チロルがオーストリアへ復帰すべきであると主張する派もありました。建造物に爆破を仕掛けるなどのテロ行為も行われるなど当時のオーストリアとイタリアの両国家間で、南チロル問題は懸案でした。オーストリア政府は、南チロル問題について国連総会で言及し、国際的な注目を集めることによってこの問題の解決を図ろうとしました。

イツ語とイタリア語の集団に加え、ラディーン語集団には彼らが居住する領域において権利が保障されました。なお、第一次自治では、ラディーン語集団の保護についての言及はありませんでした（山川：331頁）。

第二次自治規約により、複数言語を用いた教育も確立されました。生徒は自らの母語での教育とともに、もう一つの言語も習得します。これに応じて県の行政もまた、ドイツ語とイタリア語の二言語を基礎とすることとなりました。研究や教育の分野においても、イタリア語、ドイツ語をはじめとした複数言語での教育や研究が可能な機関が1990年代以降に設立されました（Grote: 113）。

この自治制度のもとでは、人口で多数派を占めるドイツ語集団の権利が大幅に向上しました。南チロルの住民は、欧州で最も厚く保護を享受する言語マイノリティと評価する研究者もいます（Grote: 113）。イタリアとオーストリアが協調関係に転じたことも南チロル社会の安定と発展に寄与しました。経済も順調な発展を遂げています（Das ist Südtirol）。地域社会の経済発展に寄与しました。現在、南チロルの失業率はイタリアのそれよりも低く、イタリア国内でも高所得の地域です。

3-2 公共部門での民族クォータ制とその運用

自治規約には、公共部門には、ドイツ、イタリア、ラディーンの三つの言語集団すべての参加が定められています。公務員は、各集団の比率に基づき採用されることとなりました。この制度は、警察や軍等の例外を除き、ドイツとイタリアの言語集団のメンバーがすべての公的機関で会話可能なことを保証するものです。それまではイタリア語話者に有利であった公職の領域に、ドイツ語話者集団も参加が可能となった点、そしてその参加の規模が言語集団の規模に応じて維持される点で、人口比において勝るドイツ語話者の立場を改善し、言語集団としての存続基盤も強化したと言えるでしょう（Pallaver= 鈴木訳：300頁）。

その言語集団の規模を定期的に計測するのが、人口統計です。1981年以降、南チロルの市民は、自分がどの言語集団に属するかを示すことになりました。この統計の結果が言語集団の規模となり、その規模が言語集団の公的職種への就職、雇用といった社会参加に反映されます。この結果、イタリア語話者であっても、ドイツ語話者として申告する者も出るほどだったということです。（Grote: 114 および Steininger: 8. 520）

4 自治制度と南チロルの社会

では、南チロルにおける言語をめぐる状況とは、実際にはどのようなものだったのでしょうか？ 南チロルでは、一見、だれもが、二大公用語を駆使したコ

コミュニケーションが可能であるかのように見えます。しかし、会話の際には、相手や状況に応じて、どの言語を使うかを常に意識する必要があります。

1990年代初頭、ボルツァーノ市ではバイリンガルが浸透する一方で、ドイツ語とイタリア語集団の間には依然として距離が存在した模様です。例えば、市場やレストランの店員が二つの言語を使い分けて接客するが、ドイツ語話者とイタリア語話者では立ち寄る店が異なる。異言語集団が共存しているようでいて、よく観察すると集団間には交流が少ない様子を、1990年代に同市を旅した研究者が記しています（宮島、121-122頁）。都市以外でもこうした現象は見られます。南チロールではイタリア語系の98%が都市に移住し、ドイツ語話者の72%が非都市部に移住しています。またラディーン語話者の87%がドロミテ山塊の周辺に移住しています（Das ist Südtirol）。

こうした様相は、民族クォータ制度が言語集団に与えた影響にも見られます。この制度は、導入からしばらくは、とりわけイタリア語話者にとって不利とされ、彼らの不満の種となっていました。自国内にも関わらず、母語のイタリア語に加えてドイツ語に習熟せねばならないことが理由でした。主に都市部に住むイタリア語話者にとって、ドイツ語の習熟度によって、都市において公務員として就職する際に影響を受けることを意味しました。他方、ドイツ語話者側にも不満が見られました。クォータ制度の導入が進まず、公的な場でドイツ語の使用が徹底されないため彼らの母語ではないイタリア語の使用を強いられていると感じたり空いたポストから順次言語集団比に応じた採用がされたため、即時に集団比が公務員数に反映されない状況が続いた側面もあったためです（Grote: 114）。

二つの言語集団間に見られた不満は、政治の領域でも表面化しました。南チロールでは、言語集団によって支持政党が異なります。つまり、イタリア語話者はイタリアの政党を、ドイツ語話者は南チロールのドイツ語話者が設立した政党を支持していました。イタリア語話者は、イタリア語集団の出生率が低下していたため、自集団の規模が縮小するに伴い、彼らの社会的な影響力が低下することに対して危機感を募らせました。このため、イタリア語集団とドイツ語集団との社会的断絶がさらに深刻となり、イタリア語集団が旧ファシスト系政党の支持へと傾き、そのことによってさらに他集団との社会的な亀裂も深めていきました（Pallaver=鈴木訳：301-302頁）。

こうした点から、南チロールでは、民族クォータ制度によって言語集団間の平等が担保される一方で、統計を通して定期的に言語集団の規模が計測され、集団間の規模の比較や競争を促し、言語集団間のさらなる断絶を引き起こしてきた側面もあると考えられます。

もう一度、勝利記念碑に戻しましょう。

冒頭の記念碑の説明プレートは2016年3月に撮影しました。それより前の2014年と2015年の夏に筆者が同じ場所を訪れた際、ドイツ語のプレートに落書きがされていました（写真5）。イタリア語とドイツ語で併記した市の名

称のうち、ドイツ語の「ボーツェン」を消して "ITALIA" とし、「ボルツァーノ市、イタリア」の意味に書き換えています。この落書きからは、ドイツ語表記に対する抗議とボルツァーノはイタリアだとの主張が見て取れます。筆者が同所を2016年3月に再訪した際には、落書きは消されていました（写真6）。南チロルにおける言語集団間の軋轢は、いまだ根強く残存しているのかもしれませんが。



左：写真3（2014年8月19日撮影）

右：写真4 4言語のプレート（2015年8月14日撮影）



左：写真5 落書きがされたドイツ語のプレート（2015年8月14日撮影）

右：写真6 2016年3月に撮影したドイツ語のプレート（2016年3月7日撮影）

5 南チロルにおける民族クォータ制と今後の展望

2022年に、複数の言語集団が存立する現在の南チロルの社会の土台を築いた第二次自治規約の批准と発効から50周年を迎えました。この50年間に南チロルを取り巻く環境も大きく変化しました。オーストリアのEU加盟を契機に、イタリアはじめ近隣諸国と国境を越えた地域間協力が進み、人や物資の移動が自由度を増しました。オーストリアとイタリアの二国間の課題であった南チロル問題も、1992年に両国が解決とみなして以降、状況が好転しました。特にオーストリアのEU加盟を機に、国境を越えた地域間協力の流れが加速しました。隣接地域だけでなく、ヨーロッパそして中東からの労働者や移住者な

ど、従来の南チロルの言語集団の範疇に収まらない来住者も増加しています⁷。

南チロル内でも、言語集団間の壁を取り除こうとする動きが見られます。冒頭で触れた勝利記念碑もその一例です。ファシスト政権とイタリアによる南チロル支配を称揚する同碑は、第二次世界大戦後長らくドイツ語そしてイタリア語集団のデモや衝突の舞台でした。そのため、周りを囲われ、立ち入りが禁じられていました。2014年、ここに歴史博物館が開設されました。この博物館を設立した発起人による文書には、南チロルの社会に存在する亀裂を埋めようとの意図が見られます。南チロルでは、言語集団ごとに地域史の叙述やその解釈が異なっています。とりわけ、「イタリア化」に関しては、イタリア語とドイツ語の集団の間で加害、被害の関係性において語られがちでした。この博物館ではこうした二項対立に陥らずに、共通の歴史を提示することを目的としています。なお、同館のパンフレットにはイタリア語とドイツ語、ラディーン語、英語が用いられています。

さらに、最近の調査によると、住民の間には、南チロルでの複数言語や言語集団の在り方に関し「過去には大きな問題であったが、現在ではそれほどでもない」との認識が広がりつつあるとされています(秦泉寺:48頁)。このように、言語集団間のさらなる共生を目指そうとする認識は、南チロルの社会に根付きつつあるようです。

こうした共生の仕組みは、既存の言語集団ではない住民にも拡大されるのでしょうか？世界中のさまざまな出自の人々が南チロルに居住する現在、ドイツ語とイタリア語、そしてラディーン語での母語教育や文化の維持と、多様な出自の住民の母語や文化的背景を、南チロルの社会はどのように共存させていくのでしょうか？ 様々な他者との共生が模索されている今日、南チロルが抱える課題は、私たちが生きる社会にもヒントを与えてくれるかもしれません。

参考文献

- Das ist Südtirol, Autonome Provinz Bozen Südtirol, Provincia Autonoma di Bolzano Alto Adige, Provinzia Autonoma de Bulsan Südtirol*, Rom, 20.07.2016. (ボルツァーノ自治県が発行した自治に関するガイドブック)
- Grote, Georg, *The South Tyrol Question, 1866–2010: from National Rage to Regional State* (Cultural Identity Studies Volume 10), Peter Lang, Bern, 2012.
- Kommission für Dauerausstellung im Siegesdenkmal zu Bozen, "Wissenschaftliches Konzept", <https://www.siegesdenkmal.com/de/inhalt/konzept.html> (最終閲覧2023年2月13日)

7. ボルツァーノ県の発表によると、2020年には同県の住民のうち9.6%が外国出自でした。イタリアの平均よりもわずかに高い比率です。(出典：<https://news.provinz.bz.it/de/news-archive/644864>、閲覧2022年9月19日。) 1999年以降、小幅ながら着実に外国出自の南チロルの居住者が増加しています。彼らの出身地は多い順に、EU内、EU外、そしてアジアその他です。現在、南チロルで最も多い外国出自の集団はアルバニア出自の人々で、およそ6000人です。

Pallaver, Günter, Italiener in Südtirol seit dem Ende des Ersten Weltkrieges, in: Bade, Klaus, et. al., *Enzyklopädie Migration in Europa: Vom 17. Jahrhundert bis zur Gegenwart*, Verlag Ferdinand Schöningh (Brill), 2007, S. 661-665. (ギュンター＝パラヴァー、「第一次世界大戦後南ティロールに居住するイタリア人」、クラウス・J・バーデ編、増谷英樹、東風谷太一、穂山洋子監訳、前田直子、藤井欣子、鈴木珠美訳「移民のヨーロッパ史」291-304頁。)

Steininger, Rolf, *Südtirol im 20. Jahrhundert*, StudienVerlag, 1997.

秦泉寺友紀 「第3章 南チロールにおけるファシズム／レジスタンスの記憶—解放記念日と凱旋門の顕彰を手がかりとして—」『社会の解読力〈歴史編〉 現在せざる者への経路』新曜社、2022年、47-63頁。

進藤修一「『民族』概念がはらむ問題—南ティロールにおける『民族』」、大津留厚他著『民族』ミネルヴァ書房、2003年、273-315頁。

宮島 喬 『ヨーロッパ社会の試練—統合のなかの民族・地域問題』東京大学出版会、1997年。

山川和彦「南チロール・パリ協定およびトレンティーノ・アルト・アディージェ特別法解説
渋谷謙次郎編『欧州諸国の言語法—欧州統合と多言語主義—』三元社、2005年。

参考ウェブサイト：南チロール県ウェブサイト

<https://www.provinz.bz.it/de/default.asp>

読者のためのおすすめブックリスト

- ・ 北原敦編『イタリア史』山川出版社、2008年。
- ・ 北村暁夫『イタリア史10講』岩波新書、2019年、第二版。
- ・ クラウス・J・バーデ編、増谷英樹、東風谷太一、穂山洋子監訳、前田直子、藤井欣子、鈴木珠美訳「移民のヨーロッパ史」、東京外国語大学出版会、2021年。

ヨーロッパ全体を俯瞰する移民事典のうち、ドイツ語圏を中心とした地域に関する部分を翻訳した書。ドイツ、スイス、オーストリアとその周辺の地域について、近代から現代にいたる人の移動の歴史と背景を知るための入門書です。

*上記3冊は本文中でも参照しています。

- ・ 増谷英樹「ファシズムとナチズムのはざまの南チロール」『地域紛争（コンフリクト）と相互依存（3）—国際社会の変動との関連—』東京外国語大学海外事情研究所、1993年、105-118頁。

20世紀前半、イタリア領となつてからの南チロールをめぐる問題を詳細に述べた論文です。

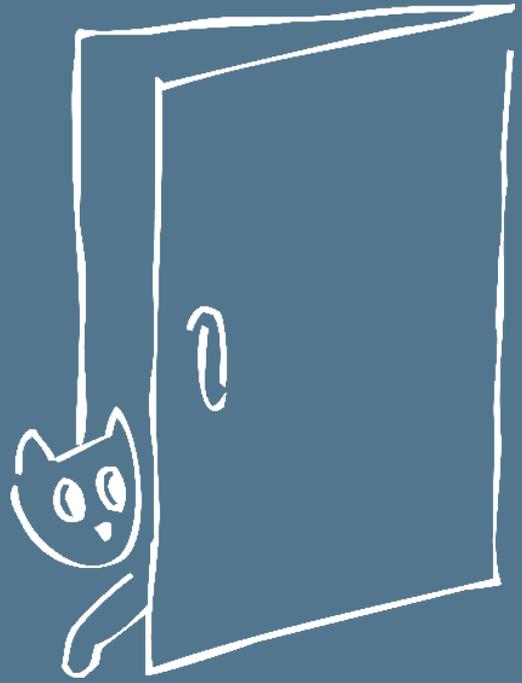
ディスカッション・トピック

1. 言語や文化の相違のある複数の集団が一つの地域に存在する例を知っていますか？
2. そのような地域では、どのような制度によって、集団の共存が図られているでしょうか？

地図

『欧州諸国の言語法』p.333および『移民のヨーロッパ史』p.293より筆者作成





IV

モノと場所について 考える

第 12 章

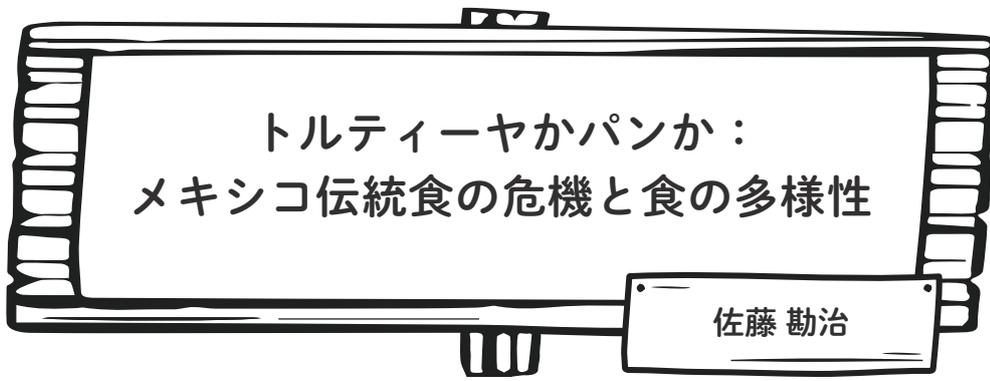
トルティーヤかパンか：メキシコ伝統食の危機と食の多様性／佐藤 勘治・・・112

第 13 章

プレスブルク／ポジョニ／ブラチスラヴァ：
複数言語の都市がスロヴァキア人の街になるまで／香坂 直樹・・・120

第 14 章

記録の保全・継承の意義：多様性との関わりから／辻河 典子・・・130



現代日本とくに都市部では、スペインのパエリア、タイのトムヤムクン、韓国のプルコギなど、外国料理専門店で世界各地の「本格的」料理を気軽に楽しむことができます。現代日本の食は多様性に富んでいるように思えます。でもこの「多様性」に問題はないのでしょうか。この章では、食材のグローバル化、およびメキシコの食文化を例にして「多様性」について批判的に考えます。

キーワード

トウモロコシ / コロンブス交換 / グローバル化

目次

1. ブリートの皮は小麦粉
2. 南北アメリカ食材の世界への拡散と画一化
3. トウモロコシのトルティーヤ
4. メキシコにおけるパンとトルティーヤ
5. 日本のタコス人気

1 ブリートの皮は小麦粉

みなさんはブリートを知っているでしょうか。小麦粉をねった直径 20 センチほどの薄い生地を焼いて、ハムやチーズ、レタスなどの具を包んだものです。コンビニでは、サンドイッチの近くに置かれている軽食です。日本のコンビニチェーンでは、写真にあるように、ブリートではなく「ブリトー」、あるいは包む皮の名から「トルティーヤ」と呼ばれています。日本では、比較的最近食べられるようになりました。

ブリートは、テックス・メックス Tex-Mex（米国テキサスのメキシコ風料理）だとされることがあります。実は、ブリートは、19 世紀末から 20 世紀初頭にかけて、メキシコ・米国の二つの国にまたがる地域で生まれ、近年世界中に広がった料理です¹。

1. ブリートはテキサスで生まれたものではありません。メキシコ北西部を含むカリフォルニア方面で主に食べられていました (Plicher, 2012)。ここでの「テックス・メックス」という言葉は、テキサスに限定せず米国におけるメキシコ由来の文化を広く指す言い方として使われています。



左：コンビニで売っている「ブリトー」、「トルティーヤ」
右：タコス（メキシコ市のタコス屋さんで筆者撮影）

ブリートはスペイン語 burrito に由来します²。トルティーヤはスペイン語 tortilla で、メキシコ料理として有名なタコス tacos の皮の部分でもあります³。ブリートとタコスは形状が同じで、歴史的にも繋がりがあある親戚のようなものです。でも、皮の材料に注目すると、違いがあります。後に詳しく述べるように、トルティーヤはアステカ時代からの伝統食です。本来トウモロコシからできていて、小麦粉から作られることはありませんでした。というのも、小麦はスペインによるアステカ征服以後にヨーロッパから新大陸に持ち込まれたものだからです。

メキシコでは、現在も、トルティーヤの原材料は基本的にトウモロコシです。しかし、世界に広がる過程で、タコスの皮はトウモロコシではなく小麦粉から作られる傾向にあります。一方、ブリートの場合には、皮は必ず小麦粉製です。このような原材料の変化は何を意味するのでしょうか。

以下、食材の多様性という観点からやや古い時代にさかのぼって紹介することにします。

2 南北アメリカ食材の世界への拡散と画一化

世界の一体化は、コロンブスの有名な航海（1492年）をきっかけにして一気に歩みを速めました。南北アメリカ原産の食材は、世界中に広がり、各地の料理に取り入れられます。

日本の代表的家庭料理カレーを例にします。典型的な食材は、ニンジン、ジャガイモ、タマネギとカレー粉、小麦粉、それに油です。カレー粉のなかで辛みを出しているのはトウガラシです。トウガラシと言いますが、「唐」が元々の栽培地ではありません。コロンブスの航海以降に南北アメリカから旧世界に広がった食材です。トウガラシは、16世紀中には日本に伝わっています⁴。ニンジン、タマネギ、ジャガイモという「三種の神器」が入るカレーが誕生したの

2. burritoは「かわいいロバ」という意味です。一般的なブリートは、日本のコンビニで売られているものと比べて、具の種類が多く野菜たっぷりの太巻きです。

3. スペイン語の発音により近い「トルティーリャ」、「トルティージャ」と表記されることがあります。スペイン料理に同じ名の卵料理がありますが、異なります。

用語解説

【世界の一体化】

コロンブスの航海以降、ヨーロッパと南北アメリカ大陸とのあいだに大西洋横断航路が開かれ、西洋列強による植民地の形成、分業体制のもと世界の一体化が急速に進展しました。16世紀後半には、南北アメリカから太平洋を横断してアジアに向かう航路（アカプルコ・マニラ間）が確立します。アカプルコ・マニラ航路により世界を一周する交通路が完成しました。この世界一体化の進展は、現在にまでつづくグローバル化の出発点に位置付けることができます。このうち、20世紀末以降の急速な動きは、とくに「グローバルイゼーション」と呼ばれています。

4. アメリカ大陸原産であるトウモロコシの名にも「唐」が入っています。カボチャは名がカンボジアに由来するとされています。動物では、「ターキー（トルコの）」と呼ばれた七面鳥がいます。日本に入ってくるときには、原産地は分からなくなっていましたし、そもそも正確な原産地を知ることには意味はなかったでしょう。次に述べるジャガイモも同様です。

は、それぞれの栽培が普及する明治末です（小菅、2013）。これらの食材の原産地と伝来の時期を確認しましょう。全てが外国由来の食材です。中央アジア原産のニンジン、中国経由で16～17世紀に日本に伝わったとされています。タマネギも中央アジア原産だと考えられていて、日本には江戸末期に入ってきましたが、食材として普及するのは19世紀末だそうです。

ジャガイモは、この章が主に検討する南北アメリカ原産です。16世紀末にはオランダ人によって日本に伝来しますが、北海道を中心に栽培が普及するのは明治になってからです。ジャガイモの名は「ジャガタライモ」からきています。「ジャガタラ」は、現代のインドネシアの一地域です。カレーだけでなく、現代日本で料理に使われている食材の多くは、明らかにコロンブスの航海後に日本にもたらされたものです⁵。

コロンブスの航海について言われるとき、ヨーロッパから南北アメリカへの影響が強調されがちです。南北アメリカはヨーロッパ諸国の植民地になるからです。しかし、食材から見れば新世界は旧世界にも大きな影響を与えたことがわかります。米国の学者クロスビー Crosby は、「コロンブス交換」という用語を用いて世界が一体性を強めたと指摘しています。

トウガラシやジャガイモ以外でも、旧世界に広まった南北アメリカ原産の食材はたくさんあります。植物では、カボチャ、サツマイモ、トウモロコシ、フリホル（インゲン）豆、トマト、落花生、アボカド、カカオ（チョコレートの原料）、キャッサバ（タピオカなどの原料）、パイナップルなどがあります。南北アメリカ原産の植物は、絶大な食の変化を旧世界にもたらしました。トマトのないイタリア料理、トウガラシがない韓国料理、チョコレートがないスイーツの世界など想像することもできないでしょう。食材ではありませんが、花ではヒマワリ（タネは食用になる）やダリアなどもあります。嗜好品ではタバコを忘れてはいけません。

一方、旧世界から南北アメリカへ動植物の移動によって、南北アメリカの食文化も大きく変わりました。旧世界から小麦、タマネギ、オリーブ、ブドウ、ヒヨコ豆、レタス、キャベツ、羊、豚、馬、牛、ヤギ、鶏がもたらされます。小麦の栽培、牛や羊の飼育が奨励されることで、景観のヨーロッパ化も起こりました。

また、インフルエンザ、天然痘、麻疹（はしか）などの疫病が旧世界からもたらされ、南北アメリカ先住民人口が激減しました。クロスビーは、疫病がヨーロッパによる南北アメリカ征服の主要な原因だとしました。それまで、ヨーロッパによるアメリカ征服を語るべき人的側面が注目されていたのですが⁶、クロスビーは疫病の重要性を指摘したのです。よく読まれているジャレド・ダイヤモンド『銃・病原菌・鉄』も同様の主張をしています。クロスビーは、南北アメリカ原産の植物がヨーロッパや他の地域（旧世界）に与えた影響にも注目しました。旧世界での食糧難が解決に向かったのです。停滞していたヨーロッパの人口は、16世紀以降急増したことがわかっています。

5. カレーライスの場合、お米だけはもともと日本にあったはずと考えた人もいるでしょうか。歴史の授業で習ったように、稲作は弥生時代に中国大陸からもたらされたものです。稲の原産地は日本列島ではありません。でも、大陸から稲作文化とともに渡ってきた人々は日本列島に定住し、日本人のルーツのひとつとなりました。そうすると、お米は日本のものと言っていいのかもしれませんが。

用語解説

【コロンブス交換】

クロスビー『コロンブス交換：1492年の生物学的および文化的帰結』による用語です。「コロンブスの交換」とも訳されています。コロンブスによる1492年航海以降、新世界と旧世界の間で相互に行われた人間や病原菌を含む動植物の交換のことです。コロンブスの航海以降、旧世界から新世界へ多くの人が移住し、南北アメリカの広い地域を植民地にしました。クロスビーは、人の移動だけでなく、15世紀末から16世紀、旧世界と新世界との非人的な側面、食糧と病気の「交換」もその後の世界史に重大な影響をもたらしたと指摘しました。ヨーロッパ繁栄の基礎は「コロンブス交換」によってつくられたと主張したのです。

6. 例えば、ヨーロッパ人は優れていたから劣った先住民を征服できたのだという考えです。

ジャガイモはとくに重要でした。ジャガイモは、その栽培方法がヨーロッパでは馴染みがなかったりしたため、最初は受け入れられませんでした。しかし、18世紀、プロイセン王フリードリヒ2世がその普及に努めるなどした結果、飢えから多くの人を救いました。土壌が貧しい地域でも収穫できたため、新たに多くの土地がジャガイモ栽培地になりました。そのため、例えば19世紀半ばアイルランドでジャガイモに病気が流行って枯れたとき、逆に餓死者を多く出すまでになりました。ジャガイモはそれほど不可欠な作物になったのです。トウモロコシも栄養豊富です。ヨーロッパでは一部の地域で主食となったほか、広く家畜の飼料となりヨーロッパ人の肉食を支えました。アフリカでは、キャッサバと共に主食として定着しました。サツマイモは、中国や日本の食糧事情を改善しました。

では、私たちの世界は「コロンブス交換」で豊かになったのでしょうか。様々な新たな食材がもたらされたことで、一見多様性がもたらされたように感じられます。しかし、同時に画一化が進行した側面を見逃してはいけません⁷。世界中で同じ食材が人気となると、在来の食材が見捨てられて食の多様性にも影響するようになります。例えば、トウモロコシの原産地と言われるメキシコでも、トウモロコシのトルティーヤではなく小麦のパンが「文明的なもの」とされ、主食がパンにされる危機があったのです。以下、メキシコの食文化をみていきましょう。

3 トウモロコシのトルティーヤ

メキシコ料理に添えられる主食トルティーヤの原料は、多くの場合トウモロコシです。トウモロコシのトルティーヤを伝統的に食べているのは、かつてアステカやマヤ文明が栄えた地域（メソアメリカ）で、おおよそ北部を除くメキシコと中米地域です。メキシコ北部ではトルティーヤは小麦で作られることもよくあります。

料理用語としてのタコスという言葉は19世紀末にメキシコで登場しました。元の意味は紙状のものを丸めた形状のことです。鉱山労働者がダイナマイトの包みを「タコ」と呼んでいました。道端で売っていた軽食が「タコ」の形に似ていたということから名付けられたと考えられています (Plicher, 2012, 7-8)。手で丸めたご飯を「おにぎり」と呼んでいるのと同じで、具材はなんでもいいのです。仕事のために家に帰る暇のない人たちが安価で短時間で食せる軽食として街路に登場したわけです。給料の安い賃金労働者が多く登場するのは、20世紀の都市部においてです。「タコスはメキシコの伝統料理」という言い方をメキシコ人もしがちですが、誤解を生む言い方です。

現在、世界各地の伝統的食文化が再評価されています。食のグローバル化（ある意味では画一化）に抵抗する動きだと思います。「メキシコ伝統料理」は、和食よりも早く、2010年にユネスコ世界無形文化遺産に登録されました。「メ

7. クロスビーは、食材の画一化に関連して、前掲書の最後で次のように指摘しています。「コロンブス交換によって、遺伝子プールはより豊かになったのではなく、より貧しくなった。地球上のすべての生物はコロンブスによって数を減らしたのである」(Crosby, 2003: 219)。

キシコ伝統料理」とは、トウモロコシ、フリホル豆、トウガラシを基本とする、典型的にはミチョアカン州の料理だとされています。世界無形文化遺産登録の理由は、主食としてのトウモロコシの存在が重要です。今から7000年ほど前、栽培食物としてのトウモロコシがメキシコで生まれた点、栽培法が改良されトウモロコシの調理法も発展したこと、さらにモレ（mole）など西洋食文化との融合により新たな食文化が形成されたこと、これらが無形文化遺産認定の理由です。

トウモロコシの原種は、テオシント（teocintle）というイネ科の植物で10粒ほどの実があるだけのものでした。数千年におよぶ時間をかけて、アメリカ大陸の先住民が現在のトウモロコシを生み出しました。フリホル豆とトウモロコシの混栽という栽培方法も発見されました。トウモロコシの生育に必要な栄養素が補われる合理的方法です。

これから述べるメキシコの食の歴史からはヨーロッパ文化とメキシコ先住民文化の対立と融和を見ることができるとでしょう。要約すれば、メキシコでは西洋由来のパンと先住民由来のトルティーヤが共存しているということです。日本において、ご飯とパンが共存しているのと似たところがあります。

現在では、トルティーヤは市販の粉から手作りできるようになりました。しかし、伝統的な作り方は労力と時間がかかります。石灰で茹でて処理したトウモロコシの粒から作るのです⁸。一連の作業は伝統的に女性が担いました。次節に述べるように、作業には日に五〜六時間もかかったと言われています。

石灰で煮る作業（アルカリ処理）は、栄養面でも重要です。この処理をしないで食事をトウモロコシに依存し続けると、ビタミンB3が取れずにペラグラ（pellagra）という病気になり、死亡する場合もありました。さらに、トルティーヤとフリホル豆の食事で、栄養バランスが取れることがわかっています。メキシコの食事には、必ずと言っていいほどフリホル豆が添えられています。

8. 石灰で茹でて処理したトウモロコシを、ニシュタマル（nixtamal）と呼びます。次にトウモロコシの粒を潰します。伝統的トルティーヤは、ニシュタマルをお団子状に丸めたものを手で薄く整形して焼いたものです。

4 メキシコにおけるパンとトルティーヤ

現代メキシコでは、トルティーヤだけでなく、パンも家庭やレストランで普通に食べられています。パンとトルティーヤの共存は、メキシコのメスティーソ（混血）文化を象徴しているように思います⁹。しかし、共存は簡単に実現したわけではありません。

メキシコの食の歴史をパンとトルティーヤに限定してみていきます。16世紀初頭、アステカを滅ぼしたスペイン人征服者たちはトウモロコシのトルティーヤを食べなければなりません。男性ばかりのスペイン人征服者たちに食事を用意するのが誰かを想像してください。先住民女性が地元の食材でできた料理を提供しました。スペイン人征服者は船でヨーロッパから食糧を運んだのですがその量は限られています。征服者たちはアステカの食文化を受け

9. メスティーソとは、一般には、ヨーロッパ系住民と先住民（インディオ）の混血の人のことです。

入れざるを得ませんでした。しかし、すぐに小麦のタネがヨーロッパから持ち込まれ、スペイン人用に栽培が始まりました。スペイン人にとっては慣れた食べ物であるパンが好まれたのです。スペイン人は圧倒的少数者でしたが、支配者でした。

16世紀から300年続く植民地時代のメキシコはヌエバ・エスパーニャ（Nueva España 新スペイン）と呼ばれていましたが、法的に二つの社会からできていました。「インディオ社会」と「スペイン人社会」です。食の視点で見れば、インディオ社会はトルティーヤ食です。インディオとはトウモロコシを食べる人たちということになります。一方、スペイン人社会の基本はパン食です。インディオ社会の特権層もスペイン人社会をまねるようになります。ここから、パン食は「文明的」で、トルティーヤ食は「遅れ」を意味するという価値づけが支配者目線で生まれてきます。地元の食を食べると、ヨーロッパ人も「劣等な」インディオになるとされました。食に優劣がつけられたのです。新世界に渡ったスペイン人は体が弱くなり亡くなるが多かったのですが、それは食べ物のせいだと考えられました。コロンブスは、スペイン王への報告書（1494年）で、ヨーロッパで食べていたのと同じものが食べられれば、移住者は健康になると述べています（コロンブス, 2011: 117-118）。ただし、トルティーヤは美味しいものですから、積極的に食べるスペイン人もいました。

メキシコは、1821年に独立します。19世紀から20世紀への転換期、メキシコの知識人ブルネスは、メキシコの「人種」的問題は食生活で改善可能であると主張しました。メキシコが経済発展しないのは、「人種」的問題があるからだとして、次のように言います。「麦の民族は唯一の真に進歩的民族であり」、「トウモロコシは、、、文明化を妨げる大元である」。栄養面でみたとき小麦食でこそメキシコ人は文明化され、近代人になるというわけです（Plicher, 1998: 77）。

日本でも、戦後、日本人が戦争に負けたのは米を食べているからだという言い方とともに、パン食が推進されました。それと上記の言い方は似ています。栄養的にみて米食が劣ることはないはずですが、ただし、ご飯を炊くのは大変な作業でした。ガス炊飯器や電気炊飯器が普及するまで、朝早くから薪で火を起こして釜でご飯を炊くのが主婦の重要な仕事でした。日本の農村部では、1960年代まではよくみられた光景です。

トルティーヤ作りも重労働でした。パン作りと比べて、何か、非効率な作業（＝遅れ）に思えたのは確かだったでしょう。保存性に乏しいことも重労働につながりました。トルティーヤはできたてであれば美味しいのですが、少し時間が経つと硬くなります。そのため、女性たちは早起きする必要がありました。準備作業を含めれば一日の大半を食事作りに費やしました。日本においてガス・電気炊飯器の登場が画期的だったように、メキシコでも、20世紀の中頃から機械でのトルティーヤ作りが普及します。女性の家事労働に革命的变化が起きたのです。トルティーヤの原料は、元来トウモロコシを茹でて作っていたわけ

ですが、今では、マサ粉と呼ばれる粉に水を加えて練ることで作れるようになりました。機械化も進み、メキシコの街にはトルティーヤの整形から焼きまで自動で仕上げる作業所兼販売所もできました。今では、スーパーでも売られています。パンと同じような売り方になったと言えます。

以上のような条件のもと、メキシコでは現在トルティーヤが復権しています。メキシコ・ナショナリズムを背景として、「遅れた」食という見方はされなくなりました。栄養学上でも誤りが正されました。現在、トウモロコシを基礎としたメキシコ伝統食は、メキシコが誇る世界無形文化遺産です。

5 日本のタコス人気

日本にはメキシコ料理店がたくさんあります。タコスが特に人気です。しかし、メキシコの伝統的食文化をそのまま楽しんでいるわけではありません。日本では、はじめ、米国由来の大量生産されたハードシェル（揚げて固めた整形済みのトルティーヤ）のタコスが普及しました。「マクドナルド化」という言い方があります。世界的な食の均一化を批判的に述べる時の用語ですが、グローバル化の時代、タコスも同様の観点で見ることのできるのです。ブリトーも一例でしょう。

しかし、それに抗する動きも日本で確認できます。現在でもハードシェルのタコスがありますが、一般的ではなくなっているように思います。多様なタコスが登場しています。米国由来ではない本場のタコス、日本料理の影響を受けた新ジャンルのタコスも登場しています。最近では、東京にトウモロコシにこだわりニシュタマルから作るタコス店も登場しました。

皆さんもタコスやブリートを食べながら、食の多様性について考えてみてはどうでしょうか。

参考文献

- 小菅桂子 (2013) 『カレーライス』講談社学術文庫。
- コロンブス (2011) 『全航海の報告』岩波文庫。
- Pilcher, Jeffrey M. (1998) *¡Qué vivan los tamales!: food and the making of Mexican identity*, University of New York Press.
- (2012) *Planet Taco: a global history of Mexican food*, Oxford University Press.
- Walsh, Robb (2004) *The Tex-Mex Cookbook: a history in recipes and photos*, Ten Speed Press.
- Crosby, Alfred (2003) *The Columbian Exchange: biological and cultural*

用語解説

【マクドナルド化】

「マクドナルド化」という用語は、ジョージ・リッツァ (1999) 『マクドナルド化する社会』早稲田大学出版部によります。マクドナルドは、世界共通のレシピにしたがって、工業化された同一品質の食を提供しています。世界中どこに行っても同じ食べ物が提供される画一化した社会を批判的に述べる言い方です。ただし、世界展開するマクドナルドは、世界の各地域に特化した独自の商品も出しています。ですから、「画一化」は一つの側面です。global と local とを合わせた「グローバル glocal」という視点も重要視されるようになってきました。

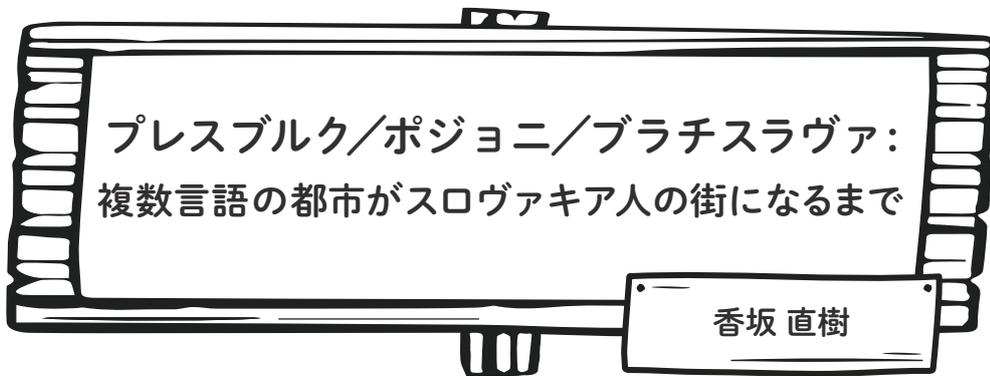
consequences of 1492, (30th anniversary edition), Praeger. (原著は1972年)。

読者のためのおすすめブックリスト

- 酒井伸雄 (2011) 『文明を変えた植物たち：コロンブスが遺した種子』NHKbooks。
南北アメリカ原産の植物が世界に与えてきた影響を広くコンパクトに紹介している。ジャガイモやトウモロコシなどの食材だけでなくゴムやタバコも扱っている。
- ソフィー・コウ／マイケル・コウ (2017) 『チョコレートの歴史』河出文庫。
メソアメリカで楽しまれていたカカオ飲料がヨーロッパでどのように受容され現在に至ったのか、チョコレートの歴史に関する基本書である。
- ガバッチア、ダナ・R (2003) 『アメリカ食文化：味覚の境界線を越えて』青土社。
米国の食文化を、米国の多様な民族構成から読み解き、民族集団のアイデンティティと食の関連を明らかにしている。メキシコ系の食文化も扱っている。

ディスカッション・トピック

1. 普段みなさんはどのような食材をどのように料理して食べていますか。身近な料理を取り上げて、その食材や料理法に外国の影響がどれほどあるのか、料理の歴史を調べてみましょう。
2. 地元の伝統的食材なのに、今では、ほとんど食べられなくなったものはないでしょうか。たとえば地域独特の伝統野菜を守り育て料理して食べることは、必要でしょうか。必要だとした場合、どのような意味があるでしょうか。



中央ヨーロッパにスロヴァキアという小さな国があります。首都はブラチスラヴァ。その名前を初めて耳にした人も多いかもしれませんが、20世紀初めにはまた別の名前と呼ばれていた都市です。もちろん、日本でも例えば江戸が東京へと変わったように、世界の他の地域でも都市が名前を変えることは時々起こります。では、なぜ街の名前が変わるのでしょうか？ その背景にはどのような出来事があったのでしょうか？ 本章では20世紀を通じてオーストリア＝ハンガリー二重帝国という多民族国家の地方都市から一国の首都へと立場を変え、名前も変わったブラチスラヴァを舞台にその変化の背景を辿っていきます。

キーワード

中央ヨーロッパ / 複数言語社会 / 国民国家化

目次

1. 映画『ウィルソン・シティ』
2. プレスブルク/ポジョニ/プレシュポロク：三つの名前と呼ばれた街
3. ウィルソノヴォか、それともブラチスラヴァか？
4. ブラチスラヴァの中で
5. 現在のブラチスラヴァで過去を思い起す意味

1 映画『ウィルソン・シティ』

2015年にチェコとスロヴァキアの合作で製作された『ウィルソン・シティ』という映画があります（チェコ語やスロヴァキア語での原題は『ウィルソノウ』）。スロヴァキアの人気作家の小説を基にした作品です。日本では2018年にEU各国の映画を紹介する企画「EU フィルムデーズ」で上映されました。現在でも各種の動画配信サービスを通じて見ることができます。

舞台は第一次世界大戦後の中央ヨーロッパの小都市ウィルソン・シティ。アメリカ合衆国への併合を求める市長と周辺諸国との間で同市の取り合いをめぐる陰謀が渦巻く中、主人公（米FBIから派遣された捜査官と地元の警察訓練

生のコンビ) がアンデッドなどと戦う荒唐無稽なホラー娯楽活劇です。

しかし、実は部分的には史実を反映していました。具体的には第一次世界大戦後の中欧で当時のアメリカ大統領 W・ウィルソンの名前になってある街を改名する動きが(一時的に)あったこと、そして、この街がどの国家に所属するかをめぐる争いが生じていたこと、この二点は完全な空想ではありません。

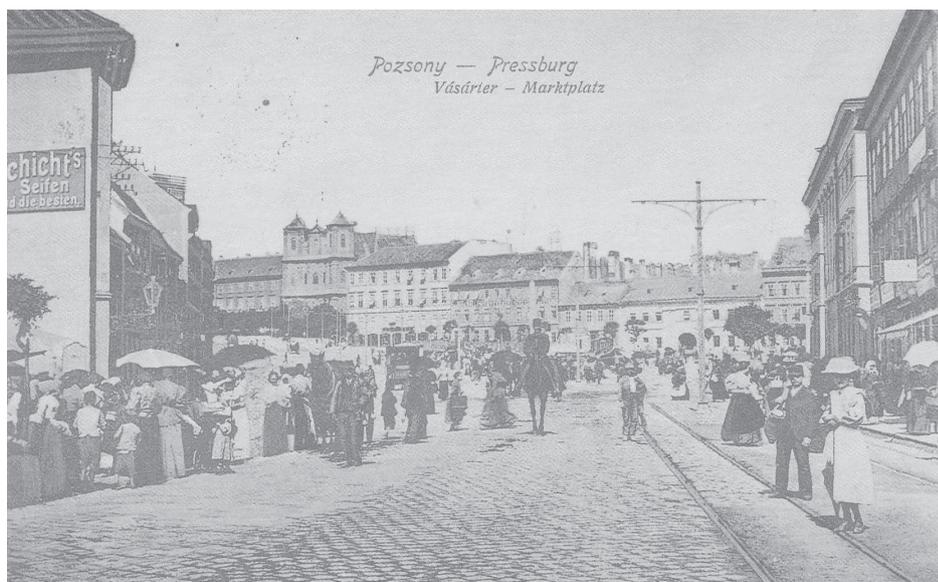
このウィルソン・シティは、今は「ブラチスラヴァ」(Bratislava)¹ と呼ばれる都市です。現実世界のブラチスラヴァは第一次世界大戦後にチェコスロヴァキアに併合され、その後 1993 年のチェコとスロヴァキアの分離に伴いスロヴァキアの首都となります。

ただ、第一次世界大戦の直後にはブラチスラヴァをめぐる争いがあり、この街を「ウィルソノウ」や「ウィルソノヴォ」と² 改称する動きもありました。さらにいうと、第一次世界大戦後に初めてブラチスラヴァという現在の市名が誕生します。

なぜこのような経緯があったのでしょうか？ そして、この街の過去がなぜ今振り返られているのでしょうか？ 本章ではこれらの点を考えていきましょう。

2 プレスブルク／ポジョニ／プレシュポロク：三つの名前で呼ばれた街

映画『ウィルソン・シティ』が扱う前の時代、19 世紀後半から 20 世紀初めの「ブラチスラヴァ」は、実際にはどのような街だったのでしょうか？ 手掛かりとして 20 世紀初めの絵葉書を紹介します【写真 1】。



【写真1】1910年頃のプレスブルク／ポジョニの市場広場（現在のSNP広場）
（出典：Cmorej – Gažo: 44）

1. これから述べますが、1919年以前にはブラチスラヴァという市名は存在していません。そのため、本章で1919年以前の状況に関する記述でこの市名を用いる際は、「ブラチスラヴァ」とカッコ付きで表記します。

2. スロヴァキア語表記にすると“Wilsonov”, “Wilsonovo”です。男性の人名（ここでは“Wilson”）に“-ov”という語尾を付加して「～の」という意味を示す所有形容詞を生成し、それがさらに名詞として独立した語です（出典：長與進(2004)『スロヴァキア語文法』, 大学書林: 191-193)。名詞としては、“Wilsonov”は男性名詞、“Wilsonovo”は中性名詞として扱われます。中性名詞の形(Wilsonovo)は、所有形容詞にスロヴァキア語で都市を示す中性名詞“mesto”を付けた“Wilsonovo mesto”（「ウィルソンの街」）という形が省略された用法でしょう。

市内の広場を写した写真の絵葉書です。キャプションもついています。上段は都市名で、左にはハンガリー語で「Pozsony (ポジョニ)」、右にはドイツ語で「Pressburg(プレスブルク)」とあります。下段は広場名。ハンガリー語(左)では「Vásárter」、ドイツ語(右)では「Marktplatz」と記されています。いずれも「市場広場」の意味です。

このように20世紀初めのこの街では、公式の場ではドイツ語とハンガリー語が広く使われていました。そもそも、この時代の「ブラチスラヴァ」、当時の呼称ではプレスブルク/ポジョニは、政治的・行政的にはオーストリア＝ハンガリー二重帝国の一都市です。なお、この当時は今のスロヴァキアにあたる地域は独立した行政単位ではなく、二重帝国の東側を構成するハンガリー王国の一部です。そして、プレスブルク/ポジョニはハンガリー王国の西端、オーストリア側との境近くに位置しました。【地図1：19世紀末の中欧】



【地図1】1910年頃の中央ヨーロッパ。地図中央の国家がオーストリア＝ハンガリー二重帝国（Austria-Hungary）。プレスブルク（赤枠）は帝都ウィーンとブダペストの間に位置しています。

(出典：http://www.lib.utexas.edu/maps/historical/shepherd/europe_1911.jpgをもとに筆者が加工)

住民構成の面でも、1880年の統計調査では、市の全人口約48,000人のうち、ドイツ話者が65.6%、ハンガリー話者が15.7%、スロヴァキア話者が15.7%であるとの結果が示されました（Babejová: 56）³。

しかし、多言語併用の空間であっても各言語の関係は対等ではありません。19世紀半ばの時点では、オーストリア帝国の全域ないし中欧一帯における教養や文化、学芸の言語であるドイツ語がこの街でもっとも優位な地位を占めました。劇場でもドイツ語作品のみが公演されていました。

しかし、1867年のオーストリア＝ハンガリー二重帝国への改組の後、この

用語解説

【オーストリア＝ハンガリー二重帝国】

1867年の国制改革（「アウスグライヒ」）後、1867～1918年のオーストリア帝国の政治体制を指します。皇帝＝国王は一人ですが、帝国の領土を西側（オーストリア側）と東側（ハンガリー側）に二分し、それぞれに広範な内政の自由を付与した政治体制です。

3. オーストリア＝ハンガリー二重帝国では約10年おきに国勢調査が実施され、住民の使用言語も調査されました。なお、細かい点ですが、二重帝国のオーストリア側では住民の「日常語」（日常生活で用いる言葉）、ハンガリー側では「母語」（両親から継承した言葉）を調べていました。

状況は変化します。ハンガリー側に広範な内政の自由が与えられ、ハンガリーをハンガリー人の国民国家として育成する政策も展開されます。「ブラチスラヴァ」でも、例えば、市民劇場の公演演目をドイツ語作品からハンガリー語作品へと変える要求が示されるなど、それまでドイツ語使用が当たり前だった場所でハンガリー語を使う動きが強まります（Babejová: 77-85）。そして、20世紀初めにかけてハンガリー語の立場は着実に向上しました。

1910年の統計では、（駐留兵士を含む）市の人口約78,200人のうち、ドイツ語話者が41.9%、ハンガリー語話者が40.5%、スロヴァキア語話者が14.9%となります（Babejová: 56）。1880年の統計結果と比べると、ドイツ語話者やスロヴァキア語話者と申告した人の比率が減少し、ハンガリー語話者の比率が増えたことがわかります。

では、19世紀後半の「ブラチスラヴァ」でスロヴァキア語はどのように使われていたのでしょうか？

まず、スロヴァキア語では、この街はドイツ語のプレスブルクに由来して「プレシュポロク」（Prešporok）と呼ばれていました。「ブラチスラヴァ」という名称はまだ存在していません。そして、統計結果にも示されたように市内にはスロヴァキア語話者もいましたが、公的な場でのスロヴァキア語の通用力は弱かったと考えられています。スロヴァキア語は都市民の言葉ではなく、周辺に住む農民たちの言葉、市場で彼らが商売をするときに耳にする言葉とみなされていたのです。

このようにドイツ語やハンガリー語に比べてスロヴァキア語の地位が一段低かったことは、例えば上で紹介した絵葉書がドイツ語とハンガリー語の二言語併記であり、スロヴァキア語表記がないことにも反映されています。

しかし、プレスブルク／ポジョニの状況は第一次世界大戦により変化します。

3 ウィルソノヴォか、それともブラチスラヴァか？

1914年7月末の第一次世界大戦の勃発後、スロヴァキア語話者を含めたハンガリー王国の人々もチェコ語話者を含むオーストリア側の人々もオーストリア＝ハンガリー二重帝国の臣民として従軍しました。

一方で、二重帝国と交戦する協商国陣営（英仏露）の理解を取り付けて、チェコスロヴァキア人の国であるチェコスロヴァキアの建国を目指す亡命者の運動も始まります。その代表者は、戦前のプラハ大学の教授であり帝国議会議員も務めたT・G・マサリクやマサリクに学んだE・ベネシュ、開戦前からフランスで天文学者として活動していたM・R・シチェファーニク、そして彼らが率いたチェコスロヴァキア国民委員会でした。当初、亡命者の影響力は限られていたものの次第に拡大しました。チェコスロヴァキア軍団を通じて、協商国に軍事的に貢献する姿勢を示し、新国家構想への理解を取り付けます。

そして、戦争長期化に伴い、協商国側も二重帝国の解体を外交の選択肢に含

めるようになります。この姿勢は、1918年1月にW・ウィルソン米大統領が示したいわゆる「ウィルソンの14か条」の中では、ヨーロッパの中央部に住む諸民族の民族自決に対する支持として示唆されます。さらに、1918年夏には協商国各国の政府はチェコスロヴァキア国民委員会を事実上の臨時政府として承認し、新国家建設が既定路線となります。

1918年10月半ばに二重帝国が休戦を申し出る頃には、国内のチェコ系やスロヴァキア系政治家の間でもチェコスロヴァキア建国に向けた動きが活性化し、新国家への支持表明が相次いで示されました。

しかし、新国家の国境線は自明ではありません。また、ハンガリーの新政府も戦前からのハンガリー王国領の保持を目指す政策を示したため、1918年11月以降はチェコスロヴァキアへの参加を志向するスロヴァキア人政治家とハンガリー政府との交渉、ないしチェコスロヴァキア政府とハンガリー政府との交渉が様々なレベルで始まります。

両者の交渉ではチェコスロヴァキアとハンガリーとの国境線画定が論点となり、そしてプレスブルク／ポジョニの帰属も重要な論点となりました。

ハンガリー政府の視点では、ポジョニはハンガリー語話者の街です。ウィルソン流の民族自決の論理を認めるとしても、ポジョニがチェコスロヴァキアに併合される謂れはありません。パリ講和会議に備えて1910年の国勢調査に基づく住民分布図も用意するなどハンガリー政府はポジョニを守る姿勢を示しました。

チェコスロヴァキア政府もハンガリーの主張に反駁します。チェコスロヴァキア政府は戦前の統計はハンガリー有利に修正されていると考えつつ、スロヴァキアないし旧ハンガリー領で獲得を目指す地域での暫定住民調査も計画しました。この暫定住民調査は延期されましたが、チェコスロヴァキア政府はパリ講和会議向けに準備した覚書でプレスブルク／ポジョニの住民の多くは元々スラヴ系であると主張し、この街の併合を正当化します。

この主張の背景はプレスブルク／ポジョニがドナウ川に面した重要な河川港であり、この地域で最大の都市だったことです。プレスブルク／ポジョニは新国家の経済にとって重要な拠点だと判断されたのです。

このプレスブルク／ポジョニの帰属が曖昧な時期に、同市を「ウィルソノヴォ」と呼ぶ動きが非公式に現れます。この動きを研究したブグゲによれば、ウィルソノヴォの名称がスロヴァキアで紹介された契機は、スロヴァキア系アメリカ人による改名案がチェコの新聞で紹介され、その記事がスロヴァキアの新新聞に掲載されたことでした。そして、中央ヨーロッパの諸民族の自決権と独立を支持したウィルソン大統領に敬意を払う意図から、チェコスロヴァキア軍の内部文書やスロヴァキア人知識人の間でも使用する例も現れます (Bugge: 216-217)。一方で、プレスブルクのチェコスロヴァキアへの併合に反発し、ドイツ地域の分離を目指したドイツ系住民が、自らの民族自決権を示す意図からウィルソンに敬意を払って使用する例もありましたが (Bugge: 218)、い

用語解説

【ウィルソンの14か条】

1918年1月に米大統領W・ウィルソンが行った議会教書を指します。そこではアメリカ合衆国が第一次世界大戦に参戦した理由と講和に向けた14項目の原則が提示されました。主な原則は秘密外交の廃止や軍備縮小、自由貿易の尊重などで、中央ヨーロッパについてはポーランドの独立回復、そして二重帝国内の諸民族の「自治的な発展の最も自由な機会」への支持が示されます。

用語解説

【民族自決 (権)】

民族自決 (national self-determination) とは、世界各地の諸民族それぞれが、自らの意志で所属する国家を決定する権利を持つという理念です。19世紀以来のナショナリズムの考えの一部分ですが、上記の「ウィルソンの14か条」を通じて広く世界に提示され、世界各地の民族運動や植民地独立運動に刺激を与えました。

ずれも大きく広まりませんでした。この史実が冒頭で紹介した映画『ウィルソン・シティ』の舞台設定に使われたのですが、映画とは異なり、史実ではウィルソノヴォ案は戦後の過渡期の雰囲気を示すエピソードの一つでしかありませんでした。

最終的にプレスブルク／ポジョニの帰属と市名をめぐる問題は1919年初めにほぼ同時に解決されました。

まず、帰属に関しては、チェコスロヴァキア政府が協商国に働きかけ、ハンガリー軍との休戦ラインを修正させることで一応の解決を見ました。1919年1月初めにチェコスロヴァキア軍はプレスブルク／ポジョニに進駐し、支配下に置きました。次いで、2月初めにはスロヴァキア地域の暫定行政機関が北西部の都市ジリナからこの街に移転します。

これと同時に、この街をブラチスラヴァと呼ぶ動きも始まります。ブラチスラヴァという名称はかつて9世紀にこの地域に存在したスラヴ人国家（モラヴィア国）に由来する名前であり、ここは元来スラヴ人にちなむ地なのだど印象付ける名前だと説明されました（Bugge: 219）。チェコスロヴァキア併合に賛成しないドイツ系やハンガリー系の住民に新国家の支配を示す意図もありました。ただ、当初は行政当局がプレシュポロクという表記を用いる事例もあり、しばらくは混乱が続きました（Bugge: 220）。

そして、1919年3月末の官報によりブラチスラヴァという都市名への変更が正式に告知され、名称に関する動きも決着しました（Bugge: 221）。

4 ブラチスラヴァの中で

以上の経過を経て、オーストリア＝ハンガリー二重帝国ないしハンガリー王国の都市プレスブルク／ポジョニは、チェコスロヴァキアのブラチスラヴァとなり、スロヴァキア地域行政の中心地の役割も担うことになりました。

しかし、この街は依然として多民族かつ多言語の空間でした。それを示したのが、チェコスロヴァキア共和国建国後の1919年夏に実施された暫定住民調査の結果です。

この調査では、市の人口約83,200人の中で自らをチェコスロヴァキア人⁴と申告した人は32.9%であり、一方ドイツ人は36.2%、ハンガリー人は29.0%という結果が出ました。戦前にこの街に居住していたハンガリー系住民の一部がハンガリーに移動したという事情もあり民族間のバランスは変化したものの、それでもブラチスラヴァに複数の民族ないし様々な言語の話者が居住している状況が続きました⁵。

その多言語状況を示す著作が最近出版されました（Tancer 2016）。戦間期のブラチスラヴァで子ども時代から青年期を過ごした人々20名への聞き取りをまとめた研究書です。同書からは戦間期にも一言語しか話さない人々は市民の間では例外だったことや、むしろチェコ語が「外国語」のように認識されてい

4. 1919年の暫定住民調査では、調査時はチェコ人とスロヴァキア人は別カテゴリーとして扱われました。しかし、1922年に刊行された報告書ではチェコ人とスロヴァキア人をあわせて「チェコスロヴァキア人」として合算した数字が掲載されています。その後、戦間期のチェコスロヴァキアの公式統計では、チェコ人とスロヴァキア人は同じ民族（チェコスロヴァキア人）としてカテゴライズされ続けます。

5. なお、オーストリア＝ハンガリー期の国勢調査では住民の言語使用が指標でしたが、戦間期チェコスロヴァキアの国勢調査では変更され、住民の民族意識が指標になりました。

たこと、あるいは一つの家の中でも誰と話すかで言葉が切り換えられていたことなどの証言を読み取れます。例えば、次のような話です。

あなたは戦間期に一つの言語しか話せない人々に出会ったことがありますか？
—ほんの時々だけ。それは白いカラスのように珍しいことでした。ブラチスラヴァでは人々がたった一つの言語しか話せないということは普通ではありませんでした。もちろん地方から出てきてまだドイツ語やハンガリー語で話すことに慣れていないスロヴァキア人家庭もありました。でも多くの人々、昔からの住民は多くの言語を話せたのです。昔からのブラチスラヴァっ子は、ブラチスラヴァでは10もの言葉話すことができると言ったものです—そこには〔ユダヤ人が話す：筆者注〕イディッシュやジプシーの言葉もあり、それ以外にもイタリア人やフランス人の家族もいましたし、ツヴェルノウカ〔郊外の大型工場：筆者注〕にはイギリス人たちもいました…後略…。(Tancer: 20) ⁶

これらの証言は個々人ないし個々の家庭の言語使用を示すに過ぎませんが、戦間期のブラチスラヴァの多言語性ないし多民族性の一例を垣間見ることができるでしょう。

これと同時に同書からは多言語性が失われる過程も読み取れます。そのきっかけは第二次世界大戦でした。第二次世界大戦の直前 1939 年 3 月にスロヴァキアはナチ・ドイツの保護下で「スロヴァキア独立国」として独立し、枢軸側の立場で戦争を迎えます。スロヴァキア各地からチェコ人を押し出す動きやユダヤ人への迫害と追放も始まりました。

一方、第二次世界大戦中には、スロヴァキア人のナショナリズムのシンボルとしてブラチスラヴァ城を再建し、城と周辺の旧市街（ユダヤ人街）を再開発するプロジェクトも持ち上がります。多言語の過去を有していたブラチスラヴァをスロヴァキア化する意図です。計画案を競う国際コンペも開催されましたが、戦争末期の情勢悪化により再開発の実施には至りませんでした (Slovenské národné múzeum: 32-40)。

第二次世界大戦後、スロヴァキア独立国は消滅し、チェコスロヴァキア共和国が再建され、スロヴァキアもその一部となります。また、戦争末期から戦後にかけてチェコやスロヴァキアにかつてから住んでいたドイツ人のほぼ全員が追放されました。

6. インタビューは1923年
生まれの女性。第一次世界大
戦勃発直前の1913年にハン
ガリー南東部のコロジュバー
ル（現在はルーマニアのク
ルージュ＝ナボカ）からブラ
チスラヴァに移住したハンガ
リー系家族で育った人物。



【写真2】1931年のブラチスラヴァ。写真2は写真1と同じ広場（現在のSNP広場）ですが、戦間期には「共和国広場」と呼ばれました。絵葉書のキャプションにも Bratislava が加わり、三言語表記になっています。（出典：Benyovszky – Kaššovic: 66）

そして、1940年代以降の社会主義期にはブラチスラヴァでも工業化が進みます。労働力需要に応えるためスロヴァキア各地から多くの人々が移動し、スロヴァキア系住民の比率が向上します。1960年代にはブラチスラヴァ城も再建されました。その一方で、ドナウ川の南岸に開発された新興住宅地と旧市街とを連絡するための新しい橋と道路の建設工事に伴い、ブラチスラヴァ城の麓に広がるかつてのユダヤ人街とシナゴグ（ユダヤ教の教会堂）も破壊されました。

このような変化を経て、20世紀後半のブラチスラヴァは名実ともにスロヴァキア人の街に変貌したのです。

5 現在のブラチスラヴァで過去を想起する意味

さて、多言語のプレスブルク／ポジョニがブラチスラヴァになり、スロヴァキア人が主になる街へと変化する過程を追ってきました。

21世紀前半のブラチスラヴァの街角で多言語の看板を見るとすれば、外国人観光客への対応が目的です。他方で、現在のブラチスラヴァでは、過去が想起される機会も増えています。毎年初夏には戴冠式祭りが開催され、16世紀から19世紀前半までのハンガリー国王がプレスブルクで戴冠した記憶が持ち出されています。そして、これらのハンガリー王の中でも特に著名なマリア＝テレージアの像⁷を市内に再建するプロジェクトも一時期進行していました。また、かつてのユダヤ人街もよく紹介されます。ユダヤ人街のかつての光景と

7. 1897年にドナウ河岸の広場にマリア＝テレージア像が建立されましたが、チェコスロヴァキア独立後の1921年にチェコスロヴァキア兵によって引き倒されます。その後、この広場にはチェコスロヴァキア建国の英雄であるM・R・シチェファーニク像が建立されました。しかし、現在では19世紀前半に活動したスロヴァキアの民族知識人J・シトゥールらの像が立ち、広場の名前もシトゥール広場となっています。

現在の状況とを比較する書籍やユダヤ人街の破壊を記録した写真集などが幾つも刊行され書店に並んでいます⁸。冒頭で紹介した映画『ウィルソン・シティ』もこの街の過去を思い出して利用する流れに位置付けられるでしょう。

さて、では、ブラチスラヴァの今までの変化と、現在における過去の想起から何を考えることができるのでしょうか？

一つ目は都市の名前には意味があり、そのために時に名前が変更されるということです。ブラチスラヴァの場合はそれぞれの言語での名称はその都市がどの民族の物であるのかという考えと結び付けられました。そのため、1918年のチェコスロヴァキア人の国民国家の建国は、街のスラヴ性を示すブラチスラヴァという名称の登場を導いたのです。

次に、市の名前や地区、記念碑などに込められた過去の記憶、かつて様々な民族が居住していたという記憶が、現在では選択的につまみ食いのように取り上げられていることです。そこには、例えばユダヤ人街を破壊したかつての共産党政権に対する批判など政治的意図も見られます。ただ、それ以上に、多文化性・多言語性がかつてのような摩擦の源ではなくなり、商業目的で利用可能になった点も指摘できます。

ブラチスラヴァが完全にスロヴァキア化されたために、安全地帯から過去の多文化性を想起し、観光や商業の目的でも過去が利用可能になった。そのことが現在のブラチスラヴァで見られる過去の利用の背景なのかもしれません。

参考文献

- Babejová, Eleonóra (2003), *Fin-de-Siècle Pressburg: Conflict & Cultural Coexistence in Bratislava 1897-1914*, Boulder – New York.
- Barta, Peter – Semanko, Andrej (2011), *Katalóg obnova Bratislavského hradu*, Slovenské národné múzeum, Bratislava.
- Benyovszky, Karl – Kaššovic, Ján (2015) *Spríevodca Bratislavou 1931*, Bratislava.
- Bončo, Juraj – Čomaj, Ján (2010) *Búranie Podhradia: Stavba Mosta SNP*, Bratislava.
- Bugge, Peter (2004) The Making of a Slovak City: The Czechoslovak Renaming of Pressburg/ Pozsony/ Presporok, 1918-19, *Austrian History Yearbook*, vol.35, pp.205-227.
- Cmorej, Júrus – Gažo, Mikuláš (1991) *Pressburg, Pozsony, Bratislava 1883-1919*, Bratislava.
- Ševčíková, Zuzana (2012) *Zbúraná židovská Bratislava: Spríevodca*, Bratislava.

8. ドナウ南岸のペトルジャルカ地区と北岸の旧市街を結ぶ橋の建設に伴うユダヤ人街の解体に焦点を合わせた Bončo – Čomaj (2010) やブラチスラヴァの旧ユダヤ人街の過去と現状を比較するハンドブックである Ševčíková (2012) などがある。

Tancer, Jozef (2016) *Rozviazané jazyky. Ako sme hovorili v starej Bratislave*, Bratislava.

読者のためのおすすめブックリスト

- 映画“Wilson City”（チェコ／スロヴァキア 2015年）。
第1節でも紹介しましたが、第一次世界大戦後の「ブラチスラヴァ」を舞台にした映画です。
- 薩摩秀登著（2021）『図説 チェコとスロヴァキアの歴史』、河出書房新社。
日本語で簡単に読めるチェコとスロヴァキアの通史です。この二つの国の歴史を知る入り口になります。
- 林忠行著（2021）『チェコスロヴァキア軍団—ある義勇軍を巡る世界史』、岩波書店。
今でも現地ではチェコスロヴァキア建国の英雄として称揚されるチェコスロヴァキア軍団に関する研究書です。

ディスカッション・トピック

1. あなたは都市の名前が変わった事例を知っているでしょうか？ 都市や地域の呼び名が変わった事例を探し、その都市の名前が変更された理由や古い名前／新しい名前の由来を調べてみましょう。
2. 1.の作業を終えた後に、その都市・地域がかつて呼ばれていた古い名前や、あるいは他の言語での名称が、メディアや社会内で使われる事例は思い浮かぶでしょうか？ その例を探して、なぜ別の、あるいは古い名前が用いられているのか、その背景も調べてみましょう。

記録の保全・継承の意義： 多様性との関わりから

辻河 典子

何かを忘れないようにしたい時、多くの人がメモを取ります。後に残す必要のある事柄を書き留めたりする行為を「記録する」、それによって残されたものを「記録」と呼びます。そもそも、人間が覚えていられる情報には限度があります。もし仮にすべてのことを覚えていられたとしても、覚えている本人がこの世にいなければ、その情報は消えてしまいます。時には、偶然書き留めたものが、後で実は重要な記録であると扱われるようになるかもしれません。ある時、ある場所での出来事について時間と空間を超えて伝えること、それが記録の持つ大きな役割です。

この章では、時間と空間を超えて伝えられてきた記録を後代へと守り伝えていくことの意義について、多様性という視点から考えます。紙に文字の形で残された記録である文書を主に念頭に置いて話を進めますが、視聴覚要素の強い音声・動画や写真、あるいはモノの形で残された記念碑などにも多くの点で当てはまります。

キーワード

アーカイブズ / 記憶 / 歴史資料 (史料) / アイデンティティ

目次

1. 記録 = 人々の生き様を知るための手がかり
2. 記録の保全・継承のために
 - 2-1. アーカイブズ
 - 2-2. 歴史資料ネットワーク (通称: 史料ネット)
3. 記録と過去の振り返り
 - 3-1. 記録と歴史学
 - 3-2. 記録と記憶
 - 3-3. 記録 = アイデンティティの出発点
4. 記録の保全・継承と多様性

1 記録 = 人々の生き様を知るための手がかり

記録を守り伝えていくことの意義を考えるにあたり、ある組織のエピソード

を紹介します。1898年2月、パリを拠点とする人権連盟¹という組織が設立されました。19世紀末のフランスでは、ドレフュス事件が大きな政治問題となりました。ドレフュス事件とは、陸軍大尉だったユダヤ人のドレフュスがスパイ容疑で逮捕されたえん罪事件です。この事件の衝撃から、人権連盟は法の前での個人の権利や市民の自由・平等を保護する組織として設立されました。フランスの知識人や主要な政治家が参加していましたが、人権連盟は政府や国際機関とは異なる「民間」の立場から利益を目的とせずに取り組むという点で現在のNGO（非政府組織）に近い性格を持ち、時にはフランス以外の国で起きた人権侵害に対しても抗議することがありました。最盛期の1932年には会員数が18万人に達しました(Irvine, 2007: 5-6)。しかし、1940年6月にナチ・ドイツがフランスを占領すると、人権連盟は秘密警察の捜索を受け、活動停止を余儀なくされました。

第二次世界大戦後に人権連盟は本格的に活動を再開しましたが、1940年以前の諸活動についての専門的な歴史研究の成果が刊行されるようになったのは、ようやく2000年代に入ってからでした。その理由は、活動停止前の人権連盟の記録が長らく所在不明だったからです。人権連盟の活動記録などの資料は、1940年6月の秘密警察の捜索で押収されてドイツの首都ベルリンへ送られた後、行方不明となっていました。

状況が変わったのは東西冷戦の終結でした。ソ連の、そして1991年のソ連解体の後にはロシア共和国の首都であるモスクワの郊外にある国立公文書館の別館（公文書館については2-1. 参照）が保管する文書に人権連盟の活動記録が含まれていることがわかったのです。第二次世界大戦でナチ・ドイツに勝利したソ連は、ドイツが管理していた文書の一部を戦時賠償として接收しました。その接收した文書群に、ナチ・ドイツが占領下のフランスで押収したものが含まれていたのです。この資料は2000年2月にフランスに返還され、現在それらの資料はパリ近郊の街ナンテールの国際現代文書図書館²に収められています。

このエピソードは、私たちに重要な教訓を教えてください。それは、どれだけ重要な組織や人物であっても、活動の記録が残されていなければ、あるいは記録が残っていてもそれを広く確認できる状態になっていなければ、後世の人々には当時のことが一切分からないということです。その組織や人物だけでなく、そこに関わった様々な人々も存在しなかったことになってしまいます。社会には多様な立場の人がいます。記録が失われることは、過去に存在した多様な人々の生き様が全くわからなくなることであります。

自分（たち）が何者なのかという意識をアイデンティティ（自己同一性）と呼びます。自分（たち）がどのような来歴で今ここに存在しているのかを認識することは、アイデンティティの重要な要素の一つです。様々な記録は、まさにその認識のための手がかりとなります。ゆえに、できる限り多くの立場から残された記録を守り、後世に伝えることが重要です。

1. Ligue des Droits de L'Homme : <https://www.ldh-france.org/>

2. Bibliothèque de Documentation Internationale Contemporaine : <http://www.lacontemporaine.fr/>

以下では、まず2. で過去に生きた人々の姿についての記録を保全・継承するために行われている取り組みをいくつか紹介します。そして3. で記録を用いた過去の振り返りについて、歴史と記憶、そしてアイデンティティをキーワードにして考え、4. で記録の保全・継承の意義を多様性という観点から考察します。

2 記録の保全・継承のために

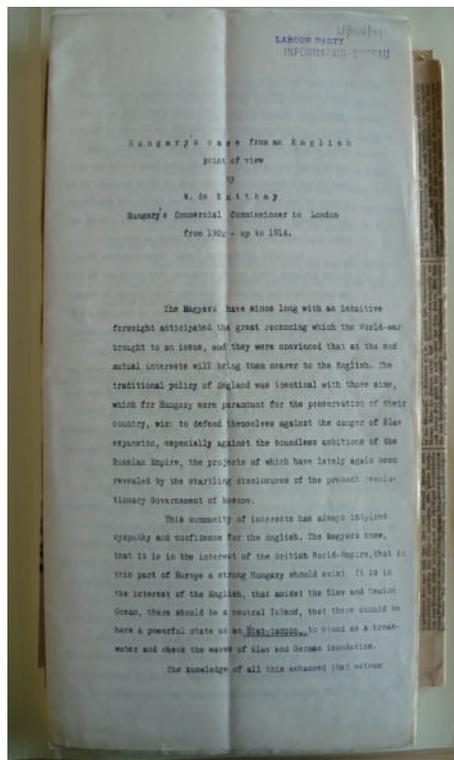
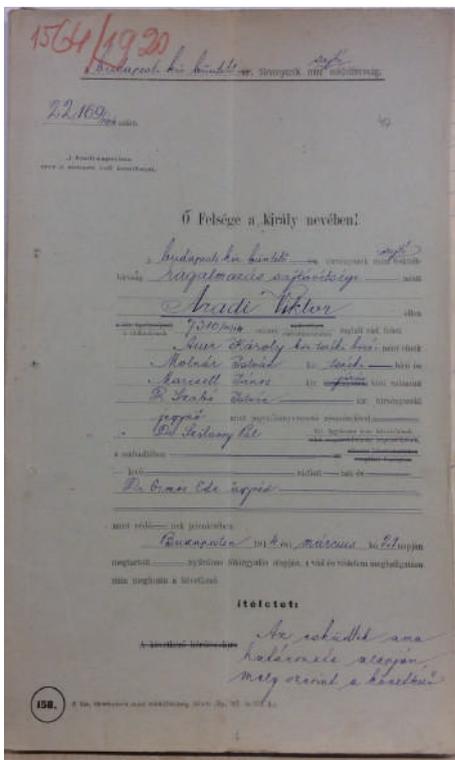
2-1 アーカイブズ

記録の保全・継承のための事業として最も有名なものが、アーカイブズ（アーカイブ）です。アーカイブズには二つの意味があり、個人や組織の活動の過程で作られた様々な記録のうち後代のために保全・継承される資料、もしくはそうした資料を保管して必要に応じて公開する機関を指します。アーカイブズとなる資料は紙の文書が大半ですが、写真や地図、音声・映像記録、最近ではウェブページやデータベースなどの電子データも含まれます。

そもそも個人や組織が活動の記録を残しておく理由は、かつてその個人や組織が何をどのような形で行ったのかを後から確認できるようにするためです。関係者だけでなく第三者も記録を確認できるように収集・整理・保管するのが、機関としてのアーカイブズです。

こうしたアーカイブズの代表例は、公文書とそれを保管する公文書館です。公文書とは、政府、議会、官公庁などの公的機関で作成された文書で、法律や政策が制定される過程などの統治の実態について記録しています。政府や官公庁などの国家の中央レベルの記録を保管する機関（日本であれば国立公文書館）もあれば、州・県など地方レベルの記録を保管する機関（東京都であれば東京都公文書館）もあります。公文書館は一定の期間が過ぎた公的機関の記録を受け入れ、図書館の請求記号と蔵書目録のように、分類番号と目録で系統立てて保管し、後世に引き継ぎます。市民への情報公開³の観点から、（機関や文書の種類によって手続きや公開範囲などは異なりますが）公文書館の所蔵資料には誰でもアクセスできることが通例です。

3. 公的な組織、特に行政機関の場合は、市民への情報公開のために、過去の活動や施策の記録の保存・公開が法律で義務づけられていることもあります。



左：ハンガリーの首都ブダペシュトの市立文書館が所蔵する裁判記録文書
 右：イギリスの国立公文書館所蔵扱い（実際の所蔵先はマンチェスターの人民史博物館）の労働党の活動記録文書
 左の文書では左上に、右の文書では右上に、それぞれ分類番号が手書きで書き込まれています。

また、文書管理の専門家はアーキビストと呼ばれ、世界各国でその養成課程が大学院レベルで設置されています。日本では長らく、司書資格を持つ人たちや公文書を使う分野（歴史学や行政学など）を大学院で研究していた人たちが実質的にその役割を担ってきましたが、近年はアーキビスト養成課程を設ける大学も増えています。2020年からは、国立公文書館によるアーキビストの認証制度も始まりました（国立公文書館, n.d.）。

国際機関にもアーカイブズはあります。興味深い例として、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）のアーカイブズを紹介します。UNHCRのアーカイブズは、1996年に当時の高等弁務官であった緒方貞子が主導して始まりました。難民やそれを生んだ紛争についての記録を保管し、記録の種類に応じて所定の期間を過ぎるとそれらを一般公開します。近年は紙だけでなくデジタル化された記録も増えています（高橋, 2017）。

UNHCRのスタッフは世界各地の紛争・災害現場で危険と隣り合わせの中で緊急の難民支援に当たります。このため、記録の作成は後回しにされがちで、作成者も頻繁に交代します。これに対して、アーカイブズの担当者たちは記録の作成・保存の重要性を啓発したり、オンラインでの研修システムを整えたりしています（同上）。資料整理には日本の有志のアーキビストも協力しています（小川, 2012）。

保存された記録は後で歴史を書くために必要な情報となるだけではありません。難民の経験の記録は、後年に記憶として元難民本人が覚えていること、あるいは親族・子孫の間で語り継がれていることと照合することで、自分たちが何者であるのかというアイデンティティを確認する数少ない手がかりとなります。記録が歴史や記憶、さらにはアイデンティティと深く関わることについては3.で詳しく考えます。

2-2 歴史資料ネットワーク（通称：史料ネット）

民間のレベルでも記録の保全・継承は取り組まれています。ここでは、地震や洪水などの自然災害によって被災した記録や資料を対象とした例を紹介します。公文書館のような専門機関で保管される記録はごく一部です。特に、私的な記録（日記や手紙、帳簿など）の多くは各地の個人宅で代々保管されています。こうした記録には、その家の代々の人々、そしてその家の人々と共に暮らしてきた地域住民の生活の痕跡が刻まれています。

自然災害の影響は時として深刻かつ広範に及ぶため、ある地区の各家庭が保管していた記録が一度に失われたり、判読不能なほどに傷んでしまったりすることもあります。しかも、被災した記録をそれまで保全・継承してきた人々は被災者となります。被災者の最優先の課題は生活の立て直しであり、記録の保全・継承は後回しになりがちです。被災家屋の後始末の際に、意図せず記録が破損・廃棄されることもあります。

被災地の復興には、その地域の歴史・文化も不可欠です。しかし、住民の暮らしの記録が一度失われると、その記録を作ったり継承してきたりした人々のことだけでなく、被災地全体のローカルな歴史も、後世からはたどれません。その地域で確かにあったはずの人々の暮らしが歴史上存在しなかったことになってしまうのです。

そこで、地域の歴史・文化を伝える様々な記録を自然災害から保全・継承するために取り組む人々がいます。日本では1995年2月から歴史資料ネットワーク（通称：史料ネット）という組織が活動しています。

史料ネットの結成のきっかけは阪神・淡路大震災でした。1995年1月17日の明け方に発生したマグニチュード7.3の大地震は甚大な被害を兵庫県南部や大阪府などにもたらし、当時戦後最悪の自然災害と評されました。被災した**歴史資料**の保全を進めるために、2月に関西の歴史系学会を中心に史料ネット（当初の名称は「歴史資料保全情報ネットワーク」）が結成されました。参加したのは、歴史研究者、博物館・文書館・図書館の関係者、郷土史の研究者、地域の歴史・文化に関心を持つ多くの市民でした。翌96年にボランティア組織の「歴史資料ネットワーク」に改組・改称し、2002年からは会員制の組織として会員やサポーターを中心とする人々が活動に取り組んでいます。現在の史料ネットは、結成以来の目標である災害時の被災資料の保全・継承だけでなく、

用語解説

【歴史資料】

歴史資料とは、歴史研究で材料となる資料の総称のこと。文字で記録された文献（文書・日記・新聞など）だけでなく、図像（絵画・写真・地図など）、遺物・遺構（品物・建築など）、映像・音声、伝承なども含まれます。歴史資料は史料と表記されることもあり、その場合は同様に資料の総称を指すこともあれば、より狭く、主に文献資料を指すこともあります。

災害自体に関する資料の保存・活用・継承や、災害に備えた予防活動も進めています（歴史資料ネットワーク, 2015）。

史料ネットと同様の活動を行うネットワーク組織は日本各地で結成され、その数は2022年現在で20を超えます。これらの組織は互いに緩やかな連携を取りながら活動しています。2011年3月の東日本大震災で東北・関東沿岸が津波の被害を受けた際も、協力して被災資料の保全・修復活動が行われました。

近年、日本各地では毎年のように大規模な自然災害が起きています。被災資料の保全・継承という史料ネットが取り組んできた活動は、ますます重要度を増しています。

3 記録と過去の振り返り

3-1 記録と歴史学

以上のように保全・継承されてきた記録は、過去の出来事や人物を振り返る時にどのように用いられるのでしょうか。ここでは、学問としての歴史の研究（歴史学）における記録の参照方法を紹介します。

ある出来事や人物について歴史研究者が調べる時には、その出来事や人物に関わる記録やその記録を参照した文献を集められる限りすべて集め、各々の記録を読み解いて内容を突き合わせます。1. で、過去に存在した多様な人々の生き様を後から知るために、できる限り多くの立場から残された記録を守り、後世に伝えることが重要だと書いたのはこのためです。

各々の記録を読み解く際には、その記録は誰が誰に向けて何のために残したものなのかを踏まえる必要があります。また、どの記録がどのような形で残されてきたのか、あるいはどの記録をどのような人々が目にできる状態になっているのかを考えることも大切です。つまり、ある記録について、書き手の視点だけでなく、保全・継承・管理者の視点も念頭に置くということです。

同時に、その出来事や人物についての先行研究（今までの研究成果）を読み込み、その記録がどのような位置づけにあるものなのかを考えることも重要です。研究成果は何もないところから生まれません。また、研究を始めたばかりの人がすぐ思いつく程度のこと、先行研究にほぼ書かれています。先行研究を読み込めば、何十年、時には何百年にもわたる専門的な議論によって踏み固められてきた研究の土台を知ることができます。その踏み固められた土台の上で研究の新しい着眼点生まれ、そこから新しい研究成果が示されるのです。

こうした作業を重ねながら、歴史研究者は出来事や人物の有り様を多面的にとらえ、その時代・地域やそこに生きた人々の姿を再構成していきます。したがって、歴史学という学問における「歴史」とは、過去の出来事すべてを指すわけではありません。先行研究を読み込んで得られた視点から様々な記録を突き合わせることで導き出せる情報のみを根拠として、それらの情報を元に再構

成された時代・地域・人々の有り様について説明できると書き手が判断したことだけを記したものが、歴史学という学問における「歴史」なのです。

3-2 記録と記憶

過去の出来事や人物を振り返る時には、記憶という語も使われます。日常生活では暗記とほぼ同じ意味で使われがちな言葉ですが、過去のことを覚えている状態の説明として、必ずしもその使い方は適当ではありません。

記憶とは、個人あるいはその個人が属する集団（家族、地域、組織、ネットワーク、国家など）との関わりの中で認識される過去のことです。したがって、ある出来事が起きた時にその人やその集団がどのような立場でそれを経験したのかという点を考える必要があります。同じ出来事でも、立場によって経験やその解釈は異なりうるからです。また、その人や集団の社会的立場が後に変化すると、当事者（たち）でもその出来事や経験への解釈が変化することもあります。当事者（たち）がこの世を去った後、その子孫たちが祖先を偲びながらその出来事や経験を改めて解釈することもあります（2-1. で紹介した UNHCR のアーカイブズの話も思い出してみましょう）。

出来事や経験への解釈は世代を超えて一貫することもあれば、時代に応じて変化することもあります。しかし、どのような解釈も、その出来事や経験と個人・集団とのその時々との関係が出発点にあります。記憶には主観的かつ可変的な側面があると言えます。そして、記憶の多様なあり方や多様な種類の記憶の存在を認識しあうことは、社会で多様性を保障するためにはとても重要です。

こうした記憶を下支えするのは、やはり多様な記録です。当事者（たち）がリアルタイムで残したのもあれば、時間が経ってから振り返ったものもあるでしょう。紙に文章で記すだけでなく、口頭で語り継がれたり、絵画・彫刻といった芸術品として残されたりする記録もあります。記念碑という形で、地域、組織、国民といった集団の記憶を確認することも珍しくありません。

3-3 記録 = アイデンティティの出発点

3-1. で紹介したような形で明らかにされた歴史は、自分（たち）の祖先が生きた時代の姿が学問的に示されたものです。どのような記録が残っていて実際にアクセスできるのか次第という限界はありますが、歴史は個人や集団のアイデンティティと深く結びついています。

記憶は、個人や集団による解釈や認識が関わるため、学問的な歴史よりもさらに主観的な側面が強くなります。記憶とは、祖先がどのような経験をして今の自分（たち）がいるのか、今の自分（たち）の経験をどのように認識するのか、子孫は自分（たち）の経験をどのように解釈するだろうかということを考えることであり、個人や集団のアイデンティティと不可分なものです。

すなわち、アイデンティティは歴史や記憶と深く結びついています。そして、これら歴史や記憶の基盤となる記録は、個人や集団のアイデンティティを形作るための出発点であると考えられます。

4 記録の保全・継承と多様性

この章では、記録を保全・継承することの意義を多様性という観点から考えることを目指しました。記録が残っていないければ、私たちには過去に存在した多様な人々の生き様を知る手がかりがありません。過去の多様な人々の姿を後の時代の人々が知るためには、できる限り多くの立場から残された記録を守り、後世に伝えることが重要です。

そこで2. では、UNHCR が扱う国際機関の記録から、公文書館が扱う行政レベルの記録、そして史料ネットが扱う地域の歴史・文化を刻んだ私的なレベルの記録まで、記録を保全・継承するための多岐にわたる取り組みを紹介しました。

3. では記録を残すことの意義について、歴史学という学問としての歴史と、記憶という二つの観点から考えました。歴史も記憶も記録を基盤として、個人や集団のアイデンティティと深く結びついています。記録はそのアイデンティティを形作るための出発点です。

最後に、多様性という観点から、記録を保全・継承することの意義を考えてみましょう。これまで述べてきたように、多様な立場からの記録を社会全体で保全・継承し続けることで、残された記録から過去の社会に生きた人々の多様性を私たちは知ることができます。しかし言うまでもなく、この多様性は私たちが生きる今も存在します。多様な記録を保全・継承することは、今の社会を生きる多様な個人・集団のアイデンティティの存在を認めて尊重しあうことにつながるのです。

参考文献

- 小川千代子(2012). 「UNHCR国連難民高等弁務官事務所におけるアーカイブ資料整理ボランティア-ISAD (UNHCR) の存在と、作業としての資料整理」『レコード・マネジメント』, 62, 73-79.
- Irvine, William D. (2007). *Between Justice and Politics: The Ligue des Droits de L'Homme 1898-1945*, Stanford, Stanford University Press.
- 高橋友佳理(2017年9月14日) 「「難民の記憶の糸はここに～UNHCRアーカイブ：国連難民高等弁務官事務所 モンラート・ガラヨア氏に聞く」『朝日新聞GLOBE』 2022年9月2日アクセス <https://globe.asahi.com/article/11623724> (ウェブページのアクセス日は以下同じ。)
- 国立公文書館(n.d.). 「認証アーキビストについて」

<https://www.archives.go.jp/ninsho/aboutCAJ/index.html>

歴史資料ネットワーク(2015).「『地域歴史遺産』の保全・継承に向けての神戸宣言」

<http://siryo-net.jp/%e5%8f%b2%e6%96%99%e3%83%8d%e3%83%83%e3%83%88%e3%81%a8%e3%81%af/201502-kobe-declaration/>

読者のためのおすすめブックリスト

<記録とアイデンティティとの関係について>

- ・ ソフィー・クーレ、剣持久木訳(2013).「講演 記憶の略奪—第二次大戦中にナチの戦利品を経てソ連に渡った公文書—」『日仏歴史学会会報』28, 38-50. https://doi.org/10.32200/bsfjsh.28.0_38

日仏会館で2012年10月31日に行われた講演の記録。公文書と記憶をキーワードとして、公文書をはじめとするフランスの文書が第二次世界大戦中～直後にナチ・ドイツ、そしてソ連に「戦利品」として押収されたことが何をもたらしたのかを考察しています。クーレの考察をより詳しく知りたい人は、フランス語の研究書ですがCoeuré, S. (2007). *La mémoire spoliée: les archives des Français, butin de guerre nazi puis soviétique (de 1940 à nos jours)*, Payotを読んでみてください。

<地域の歴史資料の保全・継承のための活動について>

- ・ 歴史資料ネットワーク <http://siryo-net.jp/>
2-2. で紹介した歴史資料ネットワークのウェブサイト。歴史資料ネットワークがこれまで取り組んできた活動だけでなく、水に濡れた資料を家庭で簡単に処置する方法についても紹介されています。
- ・ 人間文化研究機構「歴史文化資料保全の大学・共同利用機関ネットワーク事業」監修・天野真志・後藤真編(2022).『地域歴史文化継承ガイドブック 付・全国資料ネット総覧』文学通信. <https://bungaku-report.com/pres-network.html>

地域に伝わる多様な資料とそれらを保存・継承するための考え方についての紹介と、地域における資料保存を最前線で担う歴史資料ネットワークの日本各地での活動について紹介されています。

ディスカッション・トピック

あなたの家や学校のある地域で起きた歴史上の出来事やそれにまつわる人物について調べたい時、どのような場所でどのようなものを調べれば良いでしょうか。1つ例を挙げて、次の2つの条件を満たす形で調査計画を作ってみましょう。

- ・ 条件1：インターネットを検索してわかることだけでなく、紙で残された

記録も活用してください。

- 条件2：その出来事や人物には様々な立場の人たちが関わっていることが明らかにできるような計画にしてみましょう。

執筆者一覧（名字五十音順 / * は編者）

.....

遠藤 嘉広 *（第 10 章）

愛知教育大学等非常勤講師。東京大学大学院総合文化研究科地域文化研究専攻博士後期課程単位取得退学。主な研究分野は、旧ユーゴスラヴィア地域の現代史、紛争研究。「民族紛争を見る視点—クロアチア紛争を例に」（エスニック・マイノリティ研究会編『多様性を読み解くために』東京外国語大学海外事情研究所、2020年）、「ユーゴスラヴィア解体と人民軍—1980年代後半以降の国内政治の関わりを中心に」（『年報地域文化研究』2008年）。

金 雪梅（第 4 章）

東京外国語大学大学院総合国際学研究所、博士後期課程在学中。武蔵大学他非常勤講師。尹東柱研究、植民地期朝鮮文学研究。共著に『韓国文学を旅する 60 章』（第 26 章執筆）（明石書店、2020年）。

JA 日下 *（第 1 章）

明治学院大学文学部英文学科准教授。英国ウォーリック大学にて博士号取得。主な研究分野は現代英語圏文学、ポストコロニアル研究、アダプテーション研究。共著に『多様性を読み解くために』（東京外国語大学海外事情研究所、2020年）、*Global Perspectives in the English-speaking World: Past and Present*（松柏社、2022年）などがある。

栗林 大 *（第 8 章）

法政大学通信教育部兼任教員。中央大学大学院法学研究科政治学専攻博士後期課程単位取得退学。専門は政治理論、政治社会学。主な研究分野はナショナリズムの社会理論、ナショナル・アイデンティティ論。共著に『多様性を読み解くために』（東京外国語大学海外事情研究所、2020年）、『市民社会と立憲主義』（法政大学出版局、2012年）。主要論文に「新自由主義的世界における多文化主義の再構成に向けて」（『中央大学社会科学研究所年報』第 21 号所収、2017年）など。

香坂 直樹 *（序章、第 13 章）

跡見学園女子大学文学部等兼任講師。東京大学大学院総合文化研究科地域文化研究専攻修了。博士（学術）。主な研究分野はスロヴァキアやチェコを中心とする戦間期中東欧。共著に『多様性を読み解くために』（東京外国語大学海外事情研究所、2020年）など。

小島 望（第 7 章）

白鷗大学法学部専任講師。明治大学政治経済学研究科政治学専攻博士後期課程修了。ナショナリズム、国民国家論。共著に「三王国戦争期イングランド王党派ネイション概念とラディカルな契機—『月面の男』を手掛かりに—」（『歴史のなかのラディカリズム』（彩流社、2021年）など。

佐藤 勸治（第12章）

獨協大学国際教養学部教授。専門はラテンアメリカ地域研究、ラテンアメリカ近現代史。特にメキシコ・米国境地域史。「1911年中国人移民虐殺事件の諸相：メキシコ新興都市トレオンの中国人移民」『マテシス・ユニウェルサリス』第23巻第2号（2022年）、「『邦人七名殺害の風説』：トレオン中国人移民虐殺事件（1911年）と日本人移民」樋口映美編『歴史の中のひとびと：出会い・喚起・共感』（彩流社、2020年）など。

鈴木 珠美（第11章）

東京外国語大学特別研究員。東京大学大学院総合文化研究科地域文化研究専攻博士後期課程単位取得満期退学。主な研究分野は、南チロルを中心とするオーストリア、イタリアの国境地域の歴史。主な業績は、「コラム：『戦後南ティロールの射撃文化』」（大津留厚・水野博子・河野淳・岩崎周一編『ハプスブルク史研究入門－歴史のラビリンスへの招待』昭和堂、2013年）。

辻河 典子*（第14章）

近畿大学文芸学部准教授。東京大学大学院総合文化研究科地域文化研究専攻単位取得退学。博士（学術）。専門はハンガリー・中央ヨーロッパ近現代史。主要著作に『パリ講和会議体制とハンガリー：亡命政治家からみたヨーロッパ国際関係』（東京大学出版会、2021年）。

鶴園 裕基（第3章）

香川大学法学部准教授。早稲田大学大学院政治学研究科修了、博士（政治学）。主な研究分野は台湾研究、華僑華人研究、人の移動をめぐる国際関係史。近著に、「送還、登録、法的地位——占領期在日中国・台湾人に対する移動管理の始動（1945-1947）」『現代台湾研究』第49号（2019年7月）、「日華平和条約と日本華僑——五二年体制下における「中国人」の国籍帰属問題（1951-1952）」『日本台湾学会報』第22号（2020年7月）などがある。

松岡 格*（第5章）

獨協大学国際教養学部教授。東京大学大学院総合文化研究科地域文化研究専攻単位取得退学。博士（学術）。研究分野は地域研究（中国語圏）、文化人類学。『台湾原住民社会の地方化：マイノリティの20世紀』（単著、研文出版、2012）、『台湾原住民の姓名と身分登録』（野林厚志・松岡格編、国立民族学博物館、2019）などがある。

水野 延之（第9章）

浜松学院大学短期大学部ほか非常勤講師。筑波大学大学院人文社会科学研究科博士後期課程修了。博士（文学）。研究分野は西洋近代史・社会思想史。主要業績に「イタリアにおけるフランス革命史研究についての一考察—デ・フランチェスコの連邦主義論から—」『研究紀要』第5号、2016年3月、早稲田大学イタリア研究所、など。

森下 嘉之*（第2章）

茨城大学人文社会科学部准教授。東京大学大学院総合文化研究科地域文化研究専攻修了。博士（学術）。主な研究分野はチェコを中心とする中・東欧近現代史。主要著作に、『近代チェコ住宅社会史——新国家の形成と社会構想』（北海道大学出版会、2013年）、共著に『多様性を読み解くために』（東京外国語大学海外事情研究所、2020年）など。

森山 至貴（第6章）

早稲田大学文学学術院准教授。東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻単位取得満期退学。博士（学術）。専攻は社会学、クィア・スタディーズ。主要著作に『LGBTを読みとく——クィア・スタディーズ入門』（ちくま新書、2017年）、『10代から知っておきたいあなたを閉じこめる「ずるい言葉」』（WAVE出版、2020年）など。

ENSG (Ethnicity, Nation, State, and the Globe) 第8号 (特別号)

多様性を読み解くために II：身近な視点からとらえなおす

発行日：2024年6月30日

編者：エスニック・マイノリティ研究会

(ENSG編集委員：遠藤嘉広、JA日下、栗林大、
香坂直樹 (特別号編集長)、辻河典子、松岡格、森下嘉之)

執筆者：遠藤嘉広 / 金雪梅 / JA日下 / 栗林大 / 香坂直樹 / 小島望 /
佐藤勘治 / 鈴木珠美 / 辻河典子 / 鶴園裕基 / 松岡格 /
水野延之 / 森下嘉之 / 森山至貴

発行所：エスニック・マイノリティ研究会

〒340-0042 埼玉県草加市学園町1-1

獨協大学国際教養学部 松岡研究室内

<https://academic-circle-study-ensg.net/>

装幀：油谷佳歩

ISSN 2432-9576

